

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会
報告書」(案)に関する意見募集結果及びこれに対する考え方(案)

平成20年7月10日

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」報告書(案) に対する意見募集結果

- 1 意見募集期間 平成20年5月24日(土)～6月23日(月)
2 提出件数 97件

提出者一覧

(注)事業者等の分類は、事務局において便宜上設けたもの。

<p>○ 放送関係 72件</p> <p>(事業者団体)5件</p> <p>1 ケーブルテレビ無線利活用促進協議会</p> <p>2 (社)デジタルラジオ推進協会</p> <p>3 (社)日本民間放送連盟</p> <p>4 デジタル放送研究会</p> <p>5 日本コミュニティ放送協会</p> <p>(地上テレビ・AM)23件</p> <p>6 朝日放送(株)</p> <p>7 大阪放送(株)</p> <p>8 (株)アール・エフ・ラジオ日本</p> <p>9 (株)STVラジオ</p> <p>10 (株)熊本放送</p> <p>11 (株)中国放送</p> <p>12 (株)TBSラジオ & コミュニケーションズ</p> <p>13 (株)テレビ朝日</p> <p>14 (株)東京放送</p> <p>15 (株)栃木放送</p> <p>16 (株)ニッポン放送</p> <p>17 (株)文化放送</p> <p>18 (株)毎日放送</p> <p>19 (株)南日本放送</p> <p>20 (株)ラジオ福島</p> <p>21 (株)和歌山放送</p> <p>22 九州朝日放送(株)</p> <p>23 山陽放送(株)</p> <p>24 静岡放送(株)</p> <p>25 東海ラジオ放送(株)</p> <p>26 日本放送協会</p> <p>27 北海道放送(株)</p> <p>28 山口放送(株)</p>	<p>(地上FM) 30件</p> <p>29 岡山エフエム放送(株)</p> <p>30 (株)エフエム愛知</p> <p>31 (株)エフエム青森</p> <p>32 (株)エフエム石川</p> <p>33 (株)エフエム大阪</p> <p>34 (株)エフエム香川</p> <p>35 (株)エフエム鹿児島</p> <p>36 (株)エフエム熊本</p> <p>37 (株)エフエム群馬</p> <p>38 (株)エフエム佐賀</p> <p>39 (株)エフエム山陰</p> <p>40 (株)エフエム滋賀</p> <p>41 (株)エフエム仙台</p> <p>42 (株)エフエム東京</p> <p>43 (株)エフエム徳島</p> <p>44 (株)エフエム栃木</p> <p>45 (株)エフエム長崎</p> <p>46 (株)FM802</p> <p>47 (株)エフエム福岡</p> <p>48 (株)エフエム北海道</p> <p>49 (株)エフエム宮崎</p> <p>50 (株)エフエム山口</p> <p>51 (株)エフエムラジオ新潟</p> <p>52 (株)ZIP-FM</p> <p>53 (株)ベイエフエム</p> <p>54 岐阜エフエム放送(株)</p> <p>55 静岡エフエム放送(株)</p> <p>56 長野エフエム放送(株)</p> <p>57 広島エフエム放送(株)</p> <p>58 福井エフエム放送(株)</p>	<p>(CS・CATV)7件</p> <p>59 (株)キャッチネットワーク</p> <p>60 (株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ</p> <p>61 (株)ソニー・放送メディア</p> <p>62 (株)ハートネットワーク</p> <p>63 (株)WOWOW</p> <p>64 玉島テレビ放送(株)</p> <p>65 ひまわりネットワーク(株)</p> <p>(その他放送関係)7件</p> <p>66 ISDB-T マルチメディアフォーラム</p> <p>67 クアルコムジャパン(株)</p> <p>68 FLO Forum</p> <p>69 マルチメディア放送企画LLC 合同会社</p> <p>70 マルチメディア放送ビジネスフォーラム</p> <p>71 メディアフロージャパン企画(株)</p> <p>72 モバイルメディア企画(株)</p>	<p>○ ICT関係 10件</p> <p>(携帯電話事業者)2件</p> <p>73 (株)NTTドコモ</p> <p>74 KDDI(株)</p> <p>(通信機器・メーカー)4件</p> <p>75 京セラ(株)</p> <p>76 ニューポート・メディア(株)</p> <p>77 マスプロ電工(株)</p> <p>78 ローデ・シュワルツ・ジャパン(株)</p> <p>(ITS)1件</p> <p>79 (財)道路交通情報通信システムセンター</p> <p>(その他ICT関係)3件</p> <p>80 伊藤忠テクノソリューションズ(株)</p> <p>81 イマジネーションテクノロジーズ(株)</p> <p>82 (株)Big Picture International</p>	<p>○ その他 6件</p> <p>(商社)2件</p> <p>83 伊藤忠商事(株)</p> <p>84 三井物産(株)</p> <p>(団体・研究機関等)4件</p> <p>85 在京米国大使館</p> <p>86 東京都地域婦人団体連盟</p> <p>87 (独)情報通信研究機構</p> <p>88 YRP研究開発推進協会</p> <p>○ 個人等 9件</p>
--	---	---	---	--

《 目 次 》

1. 「第1章 検討の基本的視点」に対する意見.....	1
2. 「第2章 実現する放送」に対する意見.....	1 1
3. 「第3章 周波数の割当て」に対する意見.....	2 8
4. 「第4章 制度の在り方」に対する意見.....	7 4
5. 「第5章 技術方式の在り方」に対する意見.....	1 4 4
6. 「第6章 今後のスケジュール」に対する意見.....	1 7 1
7. 全体に対する意見.....	1 7 7

(注) 提出された意見は、事務局において、内容に応じ各章の各論点に分類整理している。

意見募集で提出された意見及びそれに対する考え方（案）

1. 「第1章 検討の基本的視点」に対する意見

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
1-1		はじめに	1	<p>放送政策において留意されてきた・・・といった視点に加えと述べているとおり、放送政策の視点を大切にすべきである。一方、事業運営の考え方が資本力や競争原理に傾斜し過ぎると、資本力に乏しいローカルラジオ事業者はデジタル放送の手段をなくし、国家的課題であるICT活用の本筋から閉め出されることになりかねない。</p> <p>従って、制度設計の理念の中に、ローカルラジオ事業者の参入機会の確保をはっきりと示すべきである。</p> <p>ラジオ事業者は、リアルタイムコンテンツに関して優れたノウハウと経験を有しており、このノウハウと経験をマルチメディア放送のリアルタイムコンテンツに生かすことが望ましい。ローカル文化の振興、ローカル情報の伝達、ローカル産業振興の貢献、災害時放送等、ラジオ事業者が果たす役割を有効に活用する一方、ラジオ事業者にデジタル放送進出の機会を確保することが必要と考える。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム群馬】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
1-2				<p>情報通信法（仮）の制定は、50余年に亘る法制度の抜本的な見直しであり、通信と放送が本格的に連携したサービスとして、本メディアがその先例・成功事例となる事を期待したい。</p> <p style="text-align: right;">【伊藤忠商事】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する賛成意見と考えます。</p>
1-3	1	これまでの経緯	2	<p>※ なお、第1章 1（1）において、「2003年10月に地上デジタルラジオ放送の実用化試験放送」とありますが、「地上デジタル音声放送の実用化試験放送」の誤記と思われます。</p> <p style="text-align: right;">【マルチメディア放送ビジネスフォーラム】</p>	<p>ご指摘のとおり、「地上デジタル音声放送の実用化試験放送」と修正します</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
1-4				<p>なお、第1章 1 (1) において、「2003年10月に地上デジタルラジオ放送の実用化試験放送」とありますが、「地上デジタル音声放送の実用化試験放送」の誤記と思われます。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム東京】</p>	
1-5				<p>(編注:「2011年7月24日には、デジタル放送へ完全移行することが予定されている。」という記述について) 2011年7月24日には、デジタル放送へ完全移行する。(決定事項)</p> <p style="text-align: right;">【九州朝日放送】</p>	<p>ご指摘のとおり、地上テレビジョン放送は2011年7月24日に完全デジタル化しますが、時制が将来であることから、表記も将来形としたものです。</p>
1-6				<p>1. 2011年にはアナログ停波ができないので、絵空事。</p> <p>2. アナログ停波ができたとしても、2011年には携帯端末の通信速度は十分速くなっており、コンテンツ配信はyoutubeのようなもので十分。いまさら放送によるコンテンツ配信は無意味で、電波が余るなら携帯端末の通信用にまわすべき。放送以外までメディア規制をかける情報通信法案という愚策をやめれば、それで十分。</p> <p>3. どうしてもやるというなら、免許条件としてDRMは禁止しておくべき。</p> <p style="text-align: right;">【個人等(太田昌孝)】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。</p>
1-7				<p>現状のアナログ放送の利用周波数帯域幅は、VHF(L)18MHz, VHF(H)52MHz, UHF300MHz の合計370MHz が使われている。</p> <p>地上デジタル放送の利用周波数帯域幅は、UHF240MHz が予定されている。</p> <p>そもそも地上アナログ放送を地上デジタル放送に集約されることで、アナログ放送では不可能であった隣接チャンネルが利用可能となるため、放送での利用周波数資源は半分になるはずかと思う。</p> <p>地上アナログ放送よりも地上デジタル放送の方が置局数を減らすことが可能であり、地上デジタル放送全体での必要周波数は半分よりも更に減らすことが可能と思われる。</p> <p>にもかかわらず、240MHz の帯域を地上デジタル放送で利用することは、少な</p>	<p>本懇談会は、90-108MHz 及び207.5-222MHz の周波数帯域について検討を行っているものです。</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				<p>くとも約 54MHz の周波数は余分に確保しているのではないかと思う。</p> <p>電波の有効利用の観点から、これら周波数を議論しないことは問題かと思う。</p> <p>デジタル化による空き周波数は UHF 帯の 710～770MHz では無く、656～770MHz とすることが妥当ではないかと考えている。</p> <p style="text-align: right;">【個人等（匿名）】</p>	
1-8				<p>サービスの実施時においては、可能な限りこの 2.5MHz が利用可能となる様に自営通信側と再度調整が必要と考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【伊藤忠商事】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
1-9	2(1)	基本的考え方	5	<p>事業者の工夫を生かす基本的な考え方に賛同する。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム香川】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する賛成意見と考えます。</p>
1-10			<p>事業者の自主性を重んじ、マルチメディア放送の発展を留意されたことには賛同する。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム仙台】</p>		
1-11			<p>事業者の工夫を生かす考え方に賛同する。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム徳島】</p>		
1-12			<p>⑤については賛同する。</p> <p>規制緩和により、事業の発展、継続性に配慮した制度を望む。規制により事業者が撤退するようでは聴取者の多様なニーズを満たすことができない。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム青森】</p>		
1-13			<p>規制を緩和し、事業者の自主性を重視すること、ビジネスとして維持できるという考えに賛同する。</p> <p>事業性を阻害する規制により、事業者の撤退が起きるようなことのないことを望む。</p>		

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				【エフエム大阪】	
1-14				<p>「できる限り事業者の創意工夫をいかせるもの」「多様なニーズを生かせるもの」「ビジネスとして維持できる」ことに賛同いたします。</p> <p>規制緩和により国民の多様なニーズに合わせたサービス、事業の発展に留意した制度を望みます。</p>	
				【エフエム佐賀】	
1-15				<p>「出来る限り事業者の創意工夫を生かせ」「かつ、ビジネスとして維持できる」ことに賛同する。</p> <p>従来の放送制度とは違う、規制緩和により事業者の自主性を重んじ、事業の発展・継続性に留意した制度を望む。事業性を阻害する規制により、事業者の撤退が起こるようでは、結果的に公共の福祉の拡大につながらない。</p>	
				【エフエム山陰】	
1-16				<p>「⑤新たな放送の制度は、できる限り事業者の創意工夫を生かせるものとすることによって、中長期的に国民の多様なニーズを満たし、かつ、ビジネスとして維持できることに留意した。」とした点に強く賛同いたします。</p> <p>従来の放送制度とは違う、規制緩和により事業者の自主性を重んじ、事業の発展・継続性に留意した制度が導入されることを望みます。事業性を阻害する規制により、事業者の撤退が起こるようでは、結果的に公共の福祉の拡大につながらないこととなります。</p>	
				【エフエム東京】	
1-17				<p>「出来る限り事業者の創意工夫を生かせ」かつ、「ビジネスとして維持できる」ことには賛同します。</p> <p>従来の放送制度とは違う規制緩和により事業者の自主性を重んじ、事業の発展・継続性に留意した制度を望みます。</p>	
				【エフエム栃木】	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
1-18				<p>「出きる限り事業者の創意工夫を活かせ」「かつ、ビジネスとして維持できる」ことに賛同する。</p> <p>従来の放送制度とは違う、規制緩和により事業者の自主性を重んじ、事業の発展・継続性に留意した制度を望む。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム北海道】</p>	
1-19				<p>「出来る限り事業者の創意工夫を生かせ」「かつ、ビジネスとして維持できる」ことに賛同する。</p> <p>従来の放送制度とは違う、規制緩和により事業者の自主性を重んじ、事業の発展・継続性に留意した制度を望む。事業性を阻害する規制により、事業者の撤退が起こるようでは、結果的に公共の福祉の拡大につながらない。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム山口】</p>	
1-20				<p>この考え方に賛同する。</p> <p>従来の放送制度とは違う、規制緩和により事業者の自主性を重んじ、事業の発展・継続性に留意した制度を望む。事業性を阻害する規制により、事業者の撤退が起こるようでは、結果的に公共の福祉の拡大につながらない。</p> <p style="text-align: right;">【広島エフエム放送】</p>	
1-21	2(2)	2011年頃におけるメディア環境	5～6	<p>報告書（案）では「2011年頃におけるメディア環境」という見出しであるが、「固定系」[移動系]ともにデジタルメディアのみに言及され、全世界に普及しているFMラジオに言及されていないのは、不自然であると考えます。</p> <p>アナログ放送としてのFMラジオ放送は、2011年以降も安心・安全の地域メディアとして全世界で継続されるものと理解しています。また、特に「車載用」の分野においては、FM放送が大きな存在を占めるはずです。</p> <p style="text-align: right;">【デジタル放送研究会】</p>	<p>「2011年頃におけるメディア環境」では、新たに出現するメディアについて記載しており、2011年頃においてもFMラジオ、AMラジオについては、継続されていることを前提として考えています。</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
1-22				<p>2011年頃といえども、アナログラジオは重要メディアとして存在すると予想されるので、「メディア環境」を論ずるのであれば、アナログラジオの記載は不可欠ではないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【ベイエフエム】</p>	
1-23	2(3)	ア 導入状況	6～7	<p>マルチメディア放送が各国で開始されている状況について、事業展開が順調でない理由の一つに「チャンネル数が少ないこと」が挙げられているが、これは技術的に放送可能なチャンネル数ではなくて、実際に放送されているチャンネル数（番組数）のことではないか。そうであれば、趣旨の明確化のため、「チャンネル数」を「放送されているチャンネル数（番組数）」と明記すべきである。技術的に放送可能なチャンネル数については、少なくとも MediaFLO については最大22チャンネルを確保することが可能であり、この理由は該当しない。</p> <p style="text-align: right;">【クアルコム・ジャパン】</p>	<p>ご指摘のとおり「チャンネル数が少ないこと」は「放送されているチャンネル数が少ないこと」を意味するものですが、趣旨は明確であると考えます。</p>
1-24				<p>マルチメディア放送が各国で開始されている状況について、事業展開が順調でない理由の一つに「チャンネル数が少ないこと」が挙げられている。しかし、これは技術的に放送可能なチャンネル数ではなくて、実際に放送されているチャンネル数（番組数）のことであると FLOForum は理解する。そうであれば、趣旨の明確化のため、「チャンネル数」を「放送されているチャンネル数（番組数）」と明記すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【FLO Forum】</p>	
1-25				<p>最後の文（「・・・指摘されている。」）の後に、以下を加筆されたい。</p> <p>「ワンセグ放送は、テレビジョン放送として放映中の番組をそのまま放映してきたのでチャンネル数が少ないことはこれまで問題とならなかったが、逆に新たなサービスとしてのマルチメディア放送とは呼べないという問題がある。今後独自放送が開始される場合は、他方式の場合と同様、チャンネル数（番組数）の少なさが問題となる可能性がある。」</p> <p style="text-align: right;">【クアルコム・ジャパン】</p>	<p>ご指摘の部分は「諸外国の動向」の「導入状況」を説明している部分であり、ご指摘の記述はその説明上不可欠とは考えていません。ご指摘は、今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
1-26	2(3)	イ 制度整	7	<p>欧州では、カバー率についてはベスト・エフォート・アプローチをとって</p>	<p>ご指摘の「サービスエリアを</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
		備		<p>るため、フランス・ドイツではサービスエリアを地上放送に準じた形で整備しているというのは正しくない。よって、本部分を以下のように修正されたい。</p> <p>「フランス、ドイツ、韓国等では、マルチメディア放送について、基本的に地上放送に準じた形で制度を整備しているほか、外資規制、マスメディア集中排除原則、番組規律等を設けるなど、「放送」としての制度整備を図っている。また、フランス、ドイツにおいては免許の際にその放送についての一定の普及義務を課しており、韓国ではサービスエリアを地上テレビジョン放送と同様にしている。</p> <p>なお、米国においては非放送サービスとして扱われている。」</p> <p style="text-align: right;">【クアルコム・ジャパン】</p>	地上テレビジョン放送と同様にしているほか」との記述は、「全国放送」「地域放送」といった放送対象地域に相当する概念の考え方を指しているものであり、ご指摘は当たらないと考えます。
1-27				<p>欧州における携帯端末向けマルチメディア放送の法規制は統一されていないが、多くの国は従来型の放送に関する法規制を踏襲している。これには、許可を受ける事業主体の資本規制、放送内容やサービスの提供に係る規制などがある。懇談会は、携帯端末向けマルチメディア放送が新たなタイプのサービスであることを念頭に、資本規制その他上記の事項に関する"light touch（緩やかな）"規制こそが利益をもたらすということを是非理解していただきたい。サービスは、ユーザが購入しやすい価格で提供されるべきで、多元主義、文化的多様性、ユーザの需用により進化する可変性などを理念とすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【FLO Forum】</p>	今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。
1-28	2(3)	ウ 技術方式	7	<p>唯一の表記は、日本でも唯一の標準化を目指していると推察（誤解）され削除すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人等（藤原功三）】</p>	ご指摘の部分は「諸外国の動向」の「技術方式」に係る事実関係を説明している部分であることから、修正は不要と考えます。
1-29	2(3)	エ その他	7～8	<p>（注）において、「ISDB-T方式を諸外国に普及させるための活動」とは、ISDB-T（ワンセグ）の普及のことなのか、ISDB-TsbやISDB-Tmmを含めて普及活動を行っているという趣旨なのかが分かりにくい。よって、「ISDB-T（ワンセグ）」</p>	我が国は「ISDB-T方式」を普及させるための活動を行っているものであり、「ワンセグ」

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				<p>方式を諸外国に普及させるための活動」と明記されたい。</p> <p style="text-align: right;">【クアルコム・ジャパン】</p>	<p>に限って普及活動を行っているものではないため、修正は不要と考えます。</p>
1-30				<p>日本の外で ISDB-T が採用されたとしても（例：ブラジル）、これは主として固定テレビジョン向け地上波放送に関する方式の話である。FLOForum は、携帯端末向けマルチメディア放送については、技術中立性こそが利益をもたらすと考える。これは、携帯端末向けマルチメディア放送が動きの早いビジネス環境における新たなサービスであり、インフラストラクチャー、携帯端末、コンテンツのあらゆる面において産業の新たな投資を必要とするためである。</p> <p style="text-align: right;">【FLO Forum】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
1-31	2(4)	ア 基本的 方向性	8	<p>「既存サービスの延長ではなく、従来にない全く新しいサービスの提供が促進されることを希望」「いろいろなビジネスモデルが試され、競争する環境が維持」との意見を支持する。</p> <p style="text-align: right;">【Big Picture International】</p>	<p>ご指摘の部分は、「新たな放送に対する関係者の意見」を説明している部分であります。</p> <p>ご指摘は、今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
1-32				<p>ユーザーの利便性を最大限考え、本メディアは「ファイル型サービス」を特徴とするものとする。</p> <p style="text-align: right;">【伊藤忠商事】</p>	<p>ご指摘の部分は、「新たな放送に対する関係者の意見」を説明している部分であります。</p> <p>ご指摘は、今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
1-33	2(4)	ウ(ウ)放送の規律	10	<p>「免許主体は既存ラジオ放送事業者を優先してほしい」との意見を支持しない。新たな技術やビジネスモデルの場合、市場への新規参入者が進歩や有益な行動を最ももたらすことが多い。これにより多くの場合市場全体が拡大し、既存の事業者も工夫次第で裨益することができる。</p> <p style="text-align: right;">【Big Picture International】</p>	<p>ご指摘の部分は、「新たな放送に対する関係者の意見」を説明している部分であります。</p> <p>ご指摘は、今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。</p>
1-34	2(4)	エ(エ)採用すべき技術方式	11 ～ 12	<p>現在、1億加入を超える携帯電話ユーザーに対し、その約3割がワンセグ対応端末である。ワンセグとの共用端末でサービスを提供する事は本メディアの普及において必須条件と考え賛成である。</p> <p style="text-align: right;">【伊藤忠商事】</p>	<p>ご指摘の部分は、「新たな放送に対する関係者の意見」を説明している部分であります。</p> <p>ご指摘は、今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。</p>
1-35				<p>地上デジタル放送と同一の物理方式である ISDB-Tmm 方式や ISDB-Tsb 方式は、地上デジタル放送で内部留保されている約 54MHz の周波数帯域を有効に利用して新たな放送サービスを提供する方が、有限な電波を有効利用することができ、受信装置・送信装置等のコスト低減に繋がるのではないかと思います。</p> <p>(UHF 帯を利用した方が VHF 帯を利用するよりも、受信機リソース負担は格段に少ない。皆無に近い。)</p> <p>新たな割り当てについては、既存放送局や既存放送関係事業者で構成された企業体ではなく、新たな技術や文化を創出する新規業者へ優先的に割り当てることで、新規市場の構築や市場の活性化を進めるべきではないでしょうか?</p> <p style="text-align: right;">【個人等(匿名)】</p>	<p>ご指摘の部分は、「新たな放送に対する関係者の意見」を説明している部分であります。</p> <p>ご指摘は、今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。</p> <p>なお、事業者等の制約については第4章に記載しているとおりです。</p>
1-36				<p>MediaFLO が ISDB-Tmm と並んで「新たな方式」と称されているが、MediaFLO は既に確立されたグローバルな技術である。一方の ISDB-Tmm は新たな方式であるだけでなく、未だ開発中の実証されていない技術であり、この区別は明確にされるべきである。実際に比較するのであれば、6MHz の帯域</p>	<p>ご指摘の部分は、「新たな放送に対する関係者の意見」を説明している部分であります。</p> <p>ご指摘は、今般の意見募集に</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				<p>で毎秒 30 フレームを 22 チャンネルで放送できる MediaFLO と、毎秒 15 フレームで 13 チャンネルを放送するワンセグとを比較すべきである。</p> <p style="text-align: center;">【Big Picture International】</p>	<p>係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
1-37				<p>（編注：「第 1 章エ（エ）「携帯電話だけでなく、自動車向けにもサービスが実施出来るシステムと事業者を選択すべき」という記述について）上記の考え方に強く賛同します。事業者の比較審査の項目として「携帯電話以外の端末の実現性」というものを加えて頂きたい旨提案します。</p> <p style="text-align: center;">【マルチメディア放送ビジネスフォーラム】</p>	<p>ご指摘の部分は、「新たな放送に対する関係者の意見」を説明している部分であり、修正は不要と考えます。</p> <p>ご指摘は、今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
1-38				<p>（編注：「携帯電話だけでなく、自動車向けにもサービスが実施出来るシステムと事業者を選択すべき」という記述について）上記の考え方に強く賛同します。事業者の比較審査の項目として「携帯電話以外の端末の実現性」というものを加えて頂きたい旨提案します。</p> <p style="text-align: center;">【エフエム東京】</p>	
1-39				<p>報告書（案）本文では、「マルチメディア放送」の今後の展開を中心に記述されています。</p> <p>現在のアナログラジオ放送へのデジタル技術の応用（IBOC 等）や地域性のあり方については、今後さらに別の場での検討に委ねられるべきものと理解します。特に「車載用」の分野は市場としても大きな存在であり、検討の場が別に設定されることを希望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【デジタル放送研究会】</p>	<p>本懇談会は、90-108MHz 及び 207.5-222MHz の周波数帯域を用いる放送について検討を行ったものです。</p>
1-40				<p>将来予想される、現アナログラジオ放送の高度利用、デジタル化において、IBOC 方式は有効な方法の 1 つと思われます。このことについて今後検討の場が設けられることを期待します</p> <p style="text-align: center;">【ベイエフエム】</p>	

2. 「第2章 実現する放送」に対する意見

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
2-1		実現する放送	13 ～ 15	<p>地域向け放送の必要性が、本報告書(案)において明記されている事について、「情報の地方分権」を唱え続けてきた当社は大いに賛同する。</p> <p style="text-align: right;">【中国放送】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書(案)に対する賛成意見と考えます。</p>
2-2				<p>広域放送は現状のラジオ聴取習慣を考えると広域に馴染む番組は少数と考えられる。テレビの九州ブロック番組の現状を見ても同様である。県域放送と広域放送の切り分けが必要と考えられ、広域は現状行われているネットワークによるものが妥当と考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【九州朝日放送】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。</p>
2-3				<p>「地域向けの放送」が必要であることと明記しながら、この「地域向けの放送」としてコミュニティ放送と複数都道府県一括放送のみを例示し、県域放送を無視するのは論理的に誠に不合理である。関東広域圏内の多くの県（茨城県を除く）において、NHK県域放送の実現を求める意見があることでも分かる通り、多数の視聴者は民間放送であれNHKであれ県域放送に期待を寄せている。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム群馬】</p>	<p>ご指摘を踏まえ、p26に「地方ブロック向け放送」についても同様に、「地方ブロックで同一の放送番組」を放送しながら、併せて、例えば、「県域向けの放送番組」を放送することも考えられる。」旨追加しています。</p>
2-4				<p>当社としては今後、これらの「マルチメディア放送サービス」の詳細な検討を進める上において、「地方ブロック向け放送」の制度化の理念としてうたわれている「地域振興」や「地域情報の確保」「地域文化・地域社会への貢献」などについて特に重要視していただきたい。そして、さらに「地域エリアの特性」などを考慮し、1つの放送対象地域内においても中継局ごとの番組編成等が可能となるような柔軟な制度整備などとともに「県域向けの放送番組の提供の場などの確保」なども検討していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【栃木放送】</p>	
2-5				<ul style="list-style-type: none"> 現在、地球温暖化による異常気象、大地震が想定されるなか、地域住民の安心・安全を確保するために、正確かつリアルタイムの防災情報を地域住民に提供することが重要であります。これを実現するためのICTサービスと 	<p>今般の意見募集に係る報告書(案)に対する賛成意見と考えます。</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				<p>して、地域（市町村）単位での携帯端末向けのコミュニティ放送は、リアルタイム性や汎用性の面で有効であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、昨今「地域格差」が進行するなか、「地域再生」を目的として、住民にニーズにあったICTサービスを提供することが重要と考えます。「行政」「観光」「地域イベント」「交通」などの地域情報を、あまねく地域住民にタイムリーに提供できることは、地域住民にとって有用であり、これを実現する方法として携帯端末向けのコミュニティ放送は有効であると考えます。 以上より、今回報告書（案）において、実現する放送の一つとして、市町村単位をエリアとした「新型コミュニティ放送」について提案されたことに対して賛同するとともに、今後もさらに検討を深めて戴きたいと考えます。 <p style="text-align: right;">【ケーブルテレビ無線利活用促進協議会】</p>	
2-6				<ul style="list-style-type: none"> 現在、地球温暖化による異常気象、大地震が想定されるなか、地域住民の安心・安全を確保するために、正確かつリアルタイムの防災情報を地域住民に提供することが重要であります。これを実現するためのICTサービスとして、地域（市町村）単位での携帯端末向けのコミュニティ放送は、リアルタイム性や汎用性の面で有効であると考えます。 また、昨今「地域格差」が進行するなか、「地域再生」を目的として、住民にニーズにあったICTサービスを提供することが重要と考えます。「行政」「観光」「地域イベント」「交通」などの地域情報を、あまねく地域住民にタイムリーに提供できることは、地域住民にとって有用であり、これを実現する方法として携帯端末向けのコミュニティ放送は有効であると考えます。 以上より、今回報告書（案）において、実現する放送の一つとして、市町村単位をエリアとした「新型コミュニティ放送」について提案されたことに対して賛同するとともに、今後もさらに検討を深めていただきたいと考えます。 <p style="text-align: right;">【キャッチネットワーク】</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
2-7				<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、地球温暖化による異常気象、大地震が想定されるなか、地域住民の安心・安全を確保するために、正確かつリアルタイムの防災情報を地域住民に提供することが重要であります。これを実現するためのICTサービスとして、地域（市町村）単位での携帯端末向けのコミュニティ放送は、リアルタイム性や汎用性の面で有効であると考えます。 ・ また、昨今「地域格差」が進行するなか、「地域再生」を目的として、住民にニーズにあったICTサービスを提供することが重要と考えます。「行政」「観光」「地域イベント」「交通」などの地域情報を、あまねく地域住民にタイムリーに提供できることは、地域住民にとって有用であり、これを実現する方法として携帯端末向けのコミュニティ放送は有効であると考えます。 ・ 以上より、今回報告書（案）において、実現する放送の一つとして、市町村単位をエリアとした「新型コミュニティ放送」について提案されたことに対して賛同するとともに、今後もさらに検討を深めていただきたいと考えます。 <p style="text-align: right;">【玉島テレビ】</p>	
2-8				<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、地球温暖化による異常気象、大地震が想定されるなか、地域住民の安心・安全を確保するために、正確かつリアルタイムの防災情報を地域住民に提供することが重要であります。災害時は住民に情報を提供するための媒体が停電等により寸断される可能性が高く、一つでも多くの情報伝達媒体が必要と考えます。これを実現するためのICTサービスとして、地域（市町村）単位での携帯端末向けのコミュニティ放送は、リアルタイム性や汎用性の面で有効であると考えます。 ・ また、昨今「地域格差」が進行するなか、「地域再生」を目的として、住民にニーズにあったICTサービスを提供することが重要と考えます。「行政」「観光」「地域イベント」「交通」などの地域情報を、あまねく地域住民にタイムリーに提供できることは、地域住民にとって有用であり、これを実現する方法として携帯端末向けのコミュニティ放送は有効であると考えます。 	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				<ul style="list-style-type: none"> 以上より、今回報告書（案）において、実現する放送の一つとして、市町村単位をエリアとした「新型コミュニティ放送」について提案されたことに対して賛同するとともに、今後もさらに検討を深めていただきたいと思います。 <p style="text-align: right;">【ハートネットワーク】</p>	
2-9				<p>1. 「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」の設定について</p> <p>報告書案が「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」という形態を示したうえで、そのための帯域を確保している点を評価する。この放送においては、音声のほか、データ放送、簡易画像、ダウンロードサービスなど多彩なマルチメディア放送サービスの実現を期待する。一方、アナログラジオからデジタルラジオへの“緩やかな移行”もあり得ると考えており、報告書案が「地方ブロック向け放送」に「デジタルラジオ」の文言を加えた趣旨を、今後の制度化においてしっかりと反映していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【日本民間放送連盟】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する賛成意見と考えます。</p> <p>なお、13頁では「地方ブロック向けデジタルラジオ」と表記していますが、サービスの内容等は、「全国向け放送」と同様、「マルチメディア放送」であることを前提としているものです。</p>
2-10				<p>携帯端末向けマルチメディア放送サービスのひとつとして、「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」が認められたことについて、大いに歓迎する。</p> <p style="text-align: right;">【中国放送】</p>	
2-11				<p>NHKはこれまで、放送のデジタル化に先導的役割を果たすため、デジタルラジオの実用化試験放送に参画し、その実用化に向けて努力してきました。その立場から、報告書（案）において、デジタルラジオが、VHF帯を使用して新たに実現する放送として位置づけられたことを歓迎します。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	
2-12				<p>実現する放送として、「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」と言及しており、更に「既存ラジオ放送のノウハウの活用、サイマル放送あり、と既存ラジオ局の参入を考慮していることを高く評価したい。</p> <p>これを最終制度化まで変わらない事を希望する。</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				【エフエム愛知】	
2-13				<p>(編注:「第4章 1 (1) マルチメディア放送の定義」において)「全国向け放送」「地方ブロック向け放送」等の別を問わず、(中略) このため、放送しなければならない「形態等」を定める事なく、携帯端末での受信を前提として、「映像・音声・データ」、「リアルタイム・ダウンロード」といったサービスを自由に組み合わせることを可能とするよう定義づけることが考えられる。」という考え方に賛同します。</p> <p>これにより、全国向け、地方ブロック向け、新型コミュニティ放送ともに、このマルチメディア放送の定義にて規定されることから、第2章 実現する放送 中においては、「全国向けマルチメディア放送」とともに「<u>地方ブロック向けマルチメディア放送</u>」という記述に統一することで整合性を取るべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【マルチメディア放送ビジネスフォーラム】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書(案)に対する賛成意見と考えます。</p> <p>なお、13頁では「地方ブロック向けデジタルラジオ」と表記していますが、サービスの内容等は、「全国向け放送」と同様、「マルチメディア放送」であることを前提としているものです。</p>
2-14				<p>(編注:「第4章 1 (1) マルチメディア放送の定義」において)「全国向け放送」「地方ブロック向け放送」等の別を問わず、～(中略)～ このため、放送しなければならない「形態等」を定める事なく、携帯端末での受信を前提として、「映像・音声・データ」、「リアルタイム・ダウンロード」といったサービスを自由に組み合わせることを可能とするよう定義づけることが考えられる。」という考え方に賛同します。</p> <p>これにより、全国向け、地方ブロック向け、新型コミュニティ放送ともに、このマルチメディア放送の定義にて規定されることから、第2章 実現する放送 中においては、「全国向けマルチメディア放送」とともに「<u>地方ブロック向けマルチメディア放送</u>」という記述に統一することで整合性を取るべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム東京】</p>	
2-15				マルチメディア放送においては、周波数帯により「全国向け」と「地方ブロック向け」に区別されるが、共にマルチメディア放送として同様の技術仕様及	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				<p>び機能を用いたサービスの提供が可能である。</p> <p>従い、「全国向けマルチメディア放送」に対し、「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」との記載は「地方ブロック向けマルチメディア放送」と修正されるのが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">【三井物産】</p>	
2-16				<p>1. V-LOWにおける「地方ブロック向け放送」が、何故「デジタルラジオ」と表記されているのでしょうか。V-HighとV-Lowでできるサービスの内容は、差はないはずなのに、「デジタルラジオ」と名づけていることは、既存のラジオ事業者の利権を確保継承することを示すものと読み取られかねません。単なる音声サービスや、アナログのラジオ放送のサイマル放送程度に、貴重な周波数を使わせることは、国民の貴重な財産である電波を浪費することと同等と考えます。既存事業者を特に排除する必要はありませんが、既存事業者の古めかしい番組に、ほんの少し化粧を施した如きサービスを中心とするものではないことを明確にするためにも、「ラジオ」という名称を全て削除すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【個人等（匿名）】</p>	
2-17				<p>多くの既存ラジオ社は、「指定地方公共機関」として地方自治体と災害時における放送協定等を結び、社内に防災通信設備を設置するなどしており、報道機関としての実績と経験がある。このようなことを十分に活かすことが、「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」の利用者にとっても大変有益なものとなる。こうした状況を踏まえた制度設計をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【アール・エフ・ラジオ日本】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
2-18				<p>「地方ブロック向け放送」は、既存ラジオ放送とは異なる新規サービスであるが、「地域振興」「地域情報の確保」「地域文化・地域社会への貢献」は既存ラジオ事業者が長期にわたって行ってきた事業活動そのものであり、「既存ラジオのノウハウの活用」は「地方ブロック向け放送」の発展にとって重要であると考えます。このため、新規サービスであっても既存ラジオ事業者が蓄積してきた</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				<p>ノウハウや報道的環境を生かせるような制度整備を行っていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【大阪放送】</p>	
2-19				<p>(編注:「第2章表中の「地域振興」「地域情報の確保」「地域文化・地域社会への貢献」「既存ラジオのノウハウの活用」「通信・放送融合型サービスの実現」の記述について)</p> <p>左欄の内容は、緊急災害報道をはじめとし既存ラジオ事業者が永年に亘り培ってきたノウハウが生かせる部分が多いと考える。地方ブロック向けデジタルラジオ放送の制度整備にあたっては、「既存ラジオ局のノウハウの活用」が生かされることをお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【熊本放送】</p>	
2-20				<p>「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」は、既存ラジオ放送とは異なる新規サービスであるが、携帯端末向けのサービスであることを考えると、既存ラジオ事業者が長い間に培ってきたノウハウが生かされる部分も多い。各事業者のもつ、広い意味での報道的バックグラウンドを含め、新サービスであっても、既存ラジオ事業者が蓄積してきたノウハウが生かされるような、放送メディアとしての制度整備をおこなっていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【栃木放送】</p>	
2-21				<p>「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」は、既存ラジオ放送とは異なる新規サービスであるが、携帯端末向けのサービスであることを考えると、既存ラジオ事業者が長い間に培ってきたノウハウが生かされる部分も多い。各事業者のもつ、広い意味での報道的バックグラウンドを含め、新サービスであっても、既存ラジオ事業者が蓄積してきたノウハウが生かされるような放送メディアとしての制度整備をおこなっていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【ニッポン放送】</p>	
2-22				<p>「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」は、既存ラジオ放送と異なる新たなサービスとして位置づけられている。携帯端末向けサービスであることを考えると、既存ラジオ放送事業者が長い間に培ってきたノウハウが活かされる部分が</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				<p>多い。防災、災害情報の提供、公共的役割を担ってきた実績など、既存ラジオ事業者が蓄積してきたノウハウが活かされるような放送メディアとしての制度設計を行っていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【南日本放送】</p>	
2-23				<p>制度化の理念については、現行のFM放送の実績、ノウハウを活用すべきである。</p> <p>FM放送が今まで取り組んできたFM多重放送、FMケイタイで取り組んできたデータ放送のノウハウが活用されるような制度を望む。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム青森】</p>	
2-24				<p>(編注：地方ブロック向けデジタルラジオ放送の制度化の理念について)</p> <p>既存のFM放送の実績やノウハウは活用すべきと考える。</p> <p>マルチメディア放送において、多彩なサービスを創造するため、FM放送事業者がFM多重放送などで取り組んできた、データ放送や放送通信融合のサービスによるノウハウの活用が可能な制度整備が望まれる。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム香川】</p>	
2-25				<p>既存ラジオ事業者が培ってきた実績やノウハウを活かされるような制度整備を行っていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム鹿児島】</p>	
2-26				<p>制度化の理念の「地域振興」「地域情報の確保」「既存ラジオのノウハウの活用」に関して、県域FM放送の4半世紀に及ぶ実績や放送ノウハウを活用すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム佐賀】</p>	
2-27				<p>「地域振興」、「地域情報の確保」、「既存ラジオのノウハウの活用」に関して、現行のFM放送の実績やノウハウを活用すべきと考える。</p> <p>今回の報告書では、アナログ音声放送は継続という方針の中で、新たなメディアとして「マルチメディア放送」を規定している。マルチメディア放送において、映像だけでない多彩なサービスを創造するため、FM放送事業者がF</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				M多重放送やFMケータイなどで取り組んできた、データ放送や放送通信融合のサービスによるノウハウの活用（ひきつぎ）が可能な制度整備が望まれる。 【エフエム山陰】	
2-28				記載の通りの「地域振興」「地域情報の確保」など、既存ラジオのノウハウを活用すべきと考える。 FMラジオにおいては、FMケータイやFM多重放送において、取り組んできたデータ放送や放送通信融合のサービスの実績もあり、そういったノウハウを新しいマルチメディア放送の多彩なサービスに活用できる制度整備を望む。 【エフエム滋賀】	
2-29				既存のFM放送の実績やノウハウを活用すべきと考える。 マルチメディア放送においては様々なサービスの提供が可能である。そのためにはFM放送事業者が培ってきたノウハウが生かされる制度整備を希望する。 【エフエム徳島】	
2-30				「地方ブロック向け放送」において緊急災害情報等既存ラジオ局が担ってきたノウハウの有効活用を望みたい。また、そのノウハウが十分発揮されるような制度整備を望みたい。 【エフエム長崎】	
2-31				「地域振興」「地域情報の確保」、「既存ラジオのノウハウの活用」については現行のFM放送の実績やノウハウを活用すべきと考えます。 【エフエム栃木】	
2-32				「地域振興」、「地域情報の確保」、「既存ラジオのノウハウの活用」に関して、現行のFM放送の実績やノウハウを最大限に生かせる制度が望まれる。 アナログ音声放送は継続という方針の中で、新たなメディアとして「マルチメディア放送」を規定している。マルチメディア放送において、映像だけでなく多彩なサービスを創造するため、FM放送事業者がFM多重放送やFMケータイなどで取り組んできた、データ放送や放送通信融合のサービスによるノウ	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				ハウの活用が可能な制度整備が望まれる。 【エフエム北海道】	
2-33				F M放送事業者が取り組んでいる文字多重放送やFMケータイなど、データ放送や放送通信融合サービスのノウハウが活用可能な法整備を望みます。 【エフエム宮崎】	
2-34				「地域振興」、「地域情報の確保」、「既存ラジオのノウハウの活用」に関して、現行のFM放送の実績やノウハウを活用すべきと考える。今回の報告書では、アナログ音声放送は継続という方針の中で、新たなメディアとして「マルチメディア放送」を規定している。マルチメディア放送において、映像だけでなく多彩なサービスを創造するため、FM放送事業者がFM多重放送やFMケータイなどで取り組んできた、データ放送や放送通信融合のサービスによるノウハウの活用が可能な制度整備が望まれる。 【エフエム山口】	
2-35				F M放送事業者がこれまで取り組んできたFM多重放送やFMケータイ等のノウハウは「通信・放送融合型サービスの実現」において活用できるものであり、「地域文化・地域振興」についてもこれまで貢献してきた経緯から、FM放送事業者の活用を重視してもらいたい。 【岡山エフエム放送】	
2-36				「地域振興」「地域情報の確保」「既存ラジオのノウハウの活用」に関し、FM放送の実績やノウハウを活用すべきと考えます。 FM放送事業者はこれまでFM多重放送やFMケータイに取り組んできており、そこで培ってきたデータ放送や放送通信融合サービスなどのノウハウが活用されるような制度の整備が望まれると思います。 【岐阜エフエム放送】	
2-37				今回の報告書では、アナログ音声放送は継続という方針の中で、新たなメディアとして「マルチメディア放送」を規定している。マルチメディア放送において、映像だけでなく多彩なサービスを創造するため、FM放送事業者が	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				<p>FM多重放送やFMケータイなどで取り組んできた、データ放送や放送通信融合のサービスによるノウハウの活用（ひきつぎ）が可能な制度整備が望まれる</p> <p style="text-align: right;">【広島エフエム放送】</p>	
2-38				<p>「地域振興」、「地域情報の確保」、「既存ラジオのノウハウの活用」に関して、既存の音声放送の実績やノウハウを最大限活用すべきであると考え。特に地方においては採算性や人的要因から放送事業者以外の制作能力が未成熟であり、放送事業者の自社制作比率が高いことを理由のひとつとしてあげるものである。</p> <p>今回の報告書では、アナログ音声放送は継続という方針の中で、新たなメディアとして「マルチメディア放送」を規定している。マルチメディアの名のもと多彩なサービスを創造するためには、FM放送事業者がFM文字多重放送やFMケータイ等で取り組んできたデータ放送および放送通信融合に向けたノウハウの継承が可能な制度整備を希望するものである。</p> <p style="text-align: right;">【福井エフエム放送】</p>	
2-39				<p>地方ブロック向けデジタルラジオ放送では、できる限り柔軟なサービス提供を可能とする一方、既存ラジオ局のノウハウ・貢献度・実績が、いわば放送の「進化と継承」を志向していると受け取っているが、よろしいか？</p> <p>なお、FM多重放送やFMケータイなどFM放送事業者が取り組んできたデータ放送やその関連サービスなど制度への追加を望む。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム仙台】</p>	<p>報告書（案）に記述しているとおり、「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」においては、制度化の理念として「既存ラジオ局のノウハウの活用」を掲げつつ、サービスの内容等は、「全国向け放送」と同様、「マルチメディア放送」であることを前提としているものです。</p>
2-40				<p>ページなかほどの二つ目のプレットにおける、「既に携帯電話端末向けに行われている情報配信サービスと関連したサービスとなることを前提とすること」は、意味が曖昧で新規事業者に対する委縮効果を持つ可能性があるだけでなく、</p>	<p>ご指摘の部分は、マルチメディア放送が携帯電話端末向けに行われている情報配信サービス</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				<p>厳格に要求すると新たな事業の新規性を阻害する可能性がある。よって、「既に携帯電話端末向けに行われている情報配信サービス」を「既存の、または新たな革新的な携帯電話端末向け情報配信サービス」と修正されたい。</p> <p style="text-align: right;">【クアルコム・ジャパン】</p>	<p>と関連を有するものとなることを前提とすることを記述しているものです。それを厳格に要求する趣旨ではなく、後述のマルチメディア放送の定義、事業に対する規律の考え方からみても、「萎縮効果を持つ可能性がある」との指摘は当たらないと考えます。</p>
2-41				<p>ページなかほどの二つ目のプレットにおける、「既に携帯電話端末向けに行われている情報配信サービスと関連したサービスとなることを前提とすること」は、意味が曖昧で新規事業者に対する委縮効果を持つ可能性があるだけでなく、厳格に要求すると新たな事業の新規性を阻害する可能性がある。よって、「既に携帯電話端末向けに行われている情報配信サービス」を「既存の、または新たな革新的な携帯電話端末向け情報配信サービス」と修正されたい。</p> <p style="text-align: right;">【FLO Forum】</p>	
2-42				<p>(1) p 1 4 : 3つの放送サービスに関するリストについて</p> <p>①現存するニーズにはまずは適切に対応することが必要</p> <p>(コメント)本放送に対し、以下のようなニーズが健在化している。これら事業者に対し、適切な対応が求められる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ YRPWG へ事業検討を進める 42 企業団体が参画 ・ 22 の事業領域、66 社がサービス導入検討中 <p>②すべての市町村への画一的な割り当ては不要であるが、ニーズのある地域について帯域を柔軟に割り当てるべき</p> <p>(コメント) 本放送は、すべての市町村への画一的な割り当ては前提としない。事業ニーズに基づき、帯域を割り当てるのが肝要である。</p> <p>本放送に関して、割り当てるべきエリアについての要望は以下の通り。</p>	<p>報告書(案)に記述しているとおり、「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」においては、制度化の理念として「既存ラジオ局のノウハウの活用」を掲げつつ、サービスの内容等は、「全国向け放送」と同様、「マルチメディア放送」であることを前提としているものです。</p>

No	項	項目	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
			<ul style="list-style-type: none"> ・ サービスエリア最大で市区町村（コミュニティFM放送のサービス単位相当）、個々の事業エリア（例えば、建物内フロア別、店舗別、イベントスペース、スポーツ施設、テーマパーク等）に限定した特定エリアのみの放送が可能となる。災害、イベント対応等、一定の期間に限定した放送も可能としたい。 <p>③地域振興、地域情報の確保、地域文化・地域社会への貢献、地域ごとの情報伝達手段 （コメント） 各地方で、地域資源の見直しによる地域コンテンツの制作、蓄積が進んでいる。これらの活動との連携を積極的に進めたい。 地域に埋もれた又は創られるコンテンツに着目し、その利活用や流通を促進させるため、アーカイブ化、ネットワーク化することで、個人・一般企業ばかりでなく、一般放送やCATVのコンテンツとしても使用されている。 地域コミュニティ放送の実現と連携により、地域コンテンツの利活用が促進され、更なる地域づくり・人づくりが期待される。</p> <p>④CATVとの連携 （コメント） 上記、YRPWGへ、CATV複数社が参画。本放送を活用した事業検討を進めている。ポイントは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ CATV網を活用した家庭でのワンセグ視聴 （CATV事業者による地域Wi-MAX利用が想定され） ・ コンテンツの移動送信局への配信ツールとしてのWi-MAX利用 <p>⑤サービス内容：リアルタイム中心 （コメント） 本放送に関し、2006年度～現在、下記、複数のトライアルサービスが実施されている。 映像に関しては、ほとんどリアルタイム型。データ放送に関しても、下記のニーズが健在化している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 展示イベント等；プレスセンター等のリアルタイム情報のデータ放送での配信 	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				<ul style="list-style-type: none"> ・ スポーツイベント等；時間情報（例えば、カーレースの周回所要時間）のリアルタイムデータ放送配信 ・ その他 <p>以上から、放送コンテンツはリアルタイム中心となる事が想定される。</p> <p>⑥サービス内容：災害時放送等 （コメント） 災害時はエリアごとに異なる関連情報の配信が必要となる。本放送が効果的に利用される可能性が大きい。「2006年度総務省地上デジタル放送の公共分野における利活用に関する調査研究」で関連するシステム開発を実施。</p> <p style="text-align: right;">【YRP研究開発推進協会】</p>	
2-43				<p>ブロック分割については、ブロックごとに事業者が異なることが想定されるため、事業者間での調整は困難と考える。したがってブロックの決定は、各ブロックの地域性を考慮し、参入希望者の意見を踏まえたうえで国が定めることが適当である。</p> <p style="text-align: right;">【アール・エフ・ラジオ日本】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
2-44			<p>ブロック分けについては、参入希望事業者の意見を踏まえ、国が定めることが適当と考える。</p> <p style="text-align: right;">【熊本放送】</p>		
2-45			<p>全国をどのようにブロック分けするかに関しては、それぞれのブロックの地域性および参入希望者の意見を踏まえて、国が定めていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【山陽放送】</p>		
2-46			<p>全国をどのようにブロック分けするかについては、それぞれのブロックの地域性や参入希望者の意見をふまえたうえで、国が定める事が適当である。</p> <p style="text-align: right;">【中国放送】</p>		

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
2-47				<p>全国をどのようにブロック分けするかに関しては、それぞれのブロックの地域性および参入希望者の意見を踏まえ、国において定めることが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【栃木放送】</p>	
2-48				<p>「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」の区分けや周波数の割当方法については、参入を希望する事業者の意見をふまえた上で、利用者の利益、地域の生活圏、文化、経済などを総合的に考慮し、国からの提示がおこなわれることが適切であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ニッポン放送】</p>	
2-49				<p>全国をどのようにブロック分けするかに関しては、それぞれのブロックの地域性および参入希望者の意見を踏まえ、国において定めることが適当と考える。</p> <p style="text-align: right;">【文化放送】</p>	
2-50				<p>ブロックの地域性及び参入事業者の意見を踏まえた上で、国民的インフラである放送サービスの対象エリアは、国において定めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【山口放送】</p>	
2-51				<p>ブロックの地域性や参入希望者の意見を踏まえ国が定めるのが適当と考える。</p> <p style="text-align: right;">【和歌山放送】</p>	
2-52				<p>事業者の意見を聞きつつも、国民的インフラである放送サービスの対象エリアは、国としての例示を行っていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【TBSラジオ&コミュニケーションズ】</p>	
2-53				<p>参入希望事業者の意見を聞きつつも、放送サービスの対象エリアについては、国としての例示を行っていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【毎日放送】</p>	
2-54				<p>参入希望事業者の意見を充分聞いて、ブロック分けを決定していただきたい。</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				【静岡放送】	
2-55				<p>放送対象地域について</p> <p>地方ブロック向けデジタルラジオ放送のブロックわけは、国民・聴取者の利益、地域の生活圏、経済、文化、歴史などを総合的に考慮し、関係事業者の意向も尊重して決定するのが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">【東海ラジオ放送】</p>	
2-56				<p>区分けについては、マルチメディア放送が実現可能な効率的な区分けと同時に事業採算性を加味した区分けを望みたい。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム長崎】</p>	今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。
2-57			<p>「地方ブロック向け放送」の区分けについては、マルチメディア放送が実現可能な効率的な区分けと同時に事業採算性を加味した区分けを望みたい。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム福岡】</p>		
2-58			<p>地域ブロック向け放送の地域分けに関しては、マルチメディア放送が実現可能な効率的な区分けと同時に事業採算性を加味した区分けが不可欠であり、そのためには、より狭地域のブロック向けを希望する。</p> <p style="text-align: right;">【広島エフエム放送】</p>		
2-59				<p>デジタルラジオ放送のブロック分けについては、地域の文化や経済的なつながり等を基本にして考える必要があるが、国が進める道州制の区分けと合致させる事が自然であると考えている。</p> <p style="text-align: right;">【中国放送】</p>	今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。
2-60			<p>「地方ブロック」の定め方については、全国を8ブロック程度に分割するのが適当と考えます。近畿ブロックについては、大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府4県が相当すると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【FM802】</p>		

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方																		
2-61				<p>「地方ブロック向け放送」に於いて、ローカル情報のウエートは編成レイヤーの運営いかんとなるが、「地域振興」の観点からローカル情報の確保は必須の条件。県域レベルの情報を保障するため一定の目安（例えば20%以上）として明示すべきである。そうしないと、県域レベルに存在するリスナーの獲得は難しい。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム石川】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>																		
2-62				<p>（編注：「・広告市場に一定の限界があり、特にラジオ広告市場が近年縮小傾向にあることを考えれば、有料放送を行えるようにすることが不可欠と考えられること」という記述について）</p> <p>・福岡地区の地区投下額は02年度のボトムを若干超える水準で推移してきたが、07年度はこれをも下回った（下表）</p> <div style="text-align: center;"> <table border="1"> <caption>地区投下 (推定値)</caption> <thead> <tr> <th>年</th> <th>投下額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2001</td><td>8,500,000</td></tr> <tr><td>2002</td><td>7,500,000</td></tr> <tr><td>2003</td><td>7,800,000</td></tr> <tr><td>2004</td><td>7,800,000</td></tr> <tr><td>2005</td><td>8,000,000</td></tr> <tr><td>2006</td><td>7,800,000</td></tr> <tr><td>2007</td><td>7,500,000</td></tr> <tr><td>08 予測</td><td>7,200,000</td></tr> </tbody> </table> </div> <p>このように広告市場が縮小傾向にあるからこそ有料放送はもちろん、アナログからデジタルへの移行等も含め現行ラジオ社の全般的な経営状況も考慮すべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【九州朝日放送】</p>	年	投下額 (円)	2001	8,500,000	2002	7,500,000	2003	7,800,000	2004	7,800,000	2005	8,000,000	2006	7,800,000	2007	7,500,000	08 予測	7,200,000	<p>地方ブロック向け放送においては、従来の県域放送とは異なるスポンサーの獲得が見込まれること、県域と比較してより多くの視聴者を対象としたサービスが可能となること等により、広告市場の活性化が期待できると考えております。</p> <p>ご指摘は、今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
年	投下額 (円)																						
2001	8,500,000																						
2002	7,500,000																						
2003	7,800,000																						
2004	7,800,000																						
2005	8,000,000																						
2006	7,800,000																						
2007	7,500,000																						
08 予測	7,200,000																						

3. 「第3章 周波数の割当て」に対する意見

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
3-1	1	サービスエリアにおける世帯カバー率	16～17	<p>希少性の高い地上放送の電波の有効利用という観点から、世帯カバー率の目標を高く設定することは重要と考えます。しかしながら、1ページの「はじめに」の項で「マルチメディア放送は、例えば、携帯電話端末での利用を想定するなど、通信と放送の融合サービスのな特徴を強く有する新たな放送メディア」と記されているように、マルチメディア放送は地上テレビジョン放送のような基幹放送には該当しないと考えます。よって、地上テレビジョン放送における民間放送に求められる「あまねく受信」の努力義務と同等とすることは、新規に事業を展開する上でハードルが高いと考えます。5ページの(1)⑤に「事業者の創意工夫を生かせるものとすることによって(中略)ビジネスとして維持できることに留意した」とあるように、事業の円滑な立ち上げの支障にならないように配慮が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【テレビ朝日】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。</p>
3-2				<p>2. サービスエリアにおける世帯カバー率について</p> <p>マルチメディア放送は、サービスエリアにおいて「あまねく受信」できるよう求めると“努力義務”を示したことに加え、「開始5年後に90%以上の世帯カバー率を実現すること」との記述があるものの、「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」については、「(懇談会のヒアリングでは)事業開始から5年以内の段階で90%以上の世帯カバー率を実現できる旨の説明はなく、こうした点に配慮することも必要である」と記述されている。参入を希望する既存民放事業者としてそれぞれ前向きに取り組むものであるが、今後とも行政の柔軟な対応を期待する。</p> <p style="text-align: right;">【日本民間放送連盟】</p>	
3-3				<p>今回の割当周波数が「放送」であり、「あまねく受信できるように努める」べきである事は理解するが、マルチメディア放送は携帯電話端末が主たる受信機と想定されることより、世帯カバー率がどの程度有効な指標であるかは再検討すべきである。</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				<p>又、事業性も考慮した場合に免許条件のような法的拘束力を持つ形ではなく、弾力性を持ったものとしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【伊藤忠商事】</p>	
3-4				<p>新たな放送網の整備には多額の投資を要することから、過大な初期投資が事業の長期的継続に支障を及ぼすことなく、携帯端末向けマルチメディア放送が着実に普及・発展するよう、世帯カバー率の設定については、事業者の事情に配慮し、柔軟に運用されることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	
3-5				<p>サービスエリアのカバー率については膨大な設備投資が必要になると考えられることから、事業者の計画に配慮した緩やかな条件であることを望む。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム鹿児島】</p>	
3-6				<p>ハード参入事業者数が1社限定であれば、サービス普及の観点から、制度上における、あまねく受信や全国90%以上のエリアカバーの定義が必要であると考えますが、ハード事業者が複数社であれば、市場競争におけるエリア拡充を促進することが望ましい。よって、本項末尾に、上記コメント7の追加の後に、さらに以下を追加されたい。</p> <p>「なお、ハード参入事業者数が1社限定であれば、サービス普及の観点から、制度上における、あまねく受信や全国90%以上のエリアカバーの定義が必要であると考えますが、ハード事業者が複数社であれば、市場競争におけるエリア拡充を促進することが望ましい。現に携帯事業者間では、顧客満足度向上の一環でエリア拡充を実現している実績がある。1. 7GHzや2.5GHz帯の特定基地局の免許割当要件と同一の条件とすべきである。」</p> <p style="text-align: right;">【クアルコム・ジャパン】</p>	<p>個々の放送について、一定の普及率を期待するものであり、ハード事業者が複数であっても、「放送用」に周波数が割り当てられた趣旨等を踏まえれば、修正の必要はないと考えます。</p>
3-7				<p>サービスエリアは、SFNによる2社参入の下、市場競争促進によりエリアの充実を図るべきであると考えます。</p> <p>携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会ヒアリングの際、弊社が主張した「世帯カバー率約90%以上」は、放送を行なう事</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				<p>業者が複数あり、市場競争上、3G携帯電話とほぼ同等のエリアを確保することが必要であることを前提としたものです。1.7GHz / 2GHz帯や2.5GHz帯の特定基地局の開設指針と同様の基準を設け、市場競争によって早期エリア拡充を図ることが重要であると考えます。</p> <p>例えば、1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設の場合、運用開始の時期は少なくとも一の特定基地局について開設計画認定の日から2年以内に運用を開始し、またカバー率は各総合通信局（沖縄総合通信事務所を含む）の管轄区域ごとに、サービスの提供が可能な地域の割合（カバー率）が開設計画認定の日から5年以内（1.7GHz帯東名阪バンドは3年以内）に5割以上となるように特定基地局を配置すること、とされており、当該基準と同等の基準が望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【モバイルメディア企画】</p>	
3-8				<p>世帯カバー率を確保することは、放送普及の条件として重要な位置を占めることは間違いないが、具体的な数値を参入条件とすることは事業者に多大な負担となる可能性がある。事業の継続性を考慮した場合、世帯カバー率を「参入条件」とするのではなく、あくまでも「努力義務」としての扱いとすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【アール・エフ・ラジオ日本】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
3-9				<p>マルチメディア放送をサービスエリアであまねく受信できるようにすることは望ましいことで、それを努力目標として、事業者を求めることは適当だと考える。一方で、報告書に記載のように「開始5年後に90%以上の世帯カバー率を実現する」ことを、制度的な参入条件として規定することは好ましくないと考える。事業者の負担を著しく増大させ、新しいメディアの事業性自体を損なうことにつながりかねない。</p> <p style="text-align: right;">【東京放送】</p>	
3-10				<p>サービスエリアにおける世帯カバー率を高くすることは、有限希少な地上放送の電波の有効利用の点から重要な施策と考えられるが、一方、マルチメ</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				<p>ディア放送は携帯電話端末が主たる受信機と想定されることから、全国の世帯に普及する地上テレビジョン放送のような基幹放送には該当しないと思われる。また、条件が高すぎ、事業性を度外視した設備投資負担となれば、事業者にとっては事業リスクが著しく高くなることが危惧される。</p> <p>「置局について事業者の創意工夫にゆだねることが適当」（23頁）と考えられていることもあり、世帯カバー率については、免許条件のような法的拘束力の強いものではなく、事業性も考慮にいたれた努力目標とするよう要望する。</p> <p style="text-align: center;">【ISDB-Tマルチメディアフォーラム】</p>	
3-11				<p>サービスエリアにおける世帯カバー率を高くすることは、有限希少な地上放送の電波の有効利用の点から重要な施策と考えられるが、一方、マルチメディア放送は携帯電話端末が主たる受信機と想定されることから、全国の世帯に普及する地上テレビジョン放送のような基幹放送には該当しないと思われる。また、条件が高すぎ、事業性を度外視した設備投資負担となれば、事業者にとっては事業リスクが著しく高くなることが危惧される。</p> <p>「置局について事業者の創意工夫にゆだねることが適当」（23頁）と考えられている通り、世帯カバー率については、免許条件のような法的拘束力の強いものではなく、事業性も考慮にいたれた努力目標とするよう要望する。</p> <p style="text-align: center;">【スカイパーフェクト・コミュニケーションズ】</p>	
3-12				<p>サービスエリアにおける世帯カバー率を高くすることは、有限希少な地上放送の電波の有効利用の点から重要な施策と考えられるが、一方、マルチメディア放送は携帯電話端末が主たる受信機と想定されることから、全国の世帯に普及する地上テレビジョン放送のような基幹放送には該当しないと思われる。また、世帯カバー率の条件が高すぎ、事業性を度外視した設備投資負担となれば、事業者にとっては事業リスクが著しく高くなることが危惧される。</p> <p>「置局について事業者の創意工夫にゆだねることが適当」（23頁）と考え</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				<p>られている通り、世帯カバー率については、免許条件のような法的拘束力の強いものではなく、事業性も考慮にいたした努力目標とするよう要望する。</p> <p style="text-align: right;">【マルチメディア放送企画】</p>	
3-13				<p>“広くあまねく”の確保に努めるのはもちろんであるが、「地域ブロック向け放送」の努力義務については数値で目標を示すのではなく、事業者間の計画に委ねるなど、一定の配慮がなされることを希望し、注2の記述に賛同する。</p> <p style="text-align: right;">【ニッポン放送】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。</p>
3-14				<p>“広くあまねく”の確保に努めるのはもちろんであるが、膨大な設備投資が必要となる本事業で具体的な数値を示すことにより、その財源が過度にユーザーにフィードバックされるようなことが起これば、放送として好ましくない。地域間の格差が生まれないことを配慮しつつ、事業者の計画に委ねるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【大阪放送】</p>	
3-15				<p>膨大な設備投資が必要となる事業であり、具体的な数値目標を示すことはその財源がサービス利用者に求められることに繋がり、放送メディアとしての普及に障害となることも考えられる。</p> <p>地域間格差が生じないよう配慮のもと、事業者の計画にあわせた目標設定をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【熊本放送】</p>	
3-16				<p>“広くあまねく”の確保に努めるのはもちろんであるが、膨大な設備投資が必要となる本事業で具体的な数値を示すことにより、その財源が過度にユーザーにフィードバックされるようなことが起これば、放送として好ましくない。地域間の格差が生まれないことを配慮しつつ、事業者間の計画に委ねるべきであります。</p> <p style="text-align: right;">【栃木放送】</p>	
3-17				<p>放送ではより多くの国民にサービスを提供することは当然のことである</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				<p>が、地方ブロック向け放送においては世帯カバー率の年限別目標値等を制度化することは、短期に膨大な設備投資が必要となりその財源を視聴者等に転嫁することになりかねず、放送メディアとしての正常な発展を阻害しかねない。情報・地域格差が生じないように配慮することを条件に事業者の事業計画に委ねるべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【文化放送】</p>	
3-18				<p>放送局である以上サービスエリアにおいて「あまねく受信」努力は当然であるが、地方ブロック向けデジタルラジオ放送にも「開始5年後90%の世帯カバー率実現」の条件は非常に厳しいものと言わざるを得ない。</p> <p>ハード事業参入に際してインフラ整備は莫大な資金が必要で、世帯カバー率の実現を参入条件でなく努力目標としておき、90%達成年度は利用者の要望と事業者の自主性のある経営計画に任せるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム愛知】</p>	
3-19				<p>サービスエリア内のカバー率については、早期のエリア確保の義務付けによって地域間の格差が生まれぬよう特段の配慮を求める。例えば、固定受信だけでなく、移動体受信や携帯端末受信のカバー率に対する評価など、柔軟な条件を考慮し、事業者の計画に委ねるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム熊本】</p>	
3-20				<p>膨大な設備投資が必要となるハード事業者で、全国一律に具体的な数値が示されるのは利用者の負担増になりかねない。事業者の計画に委ねるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【南日本放送】</p>	
3-21				<p>膨大な設備投資が必要になる事業で具体的な数値を示すことは適切でないと考える。地域間の格差が生まれぬよういよう配慮しつつ、事業者間の計画に委ねるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【和歌山放送】</p>	
3-22				<p>開局5年後のサービスエリア世帯カバー率90%の条件は、非常に厳しい</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				ものである。地域の条件や新規事業に配慮した別案の提示を望む。 【エフエム仙台】	
3-23				急速な普及計画は膨大な資金を短期で必要とし、その財源を過度に広告主・国民等に求めることは放送メディアとして好ましくなく、かつ事業の安定性とメディアの普及の阻害要因となることも考えられることから、事業計画と合わせた評価をお願いしたい。現在のアナログラジオの受信エリアは、放送事業者の長年にわたる努力の積み重ねの上に来上がったものであることを付記する。 【TBSラジオ&コミュニケーションズ】	今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。 なお、地方ブロック向け放送については、注2を付記しています。
3-24				急速な普及計画は膨大な資金を短期で必要とし、かつ事業の安定性とメディアの普及の阻害要因となることも考えられることから、事業計画と合わせた評価をお願いしたい。地形の問題もあり、一律の基準で判断しないようお願いしたい。 【静岡放送】	
3-25				設備、インフラへの投資を含め、スムーズな立ち上げとビジネスモデルの確立を優先し、エリア確保についての条件付けは、早期の段階においては行わないよう求めたい。 【エフエム大阪】	
3-26				サービスエリア内のカバー率については、早期のエリア確保の義務付けによって地域間の格差が生まれまいよう特段の配慮を求める。 【エフエム熊本】【再掲】	
3-27				「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」は、設備投資や収入面での困難が予想されるため、早期のエリア確保の義務付けなどは行わないよう配慮を望みたい。 【エフエム福岡】	
3-28				サービスエリア確保には努力するが、当初は収入の面などから困難が予想される。このため、5年以内の義務化については配慮願いたい。	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				【エフエム宮崎】	
3-29				北海道に於いて、アナログラジオのエリア整備に関して長年に渡って多額な費用をかけ維持して来た経緯と経営の負担を鑑みると、急速な普及計画は参入事業者に多大な負担をかける為、慎重にすべきである。	
				【STVラジオ】	
3-30				北海道の広いエリアをカバーする為には放送事業者の多大な努力と長い年月が必要だった。急速な普及計画は参入事業者に多大な負担をかけ、全国普及の障害になりかねないので慎重にすべきである。	
				【北海道放送】	
3-31				短期間での普及計画は、参入希望者に対し膨大な資金を強要することになり、これは受信者への負担を求める事も想定され、かえって普及を阻害する要因となりかねない。放送事業は資金のみで醸成されるものではなく、「地方向けブロック放送」においては、着実な全国普及を目指すためにも、ブロックごとの市場性を考慮した上での目標設定を要望します。	
				【毎日放送】	
3-32				「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」は、事業採算性に困難が予想されるため、全国一律の設定ではなく地方ブロック事業者の採算性に合わせた設定の配慮を求めたい。	地方ブロック向け放送の世帯カバー率については、「事業開始から5年以内の段階で90%以上の世帯カバー率を実現出来る旨の説明はなく、こうした点に配慮することも必要であると考えられる」(p17注2)を付記しています。
				【エフエム長崎】	
3-33				短期間での普及計画は、参入希望者に対し膨大な資金を強要することになり、これは受信者への負担を求める事も想定され、かえって普及を阻害する要因となりかねない。放送事業は資金のみで醸成されるものではなく、「地方向けブロック放送」においては、着実な全国普及を目指すためにも、ブロッ	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				<p>クごとの市場性を考慮した上での目標設定を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【毎日放送】【再掲】</p>	
3-34				<p>放送局のカバー率確保の努力は当然の義務と考えるが、それぞれの地域ブロックの状況に応じた置局計画も認めていただき、開始したデジタルラジオの無理の無い普及計画をサポートすることが最終的に良質の放送普及に繋がるものと考えます。</p> <p>また、ラジオのライフライン的な役割を考慮した行政面での支援措置も必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【静岡エフエム放送】</p>	
3-35				<p>カバー率の算定については、固定受信機によるサービスエリア内受信を唯一の基準とするのではなく、車載端末や携帯端末での受信におけるカバー率も評価するなどの配慮を求める。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム大阪】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。</p>
3-36				<p>サービスエリア内のカバー率は固定受信を基準とするのではなく、移動体受信等も含め、その地域の実情に応じた柔軟な条件を望む。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム徳島】</p>	
3-37				<p>サービスエリア内のカバー率については、固定受信機によるサービスエリア内の受信を唯一の基準とするのではなく、車載端末による移動体受信や都市部における携帯端末受信のカバー率を高めることを評価するなど、事業性に配慮した、なるべくゆるやかで柔軟な条件を望む。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム香川】</p>	
3-38				<p>サービスエリア内のカバー率については、固定受信機による受信を唯一の基準とするのではなく、車載端末による移動体受信や携帯端末受信のカバー率を高めることを評価するなど、事業性や地域性に配慮した、なるべくゆるやかで柔軟な条件を望みます。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム栃木】</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
3-39				<p>サービスエリアのカバー率については、固定受信機によるサービスエリア内の受信を唯一の基準とするのではなく、車載端末による移動体受信や都市部における携帯端末受信のカバー率を高めることを評価するなど、事業性に配慮した、なるべくゆるやかで柔軟な条件を望む。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム北海道】</p>	
3-40				<p>サービスエリア内のカバー率については、固定受信機によるサービスエリア内の受信を唯一の基準とするのではなく、車載端末による移動体受信や都市部における携帯端末受信のカバー率を高めることを評価するなど、事業性に配慮した、なるべくゆるやかで柔軟な条件を望む。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム山口】</p>	
3-41				<p>サービスエリア内のカバー率については、固定受信機によるサービスエリア内の受信を唯一の基準とするのではなく、車載端末による移動体受信や都市部における携帯端末受信のカバー率を高めることを評価するなど、事業性に配慮した、なるべくゆるやかで柔軟な条件を望む。</p> <p style="text-align: right;">【広島エフエム放送】</p>	
3-42				<p>「あまねく受信」の努力義務を制度的に確保することについては賛同いたします。しかし「携帯端末向けマルチメディア放送」の特性上、固定受信とは異なり、高速道路、山間部などの地域での受信にも重きを置く必要があると考えます。世帯カバー率のみに重きをおかず、柔軟な条件による「あまねく受信」の努力義務が必要かと思えます。</p> <p style="text-align: right;">【長野エフエム放送】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。</p>
3-43				<p>いまや移動体受信機による聴取が重要になっているので、カバー率の評価にしていきたい。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム青森】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。</p>
3-44				<p>サービスエリア内のカバー率については、固定受信機によるサービスエリア内の受信を唯一の基準とするのではなく、車載端末による移動体受信や都市部における携帯端末受信のカバー率を高めることを評価するなど、事業性</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				に配慮した条件を導入することが望ましいと考えます。 【エフエム東京】	
3-45				(編注:「1 サービスエリアにおける世帯カバー率」について) 末尾「・・・確保することも考えられる」の後に、以下を加筆されたい。 「また、カバー率の算出には、世帯カバー率ではなく人口カバー率を用いることも検討すべきである。さらに、マルチメディア放送は通信機能との連携が強い放送サービスとなると見込まれるため、屋内環境で受信可能でないと十分に機能が発揮できない。よって屋内カバー率についても、一定のカバー率の実現を事業参入の条件とすることも検討すべきである。 【クアルコム・ジャパン】	
3-46				携帯端末向けマルチメディア放送サービスは、主として携帯電話のお客様を想定した放送サービスであり、サービスエリアの設計にあたっては、受信アンテナの据付けを想定した地上デジタルテレビ放送などと利用シーンが異なる点を考慮すべきと考えます。したがって、カバー率の定義や評価指標については、従来の世帯カバー率ではなく、例えば携帯電話と同じように人口カバー率とすること等を検討すべきと考えます。 【メディアフロージャパン企画】	
3-47				また、受信端末は移動中の利用シーンが多く想定されることから、世帯カバー率より人口カバー率を用いた基準が望ましいと考えます。 【モバイルメディア企画】	
3-48				今回の割当周波数が「放送」であり、「あまねく受信できるように努める」べきである事は理解するが、マルチメディア放送は携帯電話端末が主たる受信機と想定されることより、世帯カバー率がどの程度有効な指標であるかは再検討すべきである。 【伊藤忠商事】【再掲】	
3-49				○ 世帯カバー率とありますが、これまでの放送での表記であるが、「携帯端末向け放送」では個々の携帯する人、車が対象であり「人口率」(仮称)表	今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				<p>記が考えられる。(懇談会での審議経緯があるのでしょうか)</p> <p>○ 従来のMF、FM、テレビの放送は主に固定受信でありサービスエリアは世帯カバー率でよいが、「携帯端末向け放送」であり、既存携帯電話サービスエリアの考え方とも整合のとれたサービスエリア率とするべきである。</p> <p>○ 表記については(注3)を追加して、「サービスエリアについては当面世帯カバー率を用いるが、今後の実施状況を参考にして人口率等によることも検討する。」</p> <p style="text-align: right;">【個人等(藤原功三)】</p>	承ります。
3-50				<p>「(注2)本懇談会のヒアリングでは、「地方ブロック向け放送」については、事業開始から5年以内の段階で90%以上の世帯カバー率を実現できる旨の説明はなく、(以下略)」との記述がありますが、第10回懇談会の資料1ヒアリング資料P.2にありますように、エフエム東京は、地方向け放送において開始後4年で95%、5年で98%の世帯カバー率を実現するむね提案しております。現報告書案では、90%世帯カバーを実現できるとの事業者が皆無であったと読み取れる表現となっておりますので、この部分の修正を求めます。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム東京】</p>	ご指摘を踏まえ、「実現できる旨の説明がすべての事業者から <u>あったものではなく</u> 」と修正します。
3-51				<p>固定テレビジョン用のデジタル地上波放送と携帯端末向けマルチメディア放送は、ネットワーク・トポロジーが異なる。具体的には、前者に比べ携帯端末では屋内受信や移動中受信が要求されること、アンテナの大きさに制約があることなど、受信環境で顕著な差がある。このような差異のため、適切なカバー率を達成するためにネットワーク・トポロジーを適応させることが必要となる。</p> <p style="text-align: right;">【FLO Forum】</p>	今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。
3-52				<p>あまねくは現行ラジオ社は基幹放送として実施してきた。しかしながら、実態は都市型難聴取や家庭内の混信障害が著しくなっている。こういっ</p>	地方ブロック向け放送は新たな放送として制度化すべきと考

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				た場所での実質的な「あまねく」を実行するためには、難聴取対策としてのデジタル化も視野に入れる必要があり、その意味でのサイマル放送は大きな意義があると考えます。 【九州朝日放送】	えませんが、サイマル放送については、第4章にあるように、基本的には特段の制約は不要と記述しています。
3-53	2(1)	複数のチャンネルの割当ての要否	18～19	その他、地方ブロック向け放送内での周波数の切り分けは効率的な運営を構築する上で事業者の裁量に任せることが肝要と考える。 【九州朝日放送】	今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。
3-54				SFNを実現するためには、MFNと比較して一般的にTTLが多くなることから、別途TTL用の周波数の確保が必要になると考えます。 【日本放送協会】	今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。
3-55	2(1)	ネットワークの構築方法	18	後半の「しかし、SFNによっても、・・・構築する必要がある。」は、懇談会で得られた結論と異なる。懇談会は、各事業者がSFNを用いて全国放送を行うことが可能であるとして終了している。SFNに課題があるからと言って直ちにMFNにするというのは短絡的であり、事業者からの回答のように、各種技術的対応によってSFNは可能である。よってこの箇所を削除されたい。 【クアルコム・ジャパン】	ご指摘を踏まえ(注2)を、「・・・当該混信をするエリアを放送対象エリア(略)とするためには、オプティマイゼーション(送信遅延時間や送信出力等を調整することにより、エリア確保や干渉抑制を行うこと)等の個別の対策を講じたり、追加のチャンネルを含めたネットワーク・・・」と修正します。
3-56				後半の「しかし、SFNによっても、・・・構築する必要がある。」は、懇談会で得られた結論と異なる。懇談会は、各事業者がSFNを用いて全国放送を行うことが可能であるとして終了している。SFNに課題があるからと言って直ちにMFNにするというのは短絡的であり、事業者からの回答のように、各	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				<p>種技術的対応によって SFN は可能である。よってこの箇所を削除されたい。</p> <p>全国向け放送において SFN を確保することは、日本が（オペレーター保護ではなく）競争環境促進、多元主義、多様性、（キャパシティの向上という意味での）消費者の選択、さらには（規制当局にとって必須である）効率的な帯域管理において、リーダーシップを発揮することとなるという点を是非銘記いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【FLO Forum】</p>	
3-57				<p>ネットワークの在り方の選択は最も重要な問題の一つである。報告書は、MFN を混信に対する解決方法と位置付けるように読めるが、これはミスリーディングである。レポートは複数のオペレーターが、混信の可能性の問題は克服でき、SFN は可能であると明確に述べているという事実を無視している。さらに、SFN により二つのオペレーターが可能となるが、これにより市場発展の初期段階における選択肢とバラエティの増加を確保することができる。</p> <p style="text-align: right;">【Big Picture International】</p>	
3-58				<p>○ SFN と MFN の表記を明確にするため、次のように表記する。</p> <p>（注 2） S F N (Single Frequency Network) とは、隣接するサービスエリアを単一のチャンネル（周波数）でカバーするネットワークをいう。マルチメディア放送の放送ネットワークの構築について、周波数を有効に利用にするためには、S F N とすることが効果的である。</p> <p>○ SFN 方式の機能、問題点の対策解決するために主方式 SFN を補完するための一部地域限定での方式が MFN 方式である。MFN 方式単独で全国展開されるものではない。</p> <p>（注 3）を追加</p> <p>MFN (Multiple Frequency Network) とは、隣接するサービスエリアを混信、干渉を避けて個々に複数チャンネルを用いてカバーするネットワークをいう。利用周波数については SFN の複数倍を必要とする。</p> <p>（注 3）を（注 4）に変更</p>	<p>第 3 章の 2（1）の議論の趣旨から、原案をベースとして、（注 2）を、「・・・当該混信をするエリアを放送対象エリア（略）とするためには、オペティマイゼーション（送信遅延時間や送信出力等を調整することにより、エリア確保や干渉抑制を行うこと）等の個別の対策を講じたり、追加のチャンネルを含めたネットワーク・・・」と修正します。</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				【個人等（藤原功三）】	
3-59				<p>○ MFNを必要とする理由に一般的に理解されているVHF-LOWに発生するスポラディックE層での「異常伝播」等を理由にするのは不適切である。異常伝播はP21（注2）にも記されているようにVHF-LOWに発生するものと記されているように当該VHF-HIGHでの発生率は極稀である。</p> <p>○ よって表記は、また地形、自然現象等での稀に発生する異常伝播等・・・と修正</p> <p style="text-align: center;">【個人等（藤原功三）】</p>	18ページの「異常伝播」は「スポラディックE層」によるものを想定しているものではなく、予期しない電波の回り込み等によるものを想定しており、21ページの「スポラディックE層」とは書き分けています。
3-60	2(1)	イ 「全国向け放送」の扱い	19	<p>「全国向け放送」については、「SFNを用いて単一のチャンネルのみを用いる方法により置局を行うことを前提として、周波数帯域幅を割り当てるのが適当である」とあることは、周波数の有効利用の点から適切な考えである。ただし、世帯カバー率を確保するために複数のチャンネルが必要となった場合の処置として、割り当てた帯域幅の分割や免許の取り消しが言及されている。そのようなことになれば、事業者としては、一定の帯域を以って事業計画を立てて免許申請を行うことから、事業開始前での計画の破綻も懸念される。そこで、記載の通り「一定程度の余裕を見越して」、例えば、事業者の数を最小単位に絞るなど、本事業が順調に立ち上がり推移できるよう期待する。</p> <p style="text-align: center;">【マルチメディア放送企画】</p>	今般の意見募集に係る報告書（案）に対する賛成意見と考えます。
3-61				<p>「全国向け放送」については、「SFNを用いて単一のチャンネルのみを用いる方法により置局を行うことを前提として、周波数帯域幅を割り当てるのが適当である」とあることは、周波数の有効利用の点から適切な考えである。ただし、世帯カバー率を確保するために複数のチャンネルが必要となった場合の処置として、割り当てた帯域幅の分割や免許の取り消しが言及されている。そのようなことになれば、事業者としては、一定の帯域を以って事業計画を立てて免許申請を行うことから、事業開始前での計画の破綻も懸念</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				<p>される。そこで、記載の通り「一定程度の余裕を見越して」、例えば、事業者の数を最小単位に絞るなど、本事業が順調に立ち上がり推移できるよう期待する。</p> <p style="text-align: center;">【スカイパーフェクト・コミュニケーションズ】</p>	
3-62				<p>V-HIGH は 14.5MHz と狭い帯域幅であり、ファイル型サービスが本メディアの特徴の一つと位置づけると可能な限り高速で大容量のコンテンツを提供する事が前提となり、SFN での置局とする事に賛成である。しかしながら世帯カバー率を確保するために複数のチャンネルが必要になった場合として「割り当てた周波数の分割」、「免許の取り消し」が言及されているが、これを条件とすることにより事業参入障壁とならないように別途記載されている「周波数割り当ては一定程度の余裕を見越して行う」ことに賛成である。</p> <p style="text-align: center;">【伊藤忠商事】</p>	
3-63				<p>最後の段落の後半「・・・こうした事態にもある程度は柔軟に対処できるよう、事業者への周波数割り当ては一定程度の余裕を見越して行うことが適当である。」は、不適切である。各事業者が SFN による全国向け放送の構築が可能であると懇談会に対して回答しているにも関わらず、SFN を事業者が実現できない可能性を政府が先に想定して、予め条件を「一定程度の余裕を見こして」緩く設定することは、周波数の有効利用及び事業者の技術本位の選別、さらにその結果生じる競争環境の促進を妨げることになり、不適切である。よって、この部分の後半を削除し、単に「・・・免許を取り消す等の措置を講じる。」と修正されたい。</p> <p style="text-align: center;">【クアルコム・ジャパン】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。</p>
3-64				<p>「世帯カバー率 90%以上」は、ハード事業者が 2 社あり、市場競争環境があることが前提である旨の記述をお願い致します。また、携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会において「全国向け放送」ヒアリング対象者全てが SFN 干渉は回避可能としており、SFN 干渉が発生した場合の周波数分割や免許取消などの記述は不要であると考えます。</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				有限である周波数の有効利用を重視し、SFN 前提に技術検討を進めるべきであると考えます。 【モバイルメディア企画】	
3-65				周波数帯域幅を分割したり、免許を取り消したりということが前提となっているとすれば、事業者の事業計画が破綻することにもなりかねません。よって、全国向け放送が発展するためにも、割り当ての段階で、将来において周波数帯域幅の減少や、免許の取り消しが起きないように、行政上の指針を明確にした上で、事業者の数が精査されることを要望いたします。 【テレビ朝日】	今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。
3-66				○ 「全国向け放送」周波数については、当初の懇談会では複数チャンネルで検討されたが単一チャンネルのみでも可能ではないかとの指摘を受け、加えて事業者ヒヤリングで①②で SFN で対応可能が示され、SFN を前提として周波数帯域幅を割当るのが適当である。・・・と審議結果が出されている。 ○ 「全国向け放送」方式は、SNF 方式が基本で、当 SFN 方式ではサービスエリア構成が困難地域・場所に限り MFN 方式が適用される。 ○ 免許を取り消す等の措置・・・とあるが電波法第 5 条（欠格事由）に該当するとしての措置が行使されるのか。 ○ 代わる文案としては、「既設免許人相互間等での周波数利用計画調整」を講じざるを得ないが、・・・とに修正案 【個人等（藤原功三）】	報告書（案）に記載しているとおおり、「全国向け放送」では、参入を検討している事業者はいずれも SFN により 90% を超える世帯カバー率の確保は可能としているため、報告書（案）では、それについて MFN を前提としていません。また、それが達成できない場合の措置は、現行の制度のみを前提としているものではありません。
3-67				周波数割当てにあたっては、技術的困難性、ネットワーク構築の確実性、経済性等を考慮しつつも、周波数有効利用の観点を重視した割当を行うべきと考えます。 【メディアフロッジジャパン企画】	今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。
3-68	2(2)	実現する放送ごとの周波数の割	20	地方ブロック向け放送のネットワーク構築には想定外のことが発生する恐れがある。そのため、新型コミュニティ放送の実現については当初から年限	今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
		当て		を設定することなく、地方ブロック向け放送のネットワーク構築の状況も勘案しつつ検討すべきと考える。 【文化放送】	承ります。
3-69				地方ブロック向け放送のネットワーク構築には想定外のことが発生する恐れがあります。したがって、新型コミュニティ放送の実現については当初から年限を設定することなく、地方ブロック向け放送のネットワーク構築の状況なども勘案しつつ検討すべきだと考えます。 【栃木放送】	
3-70				デジタル新型コミュニティ放送について 周波数の割り当て及び実現については、現在なお進行中である「平成の大合併」による、サービス地域の変更・競合・重複が起これないよう、十分に討議を重ねて頂きたい。 【個人等（水上圭輔）】	今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。
3-71				<ul style="list-style-type: none"> 「新型コミュニティ放送」は、各市町村という狭いエリアを対象としているため、それに見合った小出力の電波を想定してシミュレーションし、周波数利用効率について判断すべきと考えます。例えば、数十mWの小出力の送信局を、有線ネットワークを利用しながら複数設置してSFNを実現することにより、他エリアへの干渉を最小限にした市町村内のエリアカバーが実現できます。また、1エリアは1ch利用とした場合、5ch程度あれば全国の市町村において、「新型コミュニティ放送」が可能になるのではないかと考えます。「新型コミュニティ放送」への専用周波数割り当てについて改めて検討して戴きますようお願い致します。 周波数の有効利用がなされるかの判断は、電波が発射されるエリアではなく、多くの利用者が有効に利用するかどうかで判断されるべきです。「新型コミュニティ放送」が、多くの市町村において住民の生活利便性を向上させるものであれば、一部の市町村で電波利用されていなくとも、周波数の有効利用はなされていると考えます。一部地域で死蔵することを理由に、 	今回新たに割り当てられる周波数帯域幅は32.5MHzしかないことから、地域間の情報格差が生じることの無いよう「地域振興」「地域情報の確保」といった理念を実現するためには、まずは地方ブロック向け放送を実現することが適切と考えます。

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				<p>全国一律に専用周波数を割り当てないとの考え方は、地域事業者の無線事業への参入障壁になるとも考えます。したがって、地域事業者への周波数割り当ての是非については、地域事業者の意思や地域のニーズを十分勘案して判断して戴きますようお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">【ケーブルテレビ無線利活用促進協議会】</p>	
3-72				<ul style="list-style-type: none"> 「新型コミュニティ放送」は、各市町村という狭いエリアを対象としているため、それに見合った小出力の電波を想定してシミュレーションし、周波数利用効率について判断すべきと考えます。例えば、数十mWの小出力の送信局を、有線ネットワークを利用しながら複数設置してSFNを実現することにより、他エリアへの干渉を最小限にした市町村内のエリアカバーが実現できます。また、1エリアは1ch利用するとした場合、5ch程度あれば全国の市町村において、「新型コミュニティ放送」が可能になるのではないかと考えます。「新型コミュニティ放送」への専用周波数割り当てについて改めて検討して戴きますようお願い致します。 周波数の有効利用がなされるかの判断は、電波が発射されるエリアではなく、多くの利用者が有効に利用するかどうかで判断されるべきです。「新型コミュニティ放送」が、多くの市町村において住民の生活利便性を向上させるものであれば、一部の市町村で電波利用されていなくとも、周波数の有効利用はなされていると考えます。一部地域で死蔵することを理由に、全国一律に専用周波数を割り当てないとの考え方は、地域事業者の無線事業への参入障壁になるとも考えます。したがって、地域事業者への周波数割り当ての是非については、地域事業者の意思や地域のニーズを十分勘案して判断して戴きますようお願い致します。 <p style="text-align: center;">【キャッチネットワーク】</p>	
3-73				<ul style="list-style-type: none"> 「新型コミュニティ放送」は、各市町村という狭いエリアを対象としているため、それに見合った小出力の電波を想定してシミュレーションし、周波数利用効率について判断すべきと考えます。例えば、数十mWの小出 	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				<p>力の送信局を、有線ネットワークを利用しながら複数設置してSFNを実現することにより、他エリアへの干渉を最小限にした市町村内のエリアカバーが実現できます。また、1エリアは1ch利用とした場合、5ch程度あれば全国の市町村において、「新型コミュニティ放送」が可能になるのではないかと考えます。「新型コミュニティ放送」への専用周波数割り当てについて改めて検討して戴きますようお願い致します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 周波数の有効利用がなされるかの判断は、電波が発射されるエリアではなく、多くの利用者が有効に利用するかどうかで判断されるべきです。「新型コミュニティ放送」が、多くの市町村において住民の生活利便性を向上させるものであれば、一部の市町村で電波利用されていなくとも、周波数の有効利用はなされていると考えます。一部地域で死蔵することを理由に、全国一律に専用周波数を割り当てないとの考え方は、地域事業者の無線事業への参入障壁になるとも考えます。したがって、地域事業者への周波数割り当ての是非については、地域事業者の意思や地域のニーズを十分勘案して判断して戴きますようお願い致します。 <p style="text-align: right;">【玉島テレビ】</p>	
3-74				<ul style="list-style-type: none"> 「新型コミュニティ放送」は、各市町村という狭いエリアを対象としているため、それに見合った小出力の電波を想定してシミュレーションし、周波数利用効率について判断すべきと考えます。例えば、数十mWの小出力の送信局を、有線ネットワークを利用しながら複数設置してSFNを実現することにより、他エリアへの干渉を最小限にした市町村内のエリアカバーが実現できます。また、1エリアは1ch利用とした場合、5ch程度あれば全国の市町村において、「新型コミュニティ放送」が可能になるのではないかと考えます。「新型コミュニティ放送」への専用周波数割り当てについて改めて検討していただきますようお願いいたします。 周波数の有効利用がなされるかの判断は、電波が発射されるエリアではなく、多くの利用者が有効に利用するかどうかで判断されるべきです。「新 	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				<p>型コミュニティ放送」が、多くの市町村において住民の生活利便性を向上させるものであれば、一部の市町村で電波利用されていなくとも、周波数の有効利用はなされていると考えます。一部地域で死蔵することを理由に、全国一律に専用周波数を割り当てないとの考え方は、地域事業者の無線事業への参入障壁になるとも考えます。したがって、地域事業者への周波数割り当ての是非については、地域事業者の意思や地域のニーズを十分勘案して判断していただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【ハートネットワーク】</p>	
3-75				<ul style="list-style-type: none"> ・ 「新型コミュニティ放送」は、各市町村という狭いエリアを対象としているため、それに見合った小出力の電波を想定してシミュレーションし、周波数利用効率について判断すべきと考えます。例えば、数十mWの小出力の送信局を、有線ネットワークを利用しながら複数設置してSFNを実現することにより、他エリアへの干渉を最小限にした市町村内のエリアカバーが実現できます。また、1エリアは1ch利用するとした場合、5ch程度あれば全国の市町村において、「新型コミュニティ放送」が可能になるのではないかと考えます。「新型コミュニティ放送」への専用周波数割り当てについて改めて検討していただきますようお願いいたします。 ・ 周波数の有効利用がなされるかの判断は、電波が発射されるエリアではなく、多くの利用者が有効に利用するかどうかで判断されるべきです。「新型コミュニティ放送」が、多くの市町村において住民の生活利便性を向上させるものであれば、一部の市町村で電波利用されていなくとも、周波数の有効利用はなされていると考えます。一部地域で死蔵することを理由に、全国一律に専用周波数を割り当てないとの考え方は、地域事業者の無線事業への参入障壁になるとも考えます。したがって、地域事業者への周波数割り当ての是非については、地域事業者の意思や地域のニーズを十分勘案して判断していただきますようお願いいたします。 <p style="text-align: right;">【ひまわりネットワーク】</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
3-76				<ul style="list-style-type: none"> 「新型コミュニティ放送」においては、主に地域に必要な防災、行政、交通など、日常の地域情報を流すことが想定され、多くの場合、直接の営利性は排除したコンテンツであります。したがって、自治体自らがサービス提供したり、地域密着型の既存事業者が既存事業の延長でサービス提供することが考えられ、単独での事業採算性とは無関係にサービス提供することが多いと思われます。このことから、「新型コミュニティ放送」に専用周波数を割り当てない理由の一つとして事業採算性が確保できないとの記載は削除していただきますようお願いいたします。 <p style="text-align: center;">【ケーブルテレビ無線利活用促進協議会】</p>	<p>現行法令を前提とすれば、放送をする無線局の免許の申請があった場合、総務大臣は業務を維持するに足る財政的基礎があることを審査することとされているところ、受信端末が十分に普及していない段階においては、事業採算性を確保することが困難である傾向が一層強まることから記載しているものです。</p>
3-77				<ul style="list-style-type: none"> 「新型コミュニティ放送」においては、主に地域に必要な防災、行政、交通など、日常の地域情報を流すことが想定され、多くの場合、直接の営利性は排除したコンテンツであります。したがって、自治体自らがサービス提供したり、地域密着型の既存事業者が既存事業の延長でサービス提供することが考えられ、単独での事業採算性とは無関係にサービス提供することが多いと思われます。このことから、「新型コミュニティ放送」に専用周波数を割り当てない理由の一つとして事業採算性が確保できないとの記載は削除していただきますようお願いいたします。 <p style="text-align: center;">【キャッチネットワーク】</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
3-78				<ul style="list-style-type: none"> 「新型コミュニティ放送」においては、主に地域に必要な防災、行政、交通など、日常の地域情報を流すことが想定され、多くの場合、直接の営利性は排除したコンテンツであります。したがって、自治体自らがサービス提供したり、地域密着型の既存事業者が既存事業の延長でサービス提供することが考えられ、単独での事業採算性とは無関係にサービス提供することが多いと思われます。このことから、「新型コミュニティ放送」に専用周波数を割り当てない理由の一つとして事業採算性が確保できないとの記載は削除していただきますようお願いいたします。 <p style="text-align: right;">【ハートネットワーク】</p>	
3-79				<p>(2) p 20 : 新型コミュニティ放送は事業採算性を確保することが困難であり、受信端末が十分に普及していない段階で事業を開始する場合、そうした傾向が一層強まる。</p> <p>複数のチャンネル利用が想定される「地方ブロック向け放送」のネットワークが一応整備された段階で、その地方ブロックで用いられていないチャンネルを使用して実現することが考えられる。</p> <p>(コメント)本放送は、マスマーケット向けの番組配信を狭域で行うサービスではなく、特定のエリアに共通の目的を持って集まる多数の人々へ対するサービスであり、効率的な新しい放送・通信連携メディアとして位置づけられる。したがって、上記に述べる多種多様な事業者がその実現を期待しており、以下の事業性の検討、準備が行われている。(UHF帯域の利用を検討)</p> <p>【一般公共エリアでの放送 (B 2 C)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地 ・ 住宅地 ・ 観光地 ・ その他 <p>【ロケーションオーナーが明確なエリアでの放送 (B 2 B 2 C)】</p>	<p>本懇談会は、90-108MHz 及び 207.5-222MHz の周波数帯域の「放送用」の利用について検討を行っているものです。</p> <p>今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設 ・イベント施設 ・テーマパーク ・原子力発電所、防衛施設等及び周辺地域 ・コンビナート ・公共交通、交通拠点（駅、空港等） ・その他 <p>端末携帯向けマルチメディア放送サービス等のあり方に関する懇談会 報告書（案）によると本放送のVHFの跡地利用が可能となる時期が2012～17年になることが想定されている。受信端末の普及を含めた事業環境の熟成が想定しにくいいため、VHFの利用に先立ち、汎用携帯電話を対象とした放送（UHF）をパイロットサービスとして実施し、事業性の検証、事業実績の蓄積を先行実施すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【YRP研究開発推進協会】</p>	
3-80				<p>現状の報告書案には、特定エリア向けの「スポット放送」という発想が欠如しているように見受けられる。スポット放送とは、新型コミュニティ放送の一形態と整理されるが、その目的は、例えば商店街やテーマパーク、地下街や公共施設の構内など、限られたエリア向けの放送であり、従来からスポットワンセグ等の名称で実験的な取り組みが各地でなされている。既にワンセグ端末が3千万台を超える普及に至りFMケータイと同様に身近な放送受信機となった現状において、これを使ったエリア向け情報配信ビジネス／サービスのポテンシャルは計り知れないといっても過言ではない。地域の情報発信のインフラとして、地域活性化に大いに貢献するであろうし、特に昨今は、デジタルサイネージが急速に普及している中で、このサイネージとの連携においてスポット放送はその場その場での顧客動線を誘導していく上での有効な武器になりえることは衆目の一致するところである。（別紙2参照＜省略＞）</p>	<p>マルチメディア放送の周波数を用いた「特定エリア向けの「スポット放送」については、端末の普及等を勘案して、「新型コミュニティ放送」の枠内で実現すべきと考えますが、今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				<p>しかしながら、現状の報告書ではスポット放送の参入余地についての言及はなく、また新型コミュニティ放送の導入整備の順番に引きずられた場合、これまでに顕在化してきているビジネスチャンスを潰してしまう危険すらあると言えるだろう。</p> <p>については、新型コミュニティ放送の中でも特にスポット放送の早期導入について、早急に検討を行い、その導入までの指針を与えていただきたい。また特にその免許制度については、従来の放送局とは違った新しいコンテンツプロバイダ(例えば商店街やテーマパークや公共施設など)が比較的自由に参入できるような免許形態の在り方が望ましい。さらには、スポット放送においても前述と同様にデータ放送のIP化を実現することで、サイネージとの連携や受信したデータの店舗端末との連携なども積極的に図っていくことが必要である。</p> <p style="text-align: right;">【中村修(慶應義塾大学環境情報学部教授)】</p>	
3-81	2(3)	V-L O W、V-H I G Hの割当ての考え方	21	<p>「全国向け放送」への周波数の割当てについて、携帯電話端末での受信を前提とし、携帯電話との関連性の高いビジネスモデルが想定されるということから、V-H I G Hとしたことは妥当であり高く評価される。</p> <p style="text-align: right;">【I S D B-Tマルチメディアフォーラム】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書(案)に対する賛成意見と考えます。</p>
3-82			<p>「全国向け放送」への周波数の割当てについて、携帯電話端末での受信を前提とし、携帯電話との関連性の高いビジネスモデルが想定されるということから、V-H I G Hとしたことは妥当であり高く評価される。</p> <p style="text-align: right;">【マルチメディア放送企画】</p>		
3-83			<p>「全国向け放送」への周波数の割当てについて、携帯電話端末での受信を前提とし、携帯電話との関連性の高いビジネスモデルが想定されるということから、V-H I G Hとしたことは妥当であり高く評価される。</p> <p style="text-align: right;">【スカイパーフェクト・コミュニケーションズ】</p>		
3-84			<p>携帯端末での受信を前提とした「全国向け放送」に対し、アンテナの内蔵が可能になるV-H I G Hの周波数帯域を割り当てるのは適切だと考える。ま</p>		

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				た、複数のチャンネルが必要になる「地方ブロック向け放送」にV-L O Wのより多くの周波数帯域を割り当てたことも評価できる。 【東京放送】	
3-85				マルチメディア放送は、主に携帯電話端末での受信を前提とし、「全国エリア」において、視聴者が移動しながら生活圏を超越し、通信サービスと連携した統合的なサービスを提供できることが重要である。また、携帯電話端末へのアンテナの内蔵（小型化）を考慮すると、V-HIGH であることが適当である。よって「全国向け放送」をV-HIGH としたことは適当であり、賛成する。 【NTTドコモ】	
3-86				2011年のサービス開始までの準備期間が3年と短い事もあり、「全国向け放送」の受信端末は携帯電話が主軸となると想定される。従って、使用周波数帯域は、携帯電話端末へのアンテナの内蔵が可能な、V-HIGH が適当であり、賛成である。 一方、同一技術方式の利用により、端末内で相互に連携するサービスも考えられ、V-LOW との共用端末に関しては、技術的課題の解決について今後も検討を進めていただきたい。 【伊藤忠商事】	
3-87				・「新型コミュニティ放送」は、前述のとおり、日常の地域情報を地域住民に無償で提供すること基本としていることから、住民の多くが受信可能な端末を有していることが必要であり、多くの国民が所有する携帯電話端末で受信できることが必須となります。したがって、全国向け放送と同様に、「新型コミュニティ放送」も携帯電話端末に受信機能が搭載されるべきと考えます。そのために、V-HIGHの周波数を利用することが前提条件であるのなら、「新型コミュニティ放送」においてもV-HIGH帯の専用周波数が割り当てられるべきと考えます。 【ケーブル無線利活用促進協議会】	全国向け放送の実現のためには、14.5MHzを削減することは困難と考えます。
3-88				・「新型コミュニティ放送」は、前述のとおり、日常の地域情報を地域住	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				<p>民に無償で提供すること基本としていることから、住民の多くが受信可能な端末を有していることが必要であり、多くの国民が所有する携帯電話端末で受信できることが必須となります。したがって、全国向け放送と同様に、「新型コミュニティ放送」も携帯電話端末に受信機能が搭載されるべきと考えます。そのために、V-HIGHの周波数を利用することが前提条件であるのなら、「新型コミュニティ放送」においてもV-HIGH帯の専用周波数が割り当てられるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【キャッチネットワーク】</p>	
3-89				<ul style="list-style-type: none"> 「新型コミュニティ放送」は、前述のとおり、日常の地域情報を地域住民に無償で提供すること基本としていることから、住民の多くが受信可能な端末を有していることが必要であり、多くの国民が所有する携帯電話端末で受信できることが必須となります。したがって、全国向け放送と同様に、「新型コミュニティ放送」も携帯電話端末に受信機能が搭載されるべきと考えます。そのために、V-HIGHの周波数を利用することが前提条件であるのなら、「新型コミュニティ放送」においてもV-HIGH帯の専用周波数が割り当てられるべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【ハートネットワーク】</p>	
3-90				<ul style="list-style-type: none"> 「新型コミュニティ放送」は、前述のとおり、日常の地域情報を地域住民に無償で提供すること基本としていることから、住民の多くが受信可能な端末を有していることが必要であり、多くの国民が所有する携帯電話端末で受信できることが必須となります。したがって、全国向け放送と同様に、「新型コミュニティ放送」も携帯電話端末に受信機能が搭載されるべきと考えます。そのために、V-HIGHの周波数を利用することが前提条件であるのなら、「新型コミュニティ放送」においてもV-HIGH帯の専用周波数が割り当てられるべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【ひまわりネットワーク】</p>	
3-91				V-LOWでの放送が検討されている「地方ブロック向けデジタルラジオ	ご指摘はヒアリングの結果に

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				<p>放送」については、デジタルラジオ推進協会（DRP）にて試験放送を行い、通信・放送連携サービス等につき各種検討されてきた。携帯電話にFMラジオの搭載も可能である現状から、V-Lowの携帯電話への搭載は、事業者として強く期待したいところである。したがって、報告書にこの項目（注1）をあえて付加する必要は無いものとする。</p> <p style="text-align: right;">【アール・エフ・ラジオ日本】</p>	<p>よる事実関係の部分であり、修正は不要と考えます。</p> <p>懇談会として、今後の技術革新により携帯電話でV-Lowの放送の受信が可能となることを否定するものではなく、そのようになることを期待しています。</p>
3-92				<p>携帯電話は今後の技術開発により、V-Low アンテナ問題は解決される可能性があり、「受信アンテナが長くなり、携帯電話端末へのアンテナの内蔵に難点がある」との記載、及び注1の記載は修正されるのが望ましい。</p> <p>マルチメディア放送においては、特に携帯電話端末における今後の技術開発を支援頂き、「全国向け放送」と「地方ブロック向け放送」が共に同一端末で視聴できる環境を整備して頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【三井物産】</p>	
3-93				<p>V-Lowでも、今後の技術革新により携帯端末での受信が可能になることを留意し、その旨、記載すべき。V-Lowを使用する事業者の発売端末の可能性やビジネスモデルの可能性を狭めることにつながらないようにしてほしい。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム香川】</p>	
3-94				<p>今後のめざましい技術革新によってはV-Lowが携帯端末での受信可能となることを記載すべき。</p> <p>柔軟なビジネスモデルの可能性をせばめることにつながらないように配慮いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム佐賀】</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
3-95				<p>今後の技術革新により携帯端末での受信がV-Lowでも、可能になることを留意し、その旨の記載を求めたい。V-Lowを使用する事業者の発売端末の可能性やビジネスモデルの可能性を狭めることにつながらないようにしてほしい。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム福岡】</p>	
3-96				<p>V-Lowも、今後の技術革新により携帯端末での受信が可能となることを想定し、V-Lowを使用する事業者の発売端末の可能性やビジネスモデルの可能性を狭めることにつながらないように配慮願いたい。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム長崎】</p>	
3-97				<p>V-Lowでも今後の技術革新により携帯端末での受信が可能だという点に留意して、その旨を記載すべきです。V-Lowを使用する事業者の発売端末やビジネスモデルの可能性を狭めることにつながらないようにしていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【岐阜エフエム放送】</p>	
3-98				<p>V-Lowでも、今後の技術革新により携帯端末での受信が可能になることを留意し、その旨、記載すべき。V-Lowを使用する事業者の発売端末の可能性やビジネスモデルの可能性を狭めることにつながらないようにしてほしい。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム山口】</p>	
3-99				<p>現時点でV-Lowに対応するアンテナを携帯電話に内蔵することが困難なことは報告書の通りですが、技術革新により将来、搭載の可能性も考えられるのでこの点に言及して欲しいと考えます。</p> <p>この実現は地域ブロック向け放送の事業展開にも大きな影響を与えると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【エフエムラジオ新潟】</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
3-100				現時点の見通しではV-L O Wに対応するアンテナを携帯電話に内蔵することが困難なことは報告書の通りですが、技術革新により将来、搭載の可能性も示唆していただきたい。これにより地域ブロック向け放送の事業展開にも大きな影響を与えます。 【静岡エフエム放送】	
3-101				V-L O Wでも、今後の技術革新により携帯端末での受信が可能になることを留意し、その旨、記載すべきである。ここに記載の内容ではV-L O Wを使用する事業者の発売端末の可能性やビジネスモデルの可能性を狭めることにつながりかねないとする 【広島エフエム放送】	
3-102				V-L O W を使用する放送についても受信端末は携帯電話端末を視野に入れ、V-HIGH と同等の受信条件が確立されていることを前提に、「全国向け放送」と「地方ブロック向け放送」の周波数帯域の割り当てを提案して頂きたい。 【岡山エフエム放送】	
3-103				V-L O W を使用する事業者のビジネスチャンスに配慮したものにして欲しい。 【エフエム青森】	
3-104				地方ブロック間の連携及び採算性のある事業として成立させるため、ブロックの区分けについては全国的な連携を可能とする事業者の申請を基本とする制度の整備を強く望む。 【岡山エフエム放送】	今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。
3-105				受信端末の普及や受信者の利便性を考えると、V-L O Wについてアンテナが携帯電話端末に内蔵できるよう、技術開発の発展に強く期待したい。また国には、メーカーに対してその働きかけをお願いしたい。 【中国放送】	今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
3-106				<p>デジタルラジオ放送はVHF-Low帯を使用するとしていますが、現在使用されている機器の互換性もなく、近隣諸国を含む海外ではFM放送に使われています。加えて、この周波数帯をデジタルラジオ放送に利用すると、夏季のスポラディックE層発生時近隣諸国各局との混信が発生して受信不能になることも十分予測されます。現在利用を検討している周波数帯はあまり適当な周波数帯ではないと思います。よって、利用する周波数帯を今一度見直した方が、さらに円滑な運用が出来ると思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人等（小野拓真）】</p>	<p>地上テレビジョン放送の完全移行により空き周波数帯となる周波数については、電波有効利用方策委員会報告（2007年6月）において、「90-108MHzは、国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則において規定されている周波数分配において放送業務にのみ分配されており、多くの国において音声放送用に使用されていることをも考慮し、「放送」用とすることが適当である」とされたところであり、他の帯域は他の用途に用いることが決定しているところです。</p>
3-107	3(1)	「全国向け放送」の扱い	23	<p>置局については、経済合理性を考慮の上、事業者の創意工夫に委ねることが重要であり賛成である。</p> <p style="text-align: right;">【伊藤忠商事】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する賛成意見と考えます。</p>
3-108	<p>認定計画制度に近い仕組みの導入には賛同する。ブロック分け、周波数の割当て、置局のあり方などを、民間の創意工夫に任せることは、国民のニーズを的確に反映させることとなり、技術の発展やニーズの変化などへの臨機応変な対応を可能とするものと考え。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム大阪】</p>				

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
3-109				<p>ブロック分け、周波数の割り当て、置局等を民間の創意工夫に任せ提案させ、それを審査する新制度を歓迎します。技術の発展はもとよりサービスニーズの迅速な事業への反映を可能とするものです。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム佐賀】</p>	
3-110				<p>認定計画制度に倣った制度の導入に賛同いたします。ブロック分け、周波数の割り当て、置局のありかたなどを、民間の創意工夫に任せて提案させることは、国民のニーズを的確に反映させることになる上、技術の発展やニーズの変化などへの臨機応変な対応を可能とするものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム東京】</p>	
3-111				<p>認定計画制度に倣った制度の導入に賛同する。ブロック分け、周波数の割り当て、置局のありかたなどを、民間の創意工夫に任せて提案させ、それを審査する制度整備を歓迎する。それは、国民のニーズをビビッドに反映させることになる上、技術の発展やニーズの変化などへの臨機応変な対応を可能とするものである。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム山口】</p>	
3-112				<p>認定計画制度に倣った制度の導入に賛同する。ブロック分け、周波数の割り当て、置局のありかたなどを、民間の創意工夫に任せて提案させ、それを審査する制度整備を歓迎する。</p> <p style="text-align: right;">【広島エフエム放送】</p>	
3-113				<p>認定計画制度に倣った制度の導入に賛同いたします。ブロック分け、周波数の割り当て、置局のありかたなどを、民間の創意工夫に任せて提案させることは、国民のニーズを的確に反映させることになる上、技術の発展やニーズの変化などへの臨機応変な対応を可能とするものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【マルチメディア放送ビジネスフォーラム】</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
3-114				<p>7. 周波数の割当は、できるだけ民間に任せる柔軟性が不可欠です。認定計画制度に準ずる制度が検討されていますが、絶対に導入すべき制度であります。</p> <p style="text-align: right;">【個人等（匿名）】</p>	
3-115				<p>置局について、事業者の創意工夫に委ねることが適当とし、そのため、移動系電気通信業務について導入されている認定計画制度を参考にする旨が記載されているが、放送はソフトやサービスがまずあって成立することから、どのようなソフトやサービスであるのかも合わせて総合的に比較審査とすべきではないかと考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【マルチメディア放送企画】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
3-116				<p>置局について、事業者の創意工夫に委ねることが適当とし、そのため、移動系電気通信業務について導入されている認定計画制度を参考にする旨が記載されているが、放送はソフトやサービスがまずあって成立することから、どのようなソフトやサービスであるのかも合わせて総合的に比較審査とすべきではないかと考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【スカイパーフェクト・コミュニケーションズ】</p>	
3-117				<p>「こうした仕組みを導入した場合、個々の放送局の免許は、基本的には個別の放送局が他の無線局に悪影響を及ぼさないことを確保する観点から行われること」とあるが、ハード事業者が複数で、置局計画が著しく異なる場合、例えば、放送型ネットワークと小セル型ネットワークでそれぞれ構築した場合には、相互の干渉が生じるという課題があることに留意すべきである。認定計画制度による比較審査においては、このような問題について適切な調整と適確な判断を期待する。</p> <p style="text-align: right;">【マルチメディア放送企画】</p>	<p>「全国向け放送」についてハード事業者を複数とした場合に必要となる調整については、p29の③の注に「ハード事業者間で調整することを義務づける等の措置が不可欠となる」と記述しており、今後の検討課題であると認識しています。</p>
3-118				<p>また、「こうした仕組みを導入した場合、個々の放送局の免許は、基本的には個別の放送局が他の無線局に悪影響を及ぼさないことを確保する観点から</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				行われること」とあるが、ハード事業者が複数で、置局計画が著しく異なる場合、例えば、放送型ネットワークと小セル型ネットワークでそれぞれ構築した場合には、相互の干渉が生じるという課題があることに留意すべきである。認定計画制度による比較審査においては、このような問題について適切な調整と適確な判断を期待する。 【スカイパーフェクト・コミュニケーションズ】	
3-119				ハード事業者が複数で、置局計画が著しく異なる場合、例えば、放送型ネットワークと小セル型ネットワークで夫々構築した場合、相互の干渉が生じる課題があることに留意すべきである。このような技術的な差異については、事業者間で調整不能なことも想定されることから、認定計画制度による比較審査において、どのように調整し決定するのか、あらかじめ明らかにしておくべきである。 【ISDB-Tマルチメディアフォーラム】	
3-120				携帯電話端末が主たる受信機を想定するマルチメディア放送は、基幹放送には該当しないと考えており、またマルチメディア放送におけるビジネスモデルが明確でないことを考慮したとき、認定計画制度のような制度が導入された場合、事業者に対して設備投資を強要することにもなり、経営を圧迫するおそれがあると考えます。よって、国民のニーズやビジネスモデルをにらみながらマルチメディア放送を発展させるという視点から、経営を縛ることにもなりかねない認定計画制度のような制度が導入されることは現時点では反対いたします。 【テレビ朝日】	今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。
3-121	3(2)	「地方ブロック向け放送」の扱い	23～24	「地方ブロック向け放送」の区分けについては、マルチメディア放送が実現可能な効率的な区分けと同時に事業採算性を加味した区分けが望まれるが、一方で利用者の立場からみて今後、道州制問題など急速に進展することも加味し、国民のニーズにたった有効利用等を踏まえ、更に検討することに賛同する。	今般の意見募集に係る報告書(案)に対する賛成意見と考えます。

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				【エフエム香川】	
3-122				「地方ブロック向け放送」の区分けについては、実現可能な効率的な区分けと事業の採算性を加味した区分けが望まれる。しかしながら事業者側からみただけでなく利用者の立場からみて今後様々な問題や制度が急速に進展し変化することも加味しながら、国民のニーズや周波数の有効利用等を踏まえ、更に検討することに賛同する。 【エフエム徳島】	
3-123				国民ニーズが反映された効率的な区分けを行うために、たとえば全国連携可能な事業者によるブロック分け申請を認めるなどの認定計画制度の導入を望む。 【エフエム大阪】	今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。
3-124				事業の採算性を考えると、ブロックの区分は全国連携可能な事業者の申請を可とした制度を望む。 【エフエム青森】	
3-125				「地方ブロック向け放送」の区分けについてはマルチメディア放送が実現可能で効率的な区分けとし、放送事業者の創意工夫に委ねた、全国的に連携が可能な事業者による区分けを可能とする制度となることを望む。 【エフエム鹿児島】	
3-126				マルチメディア放送が実現可能な効率的かつ、事業の採算性を配慮した区分けが望まれます。 そのためには、全国1つの、もしくは全国連携可能な事業者によるブロックの区分け申請を可能とした制度を望みます。 【エフエム佐賀】	
3-127				「地方ブロック向け放送」の区分けについては放送実現可能な効率的な区分けと、事業採算性も加味した区分けが望まれる。そのために、①の全国一つもしくは、全国連携可能な事業者による申請が認められることを望む。 【エフエム滋賀】	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
3-128				<p>「地方ブロック向け放送」の区分けについては、全国向け放送と同様、国民のニーズが反映された効率的な区分けが事業採算性を加味したうえで決定されることが臨まれます。このため、全国一つの、もしくは全国連携可能な事業者によるブロックの区分け申請を原則とする認定計画制度の導入を強く希望します。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム東京】</p>	
3-129				<p>「地方ブロック向け放送」の区分けについては、マルチメディア放送が実現可能な効率的な区分けと同時に事業採算性を加味した区分けが望まれる。そのためには、全国一つの、もしくは全国連携可能な事業者によるブロックの区分け申請を是とし、そのための制度整備を望みます。</p> <p>また、ブロック分け、周波数の割り当て、置局のありかたなどについては、全国向け放送と同様、放送事業者の創意工夫に委ねた認定計画制度の導入を望みます。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム栃木】</p>	
3-130				<p>「地方ブロック向け放送」の区分けについてはマルチメディア放送が実現可能な効率的な区分けと同時に事業採算性を加味した区分けが望まれる。そのためには、全国一つの、もしくは全国連携可能な事業者によるブロックの区分け申請を是とし、そのための制度整備を望みます。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム宮崎】</p>	
3-131				<p>「地方ブロック向け放送」の区分けについては、マルチメディア放送が実現可能な効率的な区分けと同時に事業採算性を加味した区分けが望まれる。そのためには、全国一つの、もしくは全国連携可能な事業者によるブロックの区分け申請を是とし、そのための制度整備を強く望む。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム山口】</p>	
3-132				<p>「地方ブロック向け放送」の区分けについては、マルチメディア放送が実現可能な効率的な区分けと同時に事業採算性を加味した区分けが望まれる。そのためには、全国一つの、もしくは全国連携可能な事業者によるブロック</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				<p>の区分け申請を是とし、そのための制度整備を強く望む。また、別の考え方として、地上デジタルテレビジョン放送のハイビジョン伝送に使用している帯域を更なる圧縮技術により10セグ程度まで圧縮し、空いたセグメントをデジタルラジオに使用するという事が可能であれば、テレビ事業者が受託、ソフト事業者が委託事業者となり、インフラ整備への投資が大幅に軽減できると考える。</p> <p style="text-align: right;">【広島エフエム放送】</p>	
3-133				<p>「地方ブロック向け放送」の区分けについては、全国向け放送と同様、国民のニーズが反映された効率的な区分けが事業採算性を加味したうえで決定されることが臨まれます。このため、全国一つの、もしくは全国連携可能な事業者によるブロックの区分け申請を原則とする認定計画制度の導入を強く希望します。</p> <p style="text-align: right;">【マルチメディア放送ビジネスフォーラム】</p>	
3-134				<p>周波数割り当てについては、混信・妨害が発生しないよう全国全ブロックを考慮した周波数割り当て調整が必要であると考え。円滑な置局作業の実現のためにも「基本的な周波数の割り当て」については、国が調整することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">【中国放送】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。</p>
3-135				<p>「地方ブロック向け放送」の周波数の割り当てについては、各地方ブロック間の混信等が発生しないように、全国で複数のチャンネルが必要であり、全国全ブロックを考慮した周波数割り当ての調整が必要であると考え。放送事業者の創意工夫に委ねた「全国向け放送」に準じた仕組みを導入することも考えられるが、円滑な置局作業を実現させるためにも、「基本的な周波数の割り当て」については、国が各ブロック間の調整をすることが望ましいと考える。</p> <p style="text-align: right;">【TBSラジオ&コミュニケーションズ】</p>	
3-136				<p>「地方ブロック向け放送」の周波数割り当てについては、各地方ブロック間</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				<p>の混信等が発生しないように、全国で複数のチャンネルが必要であり、全国全てのブロックを考慮した割当ての調整が必要となる。従って、円滑な置局作業を実現するためにも、国が各ブロック間の調整を行うことを要望します。</p> <p>【毎日放送】</p>	
3-137				<p>周波数割り当てについては混信等が発生しないよう、全国全ブロックを考慮した調整をおこなう必要があり、円滑な置局作業を実現するためにも国が各ブロック間の調整をすべき。</p> <p>【山口放送】</p>	
3-138				<p>基本的な周波数の割り当ては、国が各ブロック間の調整をしていただきたい。</p> <p>【和歌山放送】</p>	
3-139				<p>ブロック分けに関しては事業者任せでなく国が決めてほしい。</p> <p>報告書案のNHKの地方番組審議会の区分け案や自民党の道州制推進委員会案も考慮する必要もあると思うが、日頃の経済の結び付きや交通・文化・住民の生活圈や放送局と地域の拘わりを考慮した上でブロック分けを望みたい。</p> <p>特に試案の中部ブロックエリアは北陸地方を含んだ広範囲な設定で、地域情報と言っても生活実態、経済環境が異なるためと、山脈に遮られた物理的交通時間の大きさと地域住民の生活時間から車でのマルチメディア放送の利用を考えれば、北陸地方と中部地方は分けた方がより地域に必要な濃い情報が発信出来る。</p> <p>【エフエム愛知】</p>	
3-140				<p>地方ブロックの区分けは、あらかじめ国が決定すべきである。</p> <p>【エフエム仙台】</p>	
3-141				<p>「地方ブロック」は、ブロック分けする地域の経済圏（住民の生活圈）を基準とし、国が決めていただきたいと考えます。この場合、従前から存在する歴史ある地域ブロックの分け方（例・「関東甲信越」等々）は尊重されてよいので</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				はないかと考えます。 【エフエムラジオ新潟】	
3-142				「地方ブロック」はブロック分けする地域の経済圏（住民の生活圏）を基準とし、国が決めていただきたい。 尚、報告書案ではNHKの地方放送番組審議会の区分けが例示されているが、この区分けでは生活圏を大きく上回るため、生活圏を中心とした区分けの例では歴史のある選抜高校野球の地域ブロック分けなどを参考にさせていただきたい。 【静岡エフエム放送】	
3-143				「地方ブロック」の区分け及び周波数の割り当ては、特定事業者の意向に偏ることがあってはいけないので、国が行うか、国が強いリーダーシップをとることが必要と考えます。この場合、各地方ごとの周波数（帯域）需要を正確に把握し、周波数（帯域）不足や死蔵が起こらないようにすることが重要と考えます。 【ベイエフエム】	
3-144				災害時の緊急放送をはじめとする地域情報の確保や、地域文化・地域社会への貢献の面から考えて、「とりあえず申請があった地方ブロックについて処理を行うこと」に賛成する。 周波数割り当てについては、混信・妨害が発生しないよう全国全ブロックを考慮した周波数割り当て調整が必要であると考えます。円滑な置局作業の実現のためにも「基本的な周波数の割り当て」については、国が調整することが望ましい。 また、準備ができたブロックから順次申請がなされた場合においても周波数割り当てが可能となるような「周波数使用計画」が策定されることを希望する。 【中国放送】【一部再掲】	今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。
3-145				実際の申請については、各地方ブロックの事業計画を考慮しながら、準備	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				が出来たブロックから順次処理する枠組みを可能とすることを希望する。 【TBSラジオ&コミュニケーションズ】	
3-146				「地方ブロック向け放送」の割り当てについては、各ブロックの市場性、事業計画等を考慮しながら、参入申請があったブロックから順次処理していくこと要望します。 【毎日放送】	
3-147				実際の申請については各地方ブロックの事業計画を考慮しながら、準備ができたブロックから順次処理する枠組みを考えてもらいたい。 【和歌山放送】	
3-148				申請が行われない地方ブロックが生じた場合、「全国向け放送」に改めた上で再度参入希望者を募集とする考えだが、「ブロック放送」の基本方針に反する。 【エフエム仙台】	
3-149				3. 放送対象地域について 「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」のブロック分けは、関係事業者の意向を十分に尊重し、国民・聴取者の利益、地域の生活圏、経済、文化、歴史などを総合的に考慮したうえで決定するのが適切である。申請が行われない地方ブロックが生じた場合の処理として、「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」への割り当てを「全国向け放送」に改めた上で、再度参入希望者を募集するとの考えが例示されているが、こうした手法は申請事業者の事業計画に対する影響が大きく、また、申請があったブロックにおける国民・聴取者の期待に背くことにもなり、採用すべきでないとする。 【日本民間放送連盟】	今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。
3-150				申請の無いブロックがある場合に、「地方ブロック向けデジタルラジオ」への割り当てを「全国向け放送」としたうえで再度参入希望者を募集するということでは、既申請事業者の事業計画そのものを1から見直すこととなり、事業者側に多大な負担となるばかりでなく、サービス開始時期の大幅な遅れをも	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				<p>たらずことにもなりかねない。</p> <p>地域に密着した地域ブロック毎のサービスが、きちんとおこなわれるような制度の整備が望まれる。</p> <p style="text-align: right;">【アール・エフ・ラジオ日本】</p>	
3-151				<p>申請がおこなわれない地方ブロックが生じた場合の処理として、「地方ブロック向け放送」への割当を「全国向け放送」に改めた上で、再度参入希望者を募集するとの考えが示されているが、このやり方は申請した事業者の事業計画そのものに大きく影響するので、採用すべきでない。「地方ブロック」ごとに発信されるブロックの情報は災害時の安心報道等を例にとってみても必須のものであり、「地域振興」「地域情報の確保」の観点からも「地方ブロック向け放送」への割当は止めるべきでない。</p> <p>また、「地方ブロック向け放送」に参入する放送事業者の比較審査にあたっては、2003年以来、実用化試験放送を実施し、技術基準や新しいサービスの開発、実験で実績を積み重ねてきた放送事業の実績、貢献や、「既存ラジオのノウハウの活用」が可能であるか等を評価項目に入れるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【大阪放送】</p>	
3-152				<p>ラジオ放送事業をめぐる状況は各地方ブロックにおいて、必ずしも一律ではない。申請が行われない地方ブロックが生じた場合に、「すべて全国向け放送に改めた上で再度参入希望者を募る」などの対応策が例示されているが、これは決して採用すべきではないと考える。申請に関しては、各地方ブロックの聴取者、事業性、経済、文化、歴史などを勘案の上、準備ができたブロックから段階的に処置していくような対応が望ましい。そもそも各地方の地域性や多様性を生かすためのブロック分けでもあり、その意義が生かされないことにもなる。</p> <p style="text-align: right;">【東京放送】</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
3-153				<p>申請が行われない地方ブロックが生じた場合の処理として、「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」への割当を「全国向け放送」に改めた上で、再度参入希望者を募集するとの考えが示されているが、このやり方は申請した事業者の事業計画そのものに大きく影響するので、採用すべきでなく、「地方ブロック」ごとに発信されるブロックの情報は、災害時の安心報道等を例にとってみても必須のものであると考えます。申請がおこなわれない地方ブロックが生じた場合にあっても、他のブロック事業者の協力や参入を含め、ブロックサービスがきちんとおこなわれるよう、制度の検討がなされるべきであります。</p> <p style="text-align: right;">【栃木放送】</p>	
3-154				<p>申請が行われない地方ブロックが生じた場合の処理として、「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」への割当を「全国向け放送」に改めた上で、再度参入希望者を募集するとの考えが示されているが、相当のブロック申請があれば「全国向け放送」に再度参入希望者を募集する必要はなく、申請がおこなわれなかったブロックへの対応は、申請を待つなど、改めて考慮されるべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ニッポン放送】</p>	
3-155				<p>(編注：報告書案 24 ページ「すべて「全国向け放送」に改めた上で再度参入希望者を募集すること」との記述に対し、)</p> <p>「全国向け」「地方ブロック向け」を別々の周波数割当とする制度理念を尊重するためには、このやり方は採用すべきではない。</p> <p>申請がおこなわれない地方ブロックが生じた場合でも、他のブロック事業者の協力や参入を含め、ブロックサービスが確実に担保されるべき。</p> <p style="text-align: right;">【山口放送】</p>	
3-156				<p>国が地方ブロックの区分けやその地方ブロック利用条件をあらかじめ定める②の場合を希望する。参入事業者任せでは調整が取れない場合が起こり得ると危惧する。国がブロック用チャンネルを設定し放送事業者が申請する</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				<p>場合、申請のない地方ブロックが生じた場合は申請のあったブロックまで割当てを止める、とあるのは申請した事業者の事業意欲を国が削ぐ事になり住民の失望感も大きい。この処置案は賛成できず、下段の「とりあえず申請のあったブロックについて処理する」制度にして戴きたい。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム愛知】</p>	
3-157				<p>仮に現在のアナログラジオのサイマル放送だけでスタートしたとしても、近い将来においてICT技術が更に発展した段階で、数多くの新規サービスにチャレンジできると期待するラジオ事業者がいる。</p> <p>制度がスタートしたのち、申請がなければ直ぐに「地方ブロック向け」割当てを止めるといった拙速な判断は避けるべきである。少なくとも数年程度、参入の申請を待つ期間を設けるのが望ましいと考える。事業者が準備と覚悟を整えるまでの猶予すら認めないというのでは、情報文化振興の観点から好ましいことでないとする。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム群馬】</p>	
3-158				<p>第一案の申請があった地方ブロックでの放送も含め「地方ブロック向け放送」への割り当てを止めすべて「全国向け放送」に改めた上で再度参入希望者を募集する場合、既に申請しているブロックの事業者やユーザに混乱を与え新たな放送のイメージに影響を与えます。したがって第一案は採用すべきではないと考えます。したがって、第二案の「とりあえず申請があったブロックについて処理を行うこと」としていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【静岡エフエム放送】</p>	
3-159				<p>また、「地域向けの放送」は、生活圏を中心に考慮すべきであり、基本的に県域放送とするのが望ましい。「地域向けの放送」においては、県域ごとに少なくとも1セグ以上の電波帯域を確保するべきである。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム群馬】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。</p>
3-160				<p>「地方ブロック」の区分けについて、電波の逼迫情報は十分理解するもの</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				<p>の、文化・物流等の交流圏域と社会的役割を考えれば、太平洋側の東海地区と日本海側の北陸地区を併せた「中部ブロック」では有機的結合は少なく、「北陸ブロック」或いは北陸地区と信越地区を併せた「北信越ブロック」を認めるべきである。行政的には北陸総合通信局、北陸農政局等があり、これを当地の発展のためのブロックの基本とすべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム石川】</p>	(案)に対する参考意見として承ります。
3-161				<p>「地方ブロック向け放送」の区分けについては、マルチメディア放送を現実のものとするための効率的な区分け(周波数の割当て)が必要ということは十分理解しており、また今後導入されるであろう「道州制」の区割り案とも密接に関係している問題であると認識している。しかしながら事業の採算性確保の為には、単なる地理的条件による区分けではなく、「地域経済」、「歴史文化」「人的交流圏域」などブロック内が有機的に結合している区分けを希望するものである。</p> <p style="text-align: right;">【福井エフエム放送】</p>	今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。
3-162				<p>(編注:「国が異なる地方ブロック間のチャンネル利用について個別の調整することは必要なく、放送事業者の創意工夫に委ねた「全国向け放送」に準じた仕組みを導入することも考えられる。」という記述について)地方ブロック向け放送は、きめ細かな災害報道などを可能とするなど、より公共的な役割をもつサービスが期待される。このため、地域間混信などを排除するためにも全国向け放送に比べ、十分な精査が必要と考える。</p> <p style="text-align: right;">【デジタルラジオ推進協会】</p>	今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。
3-163				<p>地方ブロック向け放送の周波数割当方法は、今後の検討に委ねられているが、以下のことを配慮した検討が必要であります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロック間の電波干渉やブロック内の SFN 干渉への対応などきめ細かい周波数割当が要求されます。 ・分割可能な帯域幅がより狭い方式を採用することにより周波数を無駄なく配置でき、電波の有効利用につながります。 	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
				<ul style="list-style-type: none"> 技術方式の選択とも密接に関係することから、技術方式の検討と連携して周波数割当を検討すべきと考えます。 <p style="text-align: right;">【栃木放送】</p>	
3-164				<p>地方ブロック向け放送の周波数割当方法は、今後の検討に委ねられているが、以下のことを配慮した検討が肝要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ブロック間の電波干渉やブロック内のSFN干渉への対応などきめ細かい周波数割当が要求される。 分割可能な帯域幅がより狭い方式を採用することにより周波数を無駄なく配置でき、電波の有効利用に繋がる <p style="text-align: right;">【文化放送】</p>	
3-165				<p>「地方ブロック向け放送」については、今後の検討に委ねられているので、制度化の理念に述べられているように、「地域振興」「地域情報の確保」・・・で述べられている地域の考え方と相違することが考えられるので、広くすることだけではなく、番組内容によって、地方ブロックを例えば、現在のテレビ放送の広域（東海地方）に分けた同一の放送番組を放送できるように制度面及び技術面の双方に係る検討をしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【ZIP-FM】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
3-166				<p>地方ブロックの区分けと同様に地方ブロック内の区分けも放送事業者の創意工夫に委ねることが肝要と考える。</p> <p style="text-align: right;">【九州朝日放送】</p>	<p>26ページの修正のように、地方ブロック内で、地方ブロックで同一の放送番組を放送しながら、あわせて地域向けの放送番組を放送することを可能とする場合には、ご指摘のように考えられます。</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	意見に対する考え方
3-167				<p>地方ブロック向け放送の周波数割当て方法は、今後の検討に委ねられているが、ブロックによっては参入希望者数の多寡が発生することが想定される。ブロックごとの周波数帯域の割当てについては、割り当て周波数帯幅を一律とするのではなく、状況に応じて柔軟に対応（増減）できるように考えておくべきである。</p> <p style="text-align: right;">【アール・エフ・ラジオ日本】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
3-168				<p>（編注：「地方ブロック向け放送」の周波数の割り当てに方法について）地方ブロック向け放送のデジタルラジオに参入する放送事業者の比較審査にあたっては、省令に基づき 2003 年以来、実用化試験放送を実施し、技術基準や新しいサービスの開発、実験で実績を積み重ねてきた放送事業の実績、貢献を評価項目に入れるべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【デジタルラジオ推進協会】</p>	<p>参入の事業者等の考え方については第 4 章に記載しているとおりですが、今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
3-169				<p>地方ブロック放送に関しては、「今後の検討」に委ねられている課題が多すぎる。報告書はより結論に近づけるか、少なくとも他のほとんどの課題についてなされている様に、可能性のあるシナリオを描くべきである。主要な課題は全国放送にも関連する一方、災害対応のような地方の重要課題はワンセグで行うことが可能である。</p> <p style="text-align: right;">【Big Picture International】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>

4. 「第4章 制度の在り方」に対する意見

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
4-1	1(1)	マルチメディア放送の定義	25	<p>(編注:「第4章 1 (1) マルチメディア放送の定義」において)「全国向け放送」「地方ブロック向け放送」等の別を問わず、(中略)このため、放送しなければならない「形態等」を定める事なく、携帯端末での受信を前提として、「映像・音声・データ」、「リアルタイム・ダウンロード」といったサービスを自由に組み合わせることを可能とするよう定義づけることが考えられる。」という考え方に賛同します。</p> <p>【マルチメディア放送ビジネスフォーラム】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書(案)に対する賛成意見と考えます。</p>
4-2				<p>マルチメディア放送の定義として、従来のような放送の形態等に応じた規定をやめ、事業者の創意工夫に最大限に配慮した柔軟な定義とする姿勢は、非常に正しい発想であり、大いに賛同できるところである。ただし、これを真に実現するには、放送方式を1にするか複数にするか、といった伝送レイヤでの方式議論以上に、コンテンツ製作者にとってハードルの低い(コストが低く自由度が高い)制作環境を実現するためのコンテンツ方式のあり方や、従来の放送で言われてきた放送の一意性からの脱却、例えば受信デバイス能力に応じた表示の自由度、といった新しい発想を許容するのか、といったコンテンツ面での議論が十分に尽くされなくてはならない。</p> <p>【中村修 (慶應義塾大学環境情報学部教授)】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書(案)に対する賛成意見と考えます。</p>
4-3				<p>データファイルのダウンロードサービスに関しては、多種多様なサービスとなる可能性を秘めている。したがって、特定のデータ形式に囚われず、汎用的な複数のデータ形式の利用が可能となる仕組みとすることが肝要。早期に技術基準、運用規定の検討を進めるべきと考えます。</p> <p>【YRP研究開発推進協会】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書(案)に対する賛成意見と考えます。</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
4-4				<p>「形態等」を定めないことには賛成できる。その上で、「全国向け放送」と「地方ブロック別放送」について、目的と性格を区分するのが望ましいと考える。例えば「全国向け放送」の性格は、通信事業に放送技術を加味したマルチメディアとし、コンテンツは蓄積型とデータを中心にリアルタイムコンテンツを付加する。一方、「地方ブロック別放送」の性格は、放送事業にデジタル技術を加味したマルチメディアとし、リアルタイムコンテンツを中心に蓄積型コンテンツやデータを付加する。つまり、後者は現状のラジオをデジタル化してデータ等を付加するイメージとする。これにより、県域ラジオ事業者の参入を促す。</p> <p>この場合、技術基準は統一し、「全国向け放送」と「地方ブロック別放送」を同一の携帯端末でワンセグ放送並みに受信できることを必須条件としたい。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム群馬】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p> <p>「マルチメディア放送」は、放送対象地域の相違を前提として、自由なサービス提供を可能とすることが重要と考えています。</p> <p>また、技術方式については、第5章のとおりです。</p>
4-5				<p>「マルチメディア放送」の中であって、「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」は、従来のラジオがもっていた“アイズ・フリー”（視覚に頼らない）の利点を最大に生かしながら、なおかつ簡易映像、データ放送、双方向サービスなどの機能が付加された、まったく新しいメディアとして、きちんと位置づけられるべきものとする。従って、映像を中心とするテレビジョンに近似したサービスとは、明確に区別されるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【ニッポン放送】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p> <p>なお、報告書（案）におけるマルチメディア放送の定義によれば、ご指摘のサービスは可能であると考えます。</p>
4-6				<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在デジタルラジオは音声中心の超短波放送の枠組みの中で実用化試験放送を実施している。地方ブロック向け放送のデジタルラジオは、今後とも音声放送を核とし、デジタル技術を駆使したデータ放送やダウンロードサービスなど、新たな機能を利用したサービスの展開を図る新しいメディアと考える。 ・ 一方、携帯端末で受信することを考えれば、移動中にサービスを受信することも多く想定できることから、“アイズ・フリー”としての特性を生かし 	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>た音声中心コンテンツ（音声中心+簡易映像+データ等）をサービスの軸としてゆくことも考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【デジタルラジオ推進協会】</p>	
4-7				<p>（サービスの定義について）現在、すでにアナログラジオ放送を行いながら、当サービスへの参入を図ろうとしているものの多くは、動画サービスを売りにするようだが、それでは、ワンセグテレビと何が違うのか明確にして頂きたい。</p> <p>（報告書内の「現在の各放送の定義」における表でも、ワンセグ放送とデジタルラジオの簡易動画付き放送は、周波数帯の違い以外は、全く同じ欄を示している。）</p> <p>動画ばかり追うと、これまで80年以上に亘って培ってきた、「ラジオ」そのものが、テレビに飲み込まれるのではないかと懸念します。</p> <p>もっと、従来のラジオの特性を活かしたデジタルラジオサービスの向上に努めて頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人等（水上圭輔）】</p>	<p>本懇談会でも、マルチメディア放送は、事業者の創意工夫が最大限に生かされ、国民のニーズに的確に対応することとなることを期待するものです。</p>
4-8				<p>該当部分の前段では、サービスの自由な組み合わせを強調しながら、後段で「映像」についてのみ、その品質に言及している理由は何でしょうか。</p> <p>「映像」の品質については特に言及せず、技術的規格検討と事業者の選択に任せる事が適切と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【デジタル放送研究会】</p>	<p>マルチメディア放送における「映像」が現在の「ワンセグ放送」「テレビジョン放送の本放送」との比較で、どの程度のもので前提とすることが適当か（それにより一定帯域で確保できるチャンネル数も異なる）を検討する必要があるのではないかという問題意識によるものです。</p> <p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
					承ります。
4-9				<p>「映像」の品質については、圧縮技術の進化や、画面の大型化など端末技術の進化、また普及の状況等から、その時点でユーザニーズに併せた最も適切な画質のコンテンツを提供・販売すべきで、一律の規制はなじまないと考えられる。</p> <p>通信と同じく最新の技術動向や国民のニーズを踏まえたサービス品質の向上をもたらすためにも、基本的には事業者の創意工夫に任せるような制度となることを強く期待する。</p> <p style="text-align: center;">【スカイパーフェクト・コミュニケーションズ】</p>	ご指摘は、今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。
4-10				<p>映像の品質は現在のワンセグと同様のものとするとしているが、マルチメディア放送の映像品質と機能はワンセグよりも相当高度なものでなくてはならないと理解している。現在、これを提供しているのはMediaFLOとDVB-Hである。</p> <p style="text-align: center;">【Big Picture International】</p>	「ワンセグ放送」は具体的なイメージのために表記しているものであり、「定義」においては、今後の技術の進展等に柔軟に対処できるようにすることが必要であると考えています。
4-11				<p>「マルチメディア放送」の定義が明確にならなければ事業者にとって事業の計画を立てることすら出来ない。よって、できるだけ早い時期に定義を定めることを希望する。</p> <p style="text-align: center;">【エフエム徳島】</p>	今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。なお、スケジュールについては、第6章に記載のとおりです。

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
4-12	1(2)	放送対象地域	26	<p>「地方ブロック向け放送」についても「全国向け放送」と同様「地方ブロック向け放送」に割り当てた周波数により、「地方ブロックで同一の放送番組」を放送しながら、あわせて「県域向けの放送番組」を放送出来ることを想定してほしい。</p> <p style="text-align: right;">【ラジオ福島】</p>	<p>ご指摘を踏まえ、注として、「地方ブロック向け放送」についても同様に、「地方ブロックで同一の放送番組」を放送しながら、併せて、例えば「県域向けの放送番組」を放送することも考えられる。」との記述を追加します。</p>
4-13			<p>地方ブロック向け放送においても「マルチメディア放送において、事業者の自由な事業展開を最大限尊重する観点からは、国民のニーズに適う場合には、「地方ブロック向け放送」に割り当てた周波数により、「地方ブロックで同一の放送番組」を放送しながら、あわせて「県域向けの放送番組」を放送することも想定される。このため、こうしたことを可能とするよう、必要な制度整備を行うことが考えられる。」とすべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【九州朝日放送】</p>		
4-14			<p>「地方ブロック向け放送」が、そのブロック内の特定地域（たとえば県）に向けて、独自の情報を放送することが必要となる場合がある。中継局単位の番組編成を変えることで実現できるが、そのような場合にも対応できるような、柔軟な制度整備が望まれる。</p> <p style="text-align: right;">【アール・エフ・ラジオ日本】</p>		
4-15			<p>地方ブロック向け放送においては、その制度化の理念として「地域振興」「地域情報の確保」「地域文化・地域社会への貢献」が謳われていることから、ひとつの放送対象地域内においても中継局ごとの番組編成が可能となるような柔軟な制度整備が望まれる。</p> <p style="text-align: right;">【熊本放送】</p>		
4-16			<p>地方ブロック向け放送においては、その制度化の理念として「地域振興」</p>		

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				「地域情報の確保」「地域文化・地域社会への貢献」がうたわれていることから、1つの放送対象地域内においても中継局ごとの番組編成等が可能となるような柔軟な制度整備を望みます。 <p style="text-align: right;">【栃木放送】</p>	
4-17				地方ブロック向け放送においては、その制度化の理念として「地域振興」「地域情報の確保」「地域文化・地域社会への貢献」が謳われていることから、1つの放送対象地域内においても中継局ごとの番組編成等が可能となるような柔軟な制度整備が望まれる。 <p style="text-align: right;">【文化放送】</p>	
4-18				地方ブロック向け放送においては、その制度化の理念として「地域振興」「地域情報の確保」「地域文化・地域社会への貢献」が謳われていることから、1つの放送対象地域内においても中継局ごとの番組編成が可能となるような柔軟な制度整備が望まれる。 <p style="text-align: right;">【南日本放送】</p>	
4-19				地方ブロック向け放送においては、その制度化の理念として掲げられている「地域振興」「地域情報の確保」「地域文化・地域社会への貢献」の観点からも、1つの放送対象地域内においても中継局ごとの番組編成等が可能となるような柔軟な技術検討・制度整備をお願いしたい。 <p style="text-align: right;">【山陽放送】</p>	
4-20				「地方ブロック向け放送」の制度化の理念として、「地域振興」「地域情報の確保」「地域文化・地域社会への貢献」が挙げられているが、各地域が現在の行政単位である都道府県というかたちで発展してきたという経緯もあり、各県ごとの地域特性の違いに配慮することが望まれる。1つの放送対象地域であっても中継局ごとの番組編成等が可能であるような柔軟な制度整備とすることを要望する。 <p style="text-align: right;">【エフエム熊本】</p>	
4-21				「地方ブロック向け放送」については、今後の検討に委ねられているの	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>で、制度化の理念に述べられているように、「地域振興」「地域情報の確保」・・・で述べられている地域の考え方と相違することが考えられるので、広くすることだけではなく、番組内容によって、地方ブロックを例えば、現在のテレビ放送の広域（東海地方）に分けた同一の放送番組を放送できるように制度面及び技術面の双方に係る検討をしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【ZIP-FM】</p>	
4-22				<p>「全国向け放送」については、放送対象地域内を区分した地方向け放送を可能とすると述べているが、「地方ブロック向け放送」について同様のことが述べられていない。本「報告書（案）の概要」に示された地方ブロックの例示によると、放送対象地域は現在一般的な県域に比べ相当広範囲である。これでは地域密着型のコンテンツ放送になじまないため、「地方ブロック向け放送」においても放送対象地域をさらに区分したローカル放送が可能な制度整備が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ベイエフエム】</p>	
4-23				<p>「全国向け放送」と「地方ブロック向け放送」を設けるといふ本制度の主旨に則れば、「地方向けの放送番組」はあくまで「地方ブロック向け放送」によっておこなわれるべき。</p> <p style="text-align: right;">【山口放送】</p>	<p>事業者の自由な事業展開を最大限に尊重する観点からは、「全国で同一の放送番組」の放送を確保する限り、柔軟な運用がなされるべきと考えます。</p>
4-24				<p>（放送対象地域の在り方について）全国向け、地方ブロックもしくは各県域向け、コミュニティ向け、いずれも、重要であるので、昨今の改革における、道州制の導入や市町村合併による影響も考慮しつつ、柔軟に免許交付を行って頂きたい。</p> <p>全国ブロックでの放送サービスにおいては、情報発信地が東京大阪といった大都市に偏りすぎないように、支局からの中継放送など、地域の空洞化の促進を防止するようなサービスを心がけて頂きたい。</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する賛成意見と考えます。</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>インターネット及び、地上デジタルテレビ放送において発生している、地方在住者や低所得者層が切り捨てられる、“デジタルディバイド”が、この地上デジタルラジオ、マルチメディア放送サービスでは発生しないよう、心がけて頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人等（水上圭輔）】</p>	
4-25	2(1)	ア（ア）勘案すべき要素	27	<p>「多様なサービスを実現するためには、1のソフト事業者が多くのチャンネルを有するようになることが適当」「多様で多チャンネルの放送を安定的な事業運営を確保しつつ行うためには、1のソフト事業者に対し、まとまった周波数帯域幅を当てることが求められる」という考え方は、放送に求められる「多様性」について、周波数を細かく分けて多数に免許するというのではなく、1のものに幅広い帯域を与え、それを有効活用させることで成立させるということであり、このメディアの特性を十分に理解した妥当かつ画期的なものであると評価される。</p> <p>一方、今回の割当ての対象となる周波数帯域幅は合わせて32.5MHzしかなく、かつそれがV-L O W（18MHz）とV-H I G H（14.5MHz）にそれぞれ別のメディアとして分離・分別されている。「全国向け放送」には2～4程度の事業者を前提とすることが適当と記載されているが、14.5MHzは仮にガードバンドなしとしても、4で分けると1社あたり3.625MHzになる。マルチメディア放送は新規の事業であり、普及を促進し、ダウンロードなど視聴者のニーズに適ったサービスをハードと一体となってタイムリーに行うには、もっと広い帯域幅が必要であることから、ソフト事業者数を更に絞り込むことが適切であると思われる。</p> <p style="text-align: right;">【マルチメディア放送企画】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
4-26				<p>「多様なサービスを実現するためには、1のソフト事業者が多くのチャンネルを有するようになることが適当」「多様で多チャンネルの放送を安定的な事業運営を確保しつつ行うためには、1のソフト事業者に対し、まとまった周波数帯域幅を当てることが求められる」という考え方は、放送に</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>求められる「多様性」について、周波数を細かく分けて多数に免許するというのではなく、1のものに幅広い帯域を与え、それを有効活用させることで成立させるということであり、このメディアの特性を十分に理解した極めて妥当かつ画期的なものであると高く評価される。</p> <p>一方、今回の割当ての対象となる周波数帯域幅は合わせて 32.5MHz しかなく、かつそれが V-L O W (18MHz) と V-H I G H (14.5MHz) にそれぞれ別のメディアとして分離・分別されている。「全国向け放送」には2~4程度の事業者を前提とすることが適当と記載されているが、14.5MHz は仮にガードバンドなしとしても、4で分けると1社あたり 3.625MHz になる。マルチメディア放送は新規の事業であり、普及を促進し、ダウンロードなど視聴者のニーズに適ったサービスをハードと一体となってタイムリーに行うには、もっと広い帯域幅が必要であることから、ソフト事業者数を更に絞り込むことが適切であると思われる。</p> <p style="text-align: center;">【スカイパーフェクト・コミュニケーションズ】</p>	
4-27				<p>WOWOW では、BS での有料放送に、ブロードバンドでの VOD や携帯端末に向けたモバイルサービスなどを加えて、メディア横断的にサービスを充実させることを検討しております。</p> <p>既存の有料放送事業者がメディア横断的に有料放送サービスを充実させることは、自らの加入者を拡大すると同時に、新たなメディアの普及にも大きく貢献すると考えております。さらには、有料放送市場やコンテンツ産業の発展に資するものとなると捉えております。</p> <p>マルチメディア放送におけるソフト事業の参入の枠組みを検討するにあたっては、WOWOW のような有料放送事業者が、メディア横断的にチャンネルを提供することが可能になるようにしていただくことを強く希望いたします。</p> <p style="text-align: center;">【WOWOW】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
4-28				<p>(編注：1のソフト事業者が有するチャンネル数と放送局に係る表現の自由享有基準の関係について) 左記項目に述べられているように、相反する2つの要素があるので慎重に検討をしていただきたいと思います。特に「地方ブロック向け放送」においては、これまでの地域密着型のラジオ放送のノウハウを十分生かすことができるよう、現ラジオ放送事業者のうち、ソフト事業者として参入を希望する者には参入が可能となる枠組みが必要だと思います。</p> <p style="text-align: right;">【ベイエフエム】</p>	今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。
4-29				<p>(参入する者の決定に当たって考慮する事項について) 長年蓄積されたノウハウを活かすべく、既存放送事業者の優先を求める意見が多いようですが、その長年ということに胡坐を掻きすぎ、視聴者との乖離も感じる。よって、新しいマルチメディア放送を実現するためにも、新規事業者も参入しやすいよう、既存放送事業者には、「配慮する」程度にとどめるべきと思われる。</p> <p style="text-align: right;">【個人等(水上圭輔)】</p>	今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。
4-30	2(1)	ア(イ)「全国向け放送」のソフト事業者の数	27	<p>リアルタイム型とファイル型を複合的に提供する等放送に求められる多様性を実現する上でソフト事業者に「まとまった周波数帯域幅を割り当てる」ことは重要と考える。</p> <p>又、本メディアの中核サービスと位置づけられる高速・大容量ファイル型サービスの実現をする為にも、最大でもソフト事業者は、2事業者としていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【伊藤忠商事】</p>	今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。
4-31				<p>コンテンツの多様性は不可欠だが、萌芽期にあるダイナミックな市場においては、ソフト事業者の数に関して柔軟な原則を採用することが必要であると考える。</p> <p style="text-align: right;">【FLO Forum】</p>	今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。
4-32				<p>一つのソフト事業者に対し、まとまった周波数帯域を割り当てるに際し</p>	「例えば2～4事業者程度」

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>ては、マスメディア集中排除の理念上から、2～4のソフト事業者の数は少ないと考えます。</p> <p>また、現在多チャンネル放送を実施しているCS放送においてであっても、複数チャンネルの免許を保有している委託放送事業者が実質的に運営しているチャンネル数は、多くても5チャンネル程度、殆どは3チャンネル以下であることから、「全国向け放送」へ参入するソフト事業者の数は、10～15事業者程度が現実的であり好ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【個人等（匿名）】</p>	<p>は一つの例示ですが、ソフト事業者は、多様で多チャンネルの放送を安定的な事業運営を確保して行えるよう、まとまった周波数帯域幅が割り当てられるべきと考えます。</p>
4-33				<p>14.5MHz幅に対する参入ソフト事業者数が2～4とされた導出過程は不明瞭であるため、記述すべきではなく、参入規律を明確にする必要があると考えます。既存の放送におけるソフト事業者の概念に捉われることなく、携帯電話のコンテンツ配信ビジネスのように、より多くのコンテンツホルダーやコンテンツアグリゲータが参加できる枠組みが、日本のコンテンツ市場を活性化できるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【モバイルメディア企画】</p>	<p>ソフト事業者は、「多くのチャンネルを有する者」が「複数」あるべきことを提言しており、具体的な数について「例えば」2～4と例示し、「具体的なソフト事業者の数については、今後更に検討を進めることが適当」としているものです。</p> <p>後段部分については、今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
4-34				<p>「1のソフト事業者に対し、まとまった周波数帯域幅を割り当てる」とされている。その場合、CS放送のように多くの放送事業者が認定される制度と比較して、マルチメディア放送全体のサービス・コンテンツの種類・内容は認定されたソフト事業者が判断する比重が増加する。事業者の認定にあたっては、既に携帯端末向けにサービスが行われているようなものではない、多様で幅広い新規サービスを提供する事業者を優先すべきと考える。</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				【ソニー・放送メディア】	
4-35				「全国向け放送」におけるソフト事業者は、特定の事業者が寡占しないように、最大割当は一事業者あたり 6MHz 程度として頂きたい。	今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。
				【三井物産】	
4-36				ソフト事業者の数を考える際は、一つの事業者に安定した事業環境を提供するよりも、複数の事業者に競争的環境を保証することを重視すべきである。報告書は全国向け放送について 2～4 のソフト事業者を勧めつつ、ハード事業者については県域または地域ブロックごとに 1 つ、全国向けに 1～2 を提言している。誤解を避けるために、それぞれの事業者に与えられる周波数の数と幅と、その理由を明記すべきである。	報告書（案）では、ソフト事業者について、競争的環境を確保するため「複数」あるべきことを提言しています。 また、ハード事業者については、第 3 章において「全国向け放送」は V-HIGH を、「地方ブロック向け放送」は V-LOW を割り当てることを提言しており、それらを前提に周波数の幅が決定されるものです。
				【Big Picture International】	
4-37				「1 のソフト事業者に対し、まとまった周波数帯域幅を割り当てるのが求められる。」という文と「複数のソフト事業者（例えば 2～4 事業者程度）を前提とすることが適当である。」という文は、ソフト事業者の数が一つなのか複数なのか文意が読み取りにくく、一般人にとっては誤解を生じる可能性がある。総務省放送政策課に問い合わせたところ、「1 のソフト事業者」とは「2～4 つあるうちの 1 つ 1 つ」という意味であるということであるので、(法的には正しい標記であるとしても) 文意を明確化するために、「1 つ 1 つのソフト事業者に対し・・・」と修正されたい。	「複数のソフト事業者（例えば 2～4 事業者程度）を前提とすることが適当」と明確に記述しており、修正の必要はないと考えます。
				【クアルコム・ジャパン】	
4-38	2(1)	イ（ア）「全国向け放送」のハード事	28	利用できる帯域は 14.5 MHz しかないことから、記載の通り、設備投資の重複回避、周波数の有効活用の観点から、ハード事業者の数は 1 でよいと考える。	今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見と考えます。

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
		業者の数		<p>仮に、異なる技術方式を採用する2つの事業者となった場合には、競争の結果、端末普及は進んでも、それぞれ特定の受信端末での限定利用となると、全体としてのサービスが発展しない恐れもある。これでは、同一サービスを全ての端末が受信できるという利用者の利便性を損なうことになりかねないのではないかと危惧される。</p> <p style="text-align: center;">【スカイパーフェクト・コミュニケーションズ】</p>	
4-39				<p>利用できる帯域は14.5 MHzしかないことから、記載の通り、設備投資の重複回避、周波数の有効活用の観点から、ハード事業者の数は1でよいと考える。</p> <p>仮に、異なる技術方式を採用する2つの事業者となった場合には、競争の結果、総体として普及は進んでも、それぞれ特定の受信端末での限定利用となり、全体としてのサービスが発展しない恐れもある。これでは、国民のニーズに反することになりかねず、同一サービスを全ての端末が受信できるという放送の趣旨に反することになるのではないかと危惧される。</p> <p style="text-align: center;">【ISDB-Tマルチメディアフォーラム】</p>	
4-40				<p>利用できる帯域は14.5 MHzしかないことから、記載の通り、設備投資の重複回避、周波数の有効活用の観点から、ハード事業者の数は1でよいと考える。</p> <p>仮に、異なる技術方式を採用する2つの事業者となった場合には、競争の結果、端末普及は進んでも、それぞれ特定の受信端末での限定利用となると、全体としてのサービスが発展しない恐れもある。これでは、同一サービスを全ての端末が受信できるという利用者の利便性を損なうことになりかねないのではないかと危惧される。</p> <p style="text-align: center;">【マルチメディア放送企画】</p>	
4-41				<p>周波数の有効活用並びに設備投資の重複回避の為に、ハード事業者の数は1でよいと考える。</p> <p style="text-align: right;">【伊藤忠商事】</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
4-42				<p>ハード・ソフトの事業者数の検討は、サービス利用者の立場を考慮する必要があると考えます。サービスの多様化や技術の高度化による利便性の向上などを考えると、事業者数は競争原理が働く複数者であるべきと考えます。</p> <p>ハードの事業者数は、有限である周波数の有効利用を重視し、14.5MHzの周波数幅を鑑みるとSFN前提で2者であるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【モバイルメディア企画】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
4-43			<p>事業環境のダイナミックな変化が予想される本サービスでは、ユーザ・ニーズに即したサービスを迅速に提供し続ける為に、競争環境の構築が重要と考えます。よって、競争促進の観点から、ハード事業者の数は2とすることが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ローデ・シュワルツ・ジャパン】</p>		
4-44				<p>第4章2（1）についてですが、懇談会は、マルチメディア放送事業に義務付けられる設備投資額に言及しています。複数のネットワークやマルチメディア放送事業者が存在することは、「設備投資が重複」するので、放送事業者は1事業者とすることが望ましいと提言しています。元来、市場への参入を望んでいる事業者が市場原理に基づいて下すべき判断を懇談会が行おうとしていることに米国政府は懸念を抱きます。米国政府は、設備競争は最大限に推進されるべきだと確信しています。仮に、最終的に、複数のネットワークでは経済上サービスが提供できないとなれば、政府の予測、つまり、事前に最適な市場構造が何か想定することよりも、結果的に統合が市場原理に基づいた選択として行われる方が望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【在京米国大使館】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p> <p>なお、ハード事業者の数は、「設備投資の重複」のほか「周波数の有効利用」「競争促進」の観点から、「ハード事業者を1とすることが適当である。他方、（略）ハード事業者の数を2とすることも考えられる。」としています。</p>
4-45				<p>「全国向け放送」について、技術方式およびハード事業者の数は現時点で1が適切とすべきではなく、今後の海外およびマーケット動向、各技術方式の詳細な内容、ハード事業者の経営方針について今後十分に検討した上で適切に決定すべきと考えます。特に「SFNでの全国向け放送」の検討を</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				鋭意進めるべきであると考えます。 【伊藤忠テクノソリューションズ】	
4-46				ハード（インフラ）の整備については、事業者間において技術方式が同じ場合には、V-HIGH での全国向けマルチメディア放送サービスのハード事業者に V-LOW でのハード整備も（任意でなく）義務付けることが望ましい。 【三井物産】	今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。
4-47				○唐突に「ハード事業者」がでてくるが、順序立てての表記とするべき。 ○代わる文案として・・・14.5MHz という比較的広い周波数帯域幅を、いくつの数の放送事業者（ハード兼ソフト）に割当るかについては、まず、 ①設備投資額、②周波数の有効利用、③競争の促進について考えると下記のような課題を有しており、ここにハード（専業）事業者が必要になってくると考える。 【個人等（藤原功三）】	「2 参入規律」の「(1)の参入の枠組み」に「(いわゆるハードとソフト)」と注記しているほか、「参入の枠組みについては、次のとおり個別に検討した」と記載しており、問題はないと考えます。
4-48	2(1)	ウ ハードソフト分離制度の導入	29～30	「ハード・ソフトの分離」の概念については大いに賛同する。 【岡山東エム放送】	今般の意見募集に係る報告書（案）に対する賛成意見と考えます。
4-49			さまざまな分野のソフト事業者の参入をしやすくする意味で、ハード・ソフトの分離の考え方の導入を支持いたします。また、ハード事業者による役務の提供条件を公正で透明なものにすべきという考え方に強く賛同いたします。 【マルチメディア放送ビジネスフォーラム】		
4-50			「地上波放送」において、「ハード・ソフト一致」は放送の信頼性確保の観点からも原則であると考えますが、今回の報告書（案）に示された「地方ブロック向け放送」において連結送信を前提とすれば、「ハード・ソフト分離」的な制度の導入は不可避となります。ハード事業・ソフト事業の柔軟性の確保の観点から致し方ありませんが、放送の持つ社会的な役割を十分に意識した制度整備を強く希望します。		

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				【朝日放送】	
4-51				<p>1. 当財団（以下「VICSセンター」という。）は、現在、我が国を代表するITSの一つとして、車載機端末向けに、全国で、主要道路に設置された光ビーコン、電波ビーコンによる通信と共にNHKのFM放送に多重する方法を用いて、各地域の道路交通情報を提供している。</p> <p>このFM多重放送は、有効に利用されているメディアであるものの伝送容量等に限りがあり、増大する情報提供ニーズには応じきれない状況が生まれつつある。</p> <p>このため、VICSセンターは、FM多重放送を補完もしくはこれに替わるメディアとして、マルチメディア放送に関心を寄せてきたところである。</p> <p>2. 今回の報告書案では、マルチメディア放送を3つのタイプで示されたが、VICSセンターでは、上記の要請のほか、道路交通情報は地域ごとの提供が求められるので、この3つの中の「地方ブロック向け放送」に各地方において参画する形態が合致しているものと考えている。</p> <p>3. 「地方ブロック向け放送」の実現に当たっては、ハード・ソフト分離の制度が採用されることを希望し、ハード事業者は、出来れば全国で1とし、公共性が高く経営基盤が強固な事業者が主体となって設立され、今後、新公益法人法制の下で公益財団法人として存続することを予定しているVICSセンターが参入機会を確保されるような制度とされ、かつそのような事業の運営がなされることを期待したい。</p> <p>4. VICSセンターでは、引き続き、マルチメディア放送の制度化に向けた検討や動向に注目していきたいと考えている。</p> <p style="text-align: right;">【道路交通情報通信システムセンター】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
4-52				<p>参入における多様性を考えればハードとソフトの分離の考えは賛成であるが強制分離ではないことを希望する。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム青森】</p>	<p>報告書（案）では、「ハード・ソフト分離」の制度の活用を可能とすることが考えられる」、</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
					「ハード事業者は優先的にソフト事業者となれるように措置することが考えられる」としています。
4-53				ソフト・ハード分離の考え方は、ソフト事業者が参入しやすくなり規制緩和の精神にも通じ、競争原理も働くことは、事実であろう。 なお、報告書において、ハード・ソフトを強制的に分離するものではないことを確認したい。そうであれば参入の多様性を確保できることになる。 【エフエム仙台】	
4-54				ソフト事業者の参入をしやすくする意味で、ハード・ソフトの分離の考え方には賛同する。一方で、報告書の精神は、ハード・ソフトの強制分離でないことを確認したい。そうであれば、この新しい放送においては、参入の多様性を確保できることになる。 【エフエム山口】	
4-55				ソフト事業者の参入をしやすくする意味で、ハード・ソフトの分離の考え方には賛同する。一方で、報告書の精神は、ハード・ソフトの強制分離でないことを確認したい。そうであれば、この新しい放送においては、参入の多様性を確保できることになる。 【広島エフエム放送】	
4-56				「放送」はハード・ソフト両方に責任を持つべきであり、災害時の放送確保という点からもハード・ソフト一致が望ましいが、ハード整備に要する多額の資金を考慮し、ハード・ソフト分離を可とする考えには賛同する。但し、強制分離の意味ではないことを確認したい。 【エフエム大阪】	
4-57				ハード・ソフト分離の考え方に賛同いたします。 また、新市場の立ち上げにあたりハード事業者は、一定の条件化の下で	今般の意見募集に係る報告書(案)に対する賛成意見と考え

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				優先的にソフト事業者となれることについても事業参入のリスク軽減の観点から賛同いたします。 【エフエム佐賀】	ます。
4-58				新しいコンテンツの充実を考えればソフト事業者の参入のためにもハード・ソフト分離の考え方には基本的に賛成である。一方、膨大な設備投資など事業参入のリスクを考えればハード会社が一定の条件の下でソフト事業者になれることは放送事業の維持に必要であると考えます。 【エフエム鹿児島】	
4-59				ハード・ソフト分離制度は、大変好ましく賛成いたしますゆえ、ハード事業者に対し、一定の条件の下で優先的にソフト事業者となれるように措置する際には、35 ページ「(ア) 利用者の限定」、37 ページ「(ウ) ソフト事業者とハード事業者の間の規律」、にて記載されている内容が十分配慮・反映され、機能することが必要であります。 【個人等（匿名）】	
4-60				放送は、信頼できる情報を安定して受信者に届けることが必須であり、既存の放送においては、ハード・ソフト一致による責任運営で国民の信頼を得てきた。そのことを考えるとハード・ソフト分離の制度を導入した場合においても、ハード事業者とソフト事業者の間に一定の関連が成立すべきであり、「ハード事業者は、一定の条件の下で優先的にソフト事業者となれるよう措置すること」は健全な放送の継続に資するものと考えます。 【大阪放送】	
4-61				既設の放送においてはハード・ソフト一致による責任運営で国民の信頼を得てきました。そのことを考えると、ハード・ソフト分離の制度を導入した場合においても、ハード事業者とソフト事業者の間に一定の関連が成立すべきであります。報告書にある「ハード事業者は、一定の条件の下で優先的にソフト事業者となれるように措置すること」は健全な放送の継続に資するものと考えます。	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				【栃木放送】	
4-62				<p>既設の放送においてはハード・ソフト一致による責任運営で国民の信頼を得てきた。そのことを考えると、ハード・ソフト分離の制度を導入した場合においても、ハード事業者とソフト事業者の間に一定の関連が成立すべきである。報告書にある「ハード事業者は、一定の条件の下で優先的にソフト事業者となれるように措置すること」は健全で安定的な放送の継続に資するものとする。</p>	
				【文化放送】	
4-63				<p>マルチメディア放送で新たなサービスとして期待されるダウンロード放送は、大小、多種、雑多なコンテンツの集合体となることも想定され、視聴者のニーズに適った最適な編成で送出することが肝要である。</p> <p>ハード・ソフト分離の制度を導入した場合においても、「ハード事業者は一定の条件の下でソフト事業者となれるように措置すること」は、その運用上、必須の形態であり、実現を強く要望する。</p>	
				【スカパーフェクト・コミュニケーションズ】	
4-64				<p>マルチメディア放送で新たなサービスとして期待されるダウンロード放送は、大小、多種、雑多なコンテンツの集合体となることも想定され、視聴者のニーズに適った最適な編成で送出することが肝要である。</p> <p>ハード・ソフト分離の制度を導入した場合においても、「ハード事業者は一定の条件の下でソフト事業者となれるように措置すること」は、その運用上、必須の形態であり、実現を強く要望する。</p>	
				【マルチメディア放送企画】	
4-65				<p>ハード・ソフト分離を導入する場合、多額の資金を必要とするハード整備のインセンティブを確保するために、ハード事業者が優先的にソフト事業者となれる措置を講じることに賛成致します。</p>	
				【メディアフロージャパン企画】	
4-66				事業運営に伴うリスク回避やハード整備のインセンティブ確保の観点だ	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>けではなく、視聴者のニーズに適ったサービスの発展や早期普及には、コンテンツ提供主体とインフラ事業主体とが密に連携したサービス開発やマーケティング活動が重要である。そのためには、ハード事業者が優先的にソフト事業者となれる制度となるよう強く希望する。</p> <p style="text-align: right;">【NTTドコモ】</p>	
4-67				<p>仮にハード・ソフト分離となった場合にも、「ハード事業者は一定の条件の下でソフト事業者となれるように措置すること」は、必須と考える。</p> <p style="text-align: right;">【伊藤忠商事】</p>	
4-68				<p>懇談会当初の提案募集にあったとおり、地上放送局はハード・ソフト共に責任を負って事業しており、特に災害時には放送設備の確保、災害情報の収集と地域住民の安全対策報道など、ソフト・ハード一体となった全社的な報道の使命を持った社員の熱意で作上げるものである。地上デジタルラジオ放送でも地域社会への貢献、災害時放送等をサービスに掲げるので同様であり、ハード・ソフト分離方式はなじまないと考える。</p> <p>しかし分離制度導入の場合は報告案にある通り、「ハード事業者は一定の条件の下に優先的にソフト事業者となれるように措置する」ことは賛成である。そして現既存放送事業者で結果としてのソフト事業者が番組編成権を持てるような制度を考慮して戴きたい。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム愛知】</p>	
4-69				<p>ハード・ソフトの一致・分離については、放送が安定的・継続的に視聴者に届けられることを前提に、事業者が多様な事業形態の中から最適な形態を選択できるよう、柔軟な制度整備を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。
4-70				<p>（ハードソフト一致か分離か）インフラと番組内容両方に責任を持たなくてはいけないのも理解できるが、より多くの事業者がより多くのコンテンツを発信するためにも、柔軟な制度の適用を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【個人等（水上圭輔）】</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
4-71				<p>「ハード・ソフト分離」の制度を活用するにしても、ハード事業者とソフト事業者は事業運営上密接な連携が必要であり、一体的に運用できる仕組みが望ましいと考えます。その際にソフト事業者の編成権を守ることも重要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【FM802】</p>	
4-72				<p>4. ハード・ソフト分離制度の導入について</p> <p>「放送」サービスは、ハード・ソフト一致による事業形態が望ましく、事業者が希望すれば一体的に運用できる制度とすべきである。日本の地上放送の歴史において、ハード・ソフト一致の制度は、免許審査における行政の直接的な番組への関与を防ぐことで言論・表現の自由を保障するとともに、放送サービスの国民へのあまねく普及を推進し、成し遂げるといふ役割を果たしてきた。</p> <p>「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」においては、ハード整備に多額の資金を必要とすることなどから、ハード・ソフト分離型の制度の提案は検討に値すると思うが、上述の理由から、仮に分離型制度を採用するにしても、ハード・ソフトを一体的に運用できる仕組みが望ましいと考える。</p> <p style="text-align: right;">【日本民間放送連盟】</p>	
4-73				<p>・放送は、信頼できる情報を安定して受信者に届けることが必須。その為、「地方ブロック向け放送」においても受信者のニーズをもとに、置局計画に反映するなど、ハード事業とソフト事業は、事業運営上密接な連携が必要と考える。</p> <p style="text-align: right;">【デジタルラジオ推進協会】</p>	
4-74				<p>既存の放送はハード・ソフト一致による責任運営で国民の信頼を得てきた。そのことを考えると、ハード・ソフト分離の制度を導入した場合においても、ハード事業者とソフト事業者の間に一定の関連が成立すべきである。</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				【山口放送】	
4-75				<p>「地方ブロック向け放送」においては、多額の設備投資を必要とするため、ハード・ソフト分離制度は理解できないこともない。しかし、日本の地上波放送の歴史において、ハード・ソフト一致による責任運営が果たしてきた役割が大きかったのも、紛れもない事実である。健全な放送の継続に資するためにもハード・ソフト一致による事業形態が望ましいが、ハード・ソフトの分離制度が導入された場合でも、ハード事業者とソフト事業者の間に一定の関連をもたせるべきである。</p>	
				【エフエム熊本】	
4-76				<p>放送サービスはハード・ソフト一致による事業形態が望ましいが、地方ブロック向けデジタルラジオ放送においてはハード整備に多額の資金を必要とすることなどから、ハード・ソフト分離型制度の提案は検討に値すると思われる。しかし、ハード・ソフトを一体的に運用できるシステムが望ましい。又、放送であることを鑑みれば、ソフト事業者の編成権を保障することはきわめて重要である。新サービスであっても、既存ラジオ事業者の持つノウハウが生かされるような制度整備が望ましい。</p>	
				【東海ラジオ放送】	
4-77				<p>日本の地上放送の歴史を振り返ると「ハード・ソフト一致」の制度は、言論表現の自由を保障するとともに、放送サービスの国民へのあまねく普及を推進し、成し遂げる役割を果たしてきた。デジタルラジオ放送においても「ハード・ソフト一致」の事業形態が望ましい。</p> <p>分離型の制度が採用される場合には、ソフト事業者が、地域情報を確保し地域文化・地域社会へ貢献すると共に、災害時の迅速な情報提供をするためにも、ソフト事業者の編成権を保障する「デジタルBS型受委託」の形をとり「緩やかな一致」とすることが適当であるとする。</p> <p>なお、当社テレビと愛媛県のあいテレビとはデジタル化に際し、マスター設備を共同で運用する、いわゆる「配信センター」を取り入れたが、そ</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>の際、編成権と設備の独立を明確にし総務省より免許を受けていることを付記させていただく。</p> <p style="text-align: right;">【中国放送】</p>	
4-78				<p>地域ブロック向けデジタルラジオ放送のインフラを短期間で整備し、運営するためには、その地域ブロック内に放送エリアを持つラジオ放送事業者が中心となり、ハード事業を共同運営することが必要になると想定します。その運営を前提としての「ハード・ソフト分離」は賛成します。</p> <p style="text-align: right;">【エフエムラジオ新潟】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
4-79				<p>地域ブロック向けデジタルラジオ放送のインフラを短期間で整備し、運営するためには、その地域ブロック内に放送エリアを持つラジオ放送事業者が中心となり、ハード事業を共同運営することが必要になると想定します。その運営を前提としての「ハード・ソフト分離」は賛成します。</p> <p>上述のとおりハード事業者が設立された場合は必ずしもインセンティブは必要としないと考えますが、優先的にソフト事業者となることについては賛成します。尚、ソフト事業者の番組編成権についてはハード事業者に管理されることが無いよう制度面で保障することが必要です。</p> <p style="text-align: right;">【静岡エフエム放送】</p>	
4-80				<p>ハード・ソフト分離の考え方は、事業展開の柔軟性を確保するものであり、前向きにとらえたい。但しハード事業者はソフト事業者、あるいは放送事業に参入を希望する社が共同で出資、設立することが考えられる。従って、ハード事業者がソフト事業者に対してインセンティブをもてるようにする、あるいは番組、コンテンツの編成権をきちんとソフト事業者がもつなど、ハード事業者、ソフト事業者のゆるやかな連携を確保するため、両者のあいだには一定の規律を設けるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【ニッポン放送】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
4-81				<p>「地方ブロック向け放送」に関しては、多チャンネル化が実現しやすい衛星放送（BSデジタル）型のハード・ソフト分離制度の導入が選択肢とし</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>て現実的である。また1つの企業がハード、ソフト会社を支配することによって、他のソフト会社が恣意的に排除されるようなことがないよう、制度の整備をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【東京放送】</p>	
4-82				<p>ソフト会社（または放送事業に参入を希望する社）が出資してハード会社を設立する「デジタルBS型受委託」であれば、必ずしもインセンティブを必要としない。</p> <p>ハード事業者がソフト事業者となる場合の、メリットとデメリットを慎重に検討したうえで、制度整備をして頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【中国放送】</p>	
4-83				<p>前述のとおりハード会社はソフト会社（または放送事業に参入を希望する社）が出資して設立する場合には、必ずしもインセンティブを必要としないと考えるので、ハード会社が直接的に編集権を持つことの得失は今後慎重な検討を希望する。</p> <p style="text-align: right;">【TBSラジオ&コミュニケーションズ】</p>	
4-84				<p>地上放送においては、ハード・ソフト一致の事業形態が望ましい。しかし、電波の有効利用の観点から、連結送信を前提とすれば、ブロックごとに一のハード事業者と複数のソフト事業者になると思われるので、柔軟性を持って構成できる分離の制度は検討に値すると考えます。但し、ソフト事業者個々の編成権確保の観点から、ハード事業者はソフト事業に参入を希望する者が出資して設立することが前提と想定しており、制度整備においても柔軟な分離制度の導入を要望します。</p> <p>前述のようにソフト事業者個々の編成権確保の観点から、ハード事業者はソフト事業者の出資が前提と考えており、ハード事業者がソフト事業者となれる優先権は必要としないのではないかと考えます。ハード事業者が直接的な編成権を保有することのないような制度整備を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【毎日放送】</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
4-85				<p>ブロック化において、連結送信を前提にすればハード会社は1が望ましいが、ソフト会社は複数になる可能性が大きいと思われる。その形態を柔軟に構成できる分離の制度の導入には賛成である。ただ弊社は、ハード会社はソフト会社（または放送事業に参入を希望する社）が出資をして設立する（デジタルBS型受委託）ことを想定しており、完全な「分離」ではなく、「緩やかな一致」と捕らえている。なお、1資本にハード会社とソフト会社の運営が託されると、その他の放送事業に参入を希望する社の排除または差別的扱いにつながる危険性があると考えるので、制度整備の中で考慮することを期待する。</p> <p style="text-align: right;">【TBSラジオ&コミュニケーションズ】</p>	
4-86				<p>但しソフト事業者に何らかの認定制を設けることは必要である。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム愛知】</p>	今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。
4-87				<p>ハード・ソフト事業者の分離制度や、ハード事業者によるコンテンツ・ビジネスへの参加を検討する際には、事前に想定された財務的要請や効率よりも、市場原理を念頭に置くべきである。</p> <p style="text-align: right;">【Big Picture International】</p>	今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。
4-88				<p>ハード・ソフトを分離するとしても、参入が容易であることと適正な競争を妨げない範囲内で、公共の利益となる放送を確保するために、ソフト事業者にも一定の認定基準を設け、ハード業者がソフト事業に参入する場合もこの基準を適用するなどの公平性の確保を望む。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム大阪】</p>	
4-89				<p>ソフト事業者とハード事業者間において、現行放送法と同じような受委託制度は必要であり、両者間の部内取引の透明性確保は重要である。また、公共公益という側面からソフト事業者には免許などの認定制度を設けるべきと考える。これにより国民の信頼も高まり事業規律の高揚も図れる。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム仙台】</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
4-90				<p>さまざまな分野のソフト事業者の参入をしやすいとする意味で、ハード・ソフトの分離の考え方の導入を支持いたします。また、ハード事業者による役務の提供条件を公正で透明なものにすべきという考え方に強く賛同いたします。</p> <p>また、「ブロック向け放送」に関しては、ブロック間で放送サービスについての極端な差が出ないように、あるいは、全国すべてのブロックで放送が実現できるよう、各ブロックの経済性などの実情に配慮してソフト事業者の参入を受け入れるようなハード事業者の参入が望ましく、また、そのためにもソフト事業者には免許ないし、免許に準じた認定制度を設けることを望みます。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム東京】</p>	
4-91				<p>ソフト事業者の参入をしやすいことから、ハード・ソフト分離も賛同できるが、ソフト事業者にも免許・認定制等を導入し編成権を保障する等の配慮を願いたい。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム長崎】</p>	
4-92				<p>ハード・ソフトは一体である事業形態が望ましいが、ハード整備への投資などを考えると、ハード・ソフト分離型も賛同できる。その場合、ソフト事業者の編成権を保障することは極めて重要である。そのためにもソフト事業者に、認定制などの仕組みを制度として設けていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム福岡】</p>	
4-93				<p>「ブロック向け放送」に関しては、ブロック間で放送サービスについての極端な差が出ないように、あるいは、全国すべてのブロックで放送が実現できるよう、各ブロックの経済性などの実情に配慮してソフト事業者の参入を受け入れるようなハード事業者の参入を望む。また、そのためにも、ソフト事業者には免許ないし、免許に準じた認定制度を設けることを望みたい。これを担保することで、適正な競争を現出しつつも放送法の精神を遵守し、公共の福祉に資する規律を確保することができるものと信ずる。</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				【エフエム北海道】	
4-94				<p>「ブロック向け放送」に関して、各ブロックの経済性などの実情に配慮してソフト事業者の参入を受け入れるようなハード事業者の参入を望みません。</p> <p>また、そのためにもソフト事業者には免許ないし、免許に準じた認定制度を設けることを望みます。これを担保することで、適正な競争を現出しつつも放送法の精神を遵守し、公共の福祉に資する規律を確保できるものと信じます。</p>	
				【エフエム宮崎】	
4-95				<p>「ブロック向け放送」に関しては、ブロック間で放送サービスについての極端な差が出ないように、あるいは、全国すべてのブロックで放送が実現できるよう、各ブロックの経済性などの実情に配慮してソフト事業者の参入を受け入れるようなハード事業者の参入を望む。また、そのためにもソフト事業者には免許ないし、免許に準じた認定制度を設けることを望みたい。これを担保することで、適正な競争を現出しつつも放送法の精神を遵守し、公共の福祉に資する規律を確保することができるものと信じる。</p>	
				【エフエム山口】	
4-96				<p>「ブロック向け放送」において地域格差を生じさせないためにも、ソフト事業者の経済力に配慮した受け入れができるハード事業者の参入を望む。また、公共の福祉に資する規律を確保するためにもソフト事業者には免許に準じた認定制度の導入を希望する。</p>	
				【岡山エフエム放送】	
4-97				<p>「ブロック向け放送」に関しては、ブロック間で放送サービスについての極端な差が出ないように、あるいは、全国すべてのブロックで放送が実現できるよう、各ブロックの経済性などの実情に配慮してソフト事業者の参入を受け入れるようなハード事業者の参入を望む。また、そのためにもソフト事業者には免許ないし、免許に準じた認定制度を設けることを望みた</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				い。これを担保することで、適正な競争を現出しつつも放送法の精神を遵守し、公共の福祉に資する規律を確保することができるものと信じる。 【広島エフエム放送】	
4-98				ハード・ソフト分離制度は、事業参入の多様性を確保されるものとして賛同致します。 ハード・ソフト分離を実行する際は、現行の衛星放送に導入されている制度同様に、ハード事業者のみならず、ソフト事業者にも放送事業者免許を交付する、若しくは免許に準ずる認定を受け自主的に編集できる環境作りに配慮して頂きたい。また、ソフト事業者の選定基準について早目に指針を決めて頂きたい。 【三井物産】	
4-99				4. ハード事業者とソフト事業者を分離することが可能である記述がありますが、この制度は是非導入すべきであると考えます。ハード事業者はある程度公共的な性格を持つので、社会基盤を担う企業が共同して、迅速な整備を行うべきであり、一方でソフト事業者も一定の資格や能力、実績によって制度的に「事業者認定」を行うべきであると考えます。ソフト事業者は、過当競争にならない程度の適度な競争状態をつくり、コンテンツや電波の独占が生じないように制度的に担保すべきです。 【個人等（匿名）】	
4-100				また、放送であることに鑑みれば、ソフト事業者の編成権を保障することは極めて重要であり、ソフト事業者について認定制などの仕組みを制度上設けることが適切である。 【日本民間放送連盟】	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
4-101				<p>本放送については、</p> <p>①テーマパーク等；ロケーションオーナーとサービス提供者が同一→ハード・ソフト一体型のサービスとなる可能性が大きい。</p> <p>②タウンスポット、観光スポット、イベント等；ロケーションオーナーとサービス提供者が別→ハード・ソフト分離型のサービスを想定する必要がある。</p> <p>以上から、ハード・ソフト一体を原則とするが、分離が必要な場合はハード事業者へ責任を持たせ、分離によって発生する課題は一体となって解決する仕組みをつくる必要がある。</p> <p style="text-align: right;">【Y R P 研究開発推進協会】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
4-102				<p>ハード事業者の、ソフト事業者に対する公平な役務の提供を担保するため、受委託制度を採用するかどうかについては、早期に明示されるべきである。またソフト事業者として参入を考えるものにとっても、ハード事業者側の中長期に亘る提供条件が事業計画策定に必要であるため、早期の明示が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【アール・エフ・ラジオ日本】</p>	<p>今後のスケジュールは第6章に記載しているとおりです。今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
4-103				<p>マルチメディア放送の視聴端末において、「全国向け放送」と「地方ブロック向け放送」が共に視聴できる様、また、端末開発に支障無き様、「全国向け放送」と「地方ブロック向け放送」のハード事業者を同時期に決定すること配慮して頂きたい。</p> <p>（2011 年後半のサービス開始が可能となる様、端末メーカーの開発リードタイムが十分に確保出来る時期までに「全国向け放送」と「地方ブロック向け放送」のハード事業者を決定する様配慮願いたい。）</p> <p style="text-align: right;">【三井物産】</p>	
4-104				<p>「ブロック向け放送」に関して、ハード事業者が全国のブロックのソフト事業者が参入できるような参入の仕方にしてもらいたい。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム青森】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
4-105	2(1)	エ NHK のノウハウ 等の活用	30～ 31	<p>NHKは、非常災害時の緊急報道をはじめ、移動中の人々に対して迅速・的確なニュース・情報や良質の番組をお届けすることは、公共放送として重要な役割だと考えています。</p> <p>こうした考え方を踏まえつつ、携帯端末向けマルチメディア放送サービスにどう取り組むかについては、現在検討中であり、今後、検討の進展に応じて適宜希望を表明します。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。
4-106				<p>5. NHKのノウハウ等の活用について</p> <p>「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」の立ち上げや普及にあたり、NHKの技術インフラやコンテンツ等のノウハウの活用に期待する。</p> <p style="text-align: right;">【日本民間放送連盟】</p>	今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。
4-107				<p>NHKに関しては、「デジタルラジオ」の普及に関して、そのコンテンツ・技術的なノウハウ・設備的な協力など、最大限の主体的な取り組みを期待する。民放・NHKの一致協力体制なしには、音声メディアのデジタル化への取り組みは完成しないものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送】</p>	
4-108				<p>全国の普及を考えた場合、NHKが有するコンテンツや技術面等のノウハウの活用は必要と考える。</p> <p style="text-align: right;">【STVラジオ】</p>	
4-109				<p>「地方ブロック向け放送」の立ち上げや普及に当たっては、NHKのコンテンツや、技術面でのノウハウの活用に期待したい。また日本の放送環境は、公共放送と民間放送の二元体制によって健全な発展を遂げてきた歴史がある。新しい放送においても、一方が肥大することなく、そのバランスを引き続き維持できることが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">【東京放送】</p>	
4-110				<p>NHKの技術面を含めたノウハウはメディアの普及発展に重要な役割を</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				果たすとみられる。NHKと民間の協力体制の構築を希望したい。 【和歌山放送】	
4-111			NHKが有するコンテンツや技術面等のノウハウの活用は必要と考える。 【北海道放送】		
4-112			放送技術におけるNHKの資産、新メディア立上げの為のノウハウの活用は極めて重要であり、本メディアにおいても同様であり賛成する。 【伊藤忠商事】		
4-113			新たな放送メディアである携帯端末向けマルチメディア放送サービスの普及・発展のため、また、お客様のニーズに対応するために、NHKが有するコンテンツやノウハウが活用できるよう、柔軟な制度対応を希望します。 【メディアフロンティアジャパン企画】		
4-114			新しいメディア、新しいコンテンツサービスにおいて、NHKの技術面を含めたノウハウの活用は、このメディアの普及、発展の観点から、きわめて重要であると考え。民間との協力体制が可能となるような体制を作るべきであり、従ってNHKが参入を希望するのであれば、ぜひ前向きな検討をお願いしたい。 【大阪放送】	今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。	
4-115			NHKのコンテンツ、技術的ノウハウの活用は必須と考えます。今後NHKも希望すれば事業参画が可能となるよう、前向きな検討をお願いしたい。 【TBSラジオ&コミュニケーションズ】		
4-116			新しいメディア、新しいコンテンツ・サービスにおいて、NHKの技術面を含めたノウハウの活用は、このメディアの普及、発展の観点から、きわめて重要であると考え。民間との協力体制が可能となるような体制を作るべきであり、従ってNHKが参入を希望するのであれば、ぜひ前向きな検討をお願いしたい。 【栃木放送】		

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
4-117				<p>新しいメディア、新しいコンテンツ・サービスにおいて、NHKの技術面を含めたノウハウの活用は、このメディアの普及、発展の観点から、きわめて重要であると考えます。民間との協力体制が可能となるような体制を作るべきであり、NHKが参入を希望するのであれば、ぜひとも前向きな検討を御願ひしたい。</p> <p style="text-align: right;">【ニッポン放送】</p>	
4-118			<p>マルチメディア放送、とりわけ地方ブロック向け放送において NHK は重要な役割を果たすものと思われる。NHK の事業参画を期待する。</p> <p style="text-align: right;">【文化放送】</p>		
4-119			<p>地方ブロック向け放送にとって、NHKのノウハウの活用は必要であり、今後NHKの希望があれば、この事業に参画可能となるよう、前向きな検討を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【毎日放送】</p>		
4-120			<p>現在のNHKの役割に関する議論を踏まえると、NHKの放送事業者としての参入については、民業圧迫の懸念から、参入すべきではないと考える。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム滋賀】</p>		
4-121			<p>目下のNHK役割に関する議論を踏まえると、民業圧迫への懸念から、NHKは、ハード事業者としてもソフト事業者としても参入すべきではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム東京】</p>		
4-122			<p>目下のNHKの役割に関する議論を踏まえると、民業圧迫への懸念から、NHKは、ハード事業者、ソフト事業者とも参入すべきではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム栃木】</p>		

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
4-123				目下のNHK役割に関する議論を踏まえると、民業圧迫への懸念から、NHKは、ハード事業者としてもソフト事業者としても参入すべきではない。 【エフエム山口】	
4-124			NHKの役割に関する議論を踏まえると、民業圧迫を防止するためにもNHKはハード事業者としてもソフト事業者としても参入すべきではないと考えます。 【岐阜エフエム放送】		
4-125			2. 同様に、NHKの扱いが不明確であり、受信料の無駄遣いとなりかねません。NHKの参加の仕方は極めて限定的に列挙すべきで、ハード事業者になる資格がないことを明記すべきと考えます。 【個人等（匿名）】		
4-126			（NHKによるチャンネルリースについて）視聴者からの受信料で経営が成り立っているNHKにおいて、チャンネルリースで収入を得ることはすぐわなないと感じます。制作委託、番組販売などで対応すべきと考えます。 【個人等（水上圭輔）】		
4-127			NHKが所有する設備（特にV-Low）が有効に活用できるよう制度が整備されることを望む。 【エフエム大阪】		
4-128			公共放送であるNHKの技術面でのノウハウや施設は国民的な財産とも言える。マルチメディア放送の普及・発展のためにこの財産が活用されるような制度整備を要望する。 【エフエム熊本】		
4-129			NHKの技術面でのノウハウや施設は国民的な財産とも言える。マルチメディア放送のあまねく普及や事業的発展のためにこの財産が活用されるような制度整備を望みたい。 【エフエム福岡】		

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
4-130				<p>NHKが所有しているコンテンツや技術面等のノウハウを活用することが大事である。また、NHKやのアナログ設備については、2011年のアナログ放送終了以降、不要設備となる事から、本来なら撤去・廃棄費用が必要となるが、新規に始まるマルチメディア放送に活用できれば、国民の財産が有効活用され、さらには、マルチメディア放送の普及促進に貢献することとなる。是非、そのようなことができる制度・仕組みを構築していただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム北海道】</p>	
4-131				<p>NHKの参入は民間事業の圧迫が懸念されるので、NHK所有の設備を安価で提供することを義務とするなど民間事業に配慮して欲しい。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム青森】</p>	
4-132				<p>NHKが保有するコンテンツや技術面等のノウハウを活用することはこの新しいマルチメディア放送の普及やこの事業リスク（資金）軽減のためにも必要である。特に、VHF帯、LOW帯を利用するためにNHKが所有している設備（中継所、アンテナなど）等、放送法を根拠として存在する公共放送事業者の財産を新しい放送に参入する民間事業者に対し廉価・無償（事業採算性がとれるまで）で提供する義務を課すことは、社会インフラの無駄を省き、V-LOWにおける「地方ブロック向けマルチメディア放送」の事業性の向上や普及に大きく貢献するものとして強く希望する。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム長崎】</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
4-133				<p>VHF帯、特にLOW帯を利用するためにNHKが所有している設備(中継所、アンテナなど)については、国民的な財産といってもよいものである。放送法を根拠として存在する公共放送事業者の財産を、新しい放送に参入する民間事業者に対し廉価で提供する義務を課すことは、社会的な無駄を省くことになるとともに、V-LOWにおける「地方ブロック向けマルチメディア放送」の事業性の向上やあまねく普及に大きく貢献するものとして、強く希望する。</p> <p style="text-align: right;">【広島エフエム放送】</p>	
4-134				<p>マルチメディア放送におけるハード事業のコスト負担は大きい為、コスト軽減のためにも、NHKのインフラ設備は、マルチメディア放送のハード事業者への開放を義務付けることを望む。</p> <p style="text-align: right;">【三井物産】</p>	
4-135				<p>一方で、VHF帯、特にLOW帯を利用するためにNHKが所有している設備(中継所、アンテナなど)については、国民的な財産といってもよいものであり、放送法を根拠として存在する公共放送事業者の財産を、新しい放送に参入する民間事業者に対し廉価で提供する義務を課すことは、社会的な無駄を省くことになるとともに、V-LOWにおける「地方ブロック向けマルチメディア放送」の事業性の向上やあまねく普及に大きく貢献するものとして、強く希望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム東京】</p>	
4-136				<p>一方で、VHF帯、特にLOW帯を利用するためにNHKが所有している設備(中継所、アンテナなど)については、国民的な財産といってもよいものと考えます。新しい放送に参入する民間事業者に対し廉価で提供することは社会的な無駄を省くとともに、V-LOWにおける「地方ブロック向けマルチメディア放送」の事業性の向上やあまねく普及に大きく貢献するものとして、希望するものです。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム栃木】</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
4-137				<p>一方で、VHF帯、特にLOW帯を利用するためにNHKが所有している設備（中継所、アンテナなど）については、国民的な財産といってもよいものである。放送法を根拠として存在する公共放送事業者の財産を、新しい放送に参入する民間事業者に対し廉価で提供する義務を課すことは、社会的な無駄を省くことになるとともに、V-LOWにおける「地方ブロック向けマルチメディア放送」の事業性の向上やあまねく普及に大きく貢献するものとして、強く希望する。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム山口】</p>	
4-138				<p>VHF帯、特にLOW帯を利用するためにNHKが所有している中継所などの施設はいわば、国民的な財産。この財産を新しい放送に参入する民間事業者に廉価で提供する義務を課すことは必要なことで、V-LOWにおける「地方ブロック向けマルチメディア放送」の事業性の向上や普及に大きく貢献するものとして希望します。</p> <p style="text-align: right;">【岐阜エフエム放送】</p>	
4-139				<p>3. 一方、NHKの既存の送信設備は、VHFのLOWであることが多いと推測されます。もともと国民が納めた受信料で投資をしたものなので、恣意的な利用は許されるものではありません。誰がハード事業者になっても、NHKの送信設備を安価に活用できるように義務付けをすることが、国民の利益になります。NHKの設備の活用にあたっては、透明性を確保できるよう、NHKの開放義務を明記すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【個人等（匿名）】</p>	
4-140				<p>NHKが関連分野で経験を持っているとしても、その活用は、新たなビジネスモデルにおける事業者の権利を阻害したり、事業者が自分の技術・コンテンツ・ビジネスオペレーションやソリューションを開発・選択することを妨げることを懸念する。</p> <p style="text-align: right;">【Big Picture International】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
4-141				<p>どのような技術やコンテンツを活用するかは、事業を行う民間事業者の自由な選択に任されるべきであり、NHK以外にも、すぐれた技術やコンテンツを持つ事業者のノウハウ等の活用が期待される。よって本項の末尾に以下を追加されたい。</p> <p>「なお、どのような技術やコンテンツを活用するかは、基本的には事業を行う民間事業者の自由な選択に任されるべきことであることから、NHKのノウハウ等の活用の促進に際しては、このような事業者の自由が害されないように留意することが必要である。また同時に、NHKだけでなく、すぐれた技術やコンテンツを持つNHK以外の事業者の技術・コンテンツ等の積極的な活用が図られるべきである。」</p> <p style="text-align: right;">【クアルコム・ジャパン】</p>	<p>当然に、NHK以外の優れた技術やコンテンツを持つ事業者のノウハウ等の活用は期待されるものと考えます。</p>
4-142				<p>どのような技術やコンテンツを活用するかは、市場の自由な選択に任されるべきであり、NHK以外にも、すぐれた技術やコンテンツを持つ事業者のノウハウ等の活用が期待される。よって本項の末尾に以下を追加されたい。</p> <p>「なお、どのような技術やコンテンツを活用するかは、基本的には市場の自由な選択に任されるべきことであることから、NHKのノウハウ等の活用の促進に際しては、このような事業者の自由が害されないように留意することが必要である。また同時に、NHKだけでなく、すぐれた技術やコンテンツを持つNHK以外の事業者の技術・コンテンツ等の積極的な活用が図られるべきである。」</p> <p style="text-align: right;">【FLO Forum】</p>	
4-143	2(2)	ア 放送局に係る表現の自由享有基準	31	<p>マルチメディア放送は新しい放送であるが、十分に普及するためには、ある程度の期間が必要となり、その間、既存の放送局が持つノウハウやコンテンツ制作能力などが不可欠となる。したがって、「緩和」の方向とすることについては賛成である。</p> <p style="text-align: right;">【アール・エフ・ラジオ日本】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書(案)に対する賛成意見と考えます。</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
4-144				「マスメディア集中排除原則」の緩和は賛成である。 【伊藤忠商事】	
4-145				新たなメディアである全国向けマルチメディア放送の円滑な立ち上げを図る等の観点から、緩和の方向とすることが適当との本報告書の趣旨に賛同します。 【メディアフレンジャパン企画】	
4-146				マルチメディア放送については、既存の放送よりも規制を緩和するという方針には賛成する。報告書は、米国でもマルチメディア放送は放送として扱われていないとしている。しかしながら同時に、報告書は放送と通信が融合した世界を先取りすべきであるのに、両者が未だに分離されているままの世界を前提として書かれている。これは機会の損失であり、今後予定されている法律面での通信・放送融合が起きた場合に問題を生じる可能性がある。 【Big Picture International】	報告書（案）第4章の冒頭にあるとおり、「通信・放送融合法制の全体の見直しや、技術革新に関する動向等を十分に踏まえ、必要な見直しを行いつつ、柔軟に対応することが適当である」と考えている。
4-147				新しい市場となる携帯マルチメディア放送市場を円滑に立ち上げる観点から、既存の放送メディアに対するマスメディア集中排除の枠組みとは分離し、出資比率に相当程度の自由度を持たせることを望む。 【三井物産】	今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。
4-148				「地上放送として新たに制度化されるマルチメディア放送の円滑な立ち上げを図る観点から、基本的には緩和の方向とすることが適当」と記載されていることは高く評価される。 しかしながら2011年頃のメディア環境は、デジタル放送の普及～成熟に加え、通信の広帯域・大容量化によるメディア配信手段の多様化・高度化が進んでおり、マルチメディア放送にとって、多くの強大なコンペティターの存在が想定される。また、本マルチメディア放送が全国ネットワーク構築・維持にかかる莫大なコストを負担しつつ、且つゼロから顧客を開拓しなければならない有料主体のサービスであることなども併せると大	今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見と考えます。

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>きな支配力を獲得することは困難であるため、マスメディア集中排除原則については適用除外とすることが適切と考える。</p> <p>ハードとソフトに分けて免許する場合のあり方も含めて、新メディアの立ち上げに参画しやすい制度を期待したい。</p> <p>【スカイパーフェクト・コミュニケーションズ】</p>	
4-149				<p>マルチメディア放送では、希少性の高い電波を利用するため、通信・放送が融合したより新しいサービスを構築していく必要がある。そのためには、既存事業者の適切な協力を得つつも、マスメディア集中排除原則を維持し、様々な新規事業者が参入することにより、既存サービスに無い多様な新しいコンテンツ・サービスの開発が促進されていくべきと考える。</p> <p>【ソニー・放送メディア】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
4-150				<p>6. 出資規律について</p> <p>「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」を含むマルチメディア放送について、「放送局に係る表現の自由享有基準」を適用するとしうえて「基本的には緩和の方向」としたことを支持する。</p> <p>既存民放事業者が他の参入希望者に比べ劣後の扱いとならないことを要望する。</p> <p>【日本民間放送連盟】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
4-151				<p>「放送局の自由享有基準」について「基本的には緩和の方向とする事が適当である」と記されている事について、マルチメディア放送の円滑な普及の観点から、大いに歓迎し賛同する。</p> <p>また、既存放送事業者が、その他の参入希望者に比べ、不公平とならないような配慮をお願いしたい。</p> <p>【中国放送】</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
4-152				<p>マルチメディア放送では、規律を「基本的には緩和の方向とする」との記載は評価できる。また既存放送事業者が新規参入事業者に比べて不利な扱いとならないよう希望する。</p> <p style="text-align: right;">【東京放送】</p>	
4-153			<p>放送メディアであることから、一定の基準を設けることには賛成であるが、既存放送事業者が、その他の参入希望者に比べ不公平とならないよう配慮をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【TBSラジオ&コミュニケーションズ】</p>		
4-154			<p>既存の放送とは違ったビジネスモデルが予想されることから、緩和の方向とすることに賛成である。さらに、既存放送事業者とその他の参入希望事業者とで不公平とならないよう配慮されることをお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【栃木放送】</p>		
4-155			<p>既存の放送とは違ったビジネスモデルが想定されることから、緩和の方向とすることに賛成ではあるが、既存放送事業者がその他の参入希望事業者と比べ不公平にならないよう配慮をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【文化放送】</p>		
4-156			<p>新たな放送が立ち上がるわけだから、基本的に緩和の方向には賛成である。ただ、既存の放送事業者と新規参入事業者との間で公平性の確保が必要となるのは言うまでもない。</p> <p style="text-align: right;">【和歌山放送】</p>		
4-157			<p>地方ブロック向けデジタルラジオ放送を含むマルチメディア放送について、「放送局に係る表現の自由享有基準」を適用するとした上で「基本的には緩和の方向」としたことを支持する。既存放送事業者とその他の参入希望事業者とで不公平とならないよう配慮されることをお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【東海ラジオ放送】</p>		
4-158			<p>既存の放送とは違ったビジネスモデルが予想されることから、緩和の方向とすることに賛成である。さらに、既存放送事業者とその他の参入希望</p>		

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				者とで不公平とならないよう配慮されることをお願いしたい。 【山口放送】	
4-159				「マルチメディア放送」では、「放送局に係る表現の自由享有基準」を適用しつつも、「緩和の方向」としたことを支持する。その場合、既存放送事業者と新規参入者が不公平にならないように望みたい。 【エフエム福岡】	
4-160				新規の放送メディアの円滑な立ち上げには、既存の放送局による、ハード・ソフト両面でのサポートや協力体制があることが不可欠であることは、過去の事例において実証されていることである。「地上放送として新たに制度化されるマルチメディア放送の円滑な立ち上げを図る観点から、基本的には緩和の方向とすることが適当」と記載されていることは高く評価される。ハードとソフトに分けて免許する場合のあり方も含めて、既存の放送事業者が柔軟にサポートし、新メディアの立ち上げに参画しやすい制度を期待したい。 【マルチメディア放送企画】	今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。
4-161	2(2)	ウ その他の出資規律	32	放送事業に対する異業種からの参入を促進する等の観点から、出資について特段の制限を設ける必要がないとの本報告書の趣旨に賛同します。 【メディアフロージャパン企画】	今般の意見募集に係る報告書（案）に対する賛成意見と考えます。
4-162				マルチメディア放送は、主に携帯電話端末での受信が想定されることから、その放送番組についても、携帯電話上における通信サービスやワンセグで既に提供されている各種コンテンツと類似することが想定される。マルチメディア放送の新規性、視聴者ニーズや周波数有効利用の観点からは、提供するコンテンツやサービスには十分な検討が必要である。そのためには、携帯電話事業者が主体となり、「通信」「放送」各々の異なる役割を考慮し、視聴者ニーズにあったサービスを提供することが重要である。従って、携帯電話事業者による出資制限を設ける必要はないとした考え方には賛成であり、実現を強く希望する。	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				【NTTドコモ】	
4-163				携帯端末普及の観点からも本メディアにおける携帯電話事業者の役割は大きく、賛成である。	
				【伊藤忠商事】	
4-164				「マルチメディア放送はあくまでも新たな「放送」として制度化するものであり、通信による情報配信サービスとは異なる役割が期待されることから、携帯電話事業者による出資について特段の制限を設ける必要はない」と記載されているが、本マルチメディア放送は、放送と通信が一体となった新しい放送であるという趣旨から、携帯電話事業者だけではなく、既存の放送事業者に対しても、同等に、特段の出資制限を設ける必要はないと思われる。	マルチメディア放送は、「放送」であることから、既存の放送事業者を、携帯電話事業者と同等に扱うことは、慎重な検討が必要であると考えます。
				【スカイパーフェクト・コミュニケーションズ】	
4-165				「マルチメディア放送はあくまでも新たな「放送」として制度化するものであり、通信による情報配信サービスとは異なる役割が期待されることから、携帯電話事業者による出資について特段の制限を設ける必要はない」と記載されているが、本マルチメディア放送は、放送と通信が一体となった新しい放送であるという趣旨から、携帯電話事業者だけではなく、既存の放送事業者に対しても、同等に、特段の出資制限を設ける必要はないと思われる。	
				【マルチメディア放送企画】	
4-166				携帯電話事業者、通信事業者、商社等の大資本と放送事業者、特にローカル放送事業者とでは、決定的に資本力が違う。 このため、「地方ブロック向け放送」において出資制限をしない場合、マルチメディア放送に対する放送事業者の発言力は極めて弱いものとなり、放送の多元性確保、表現の自由、報道の自由、地域文化の振興等について資本力の支配を受ける事態を危惧する。このため、「地方ブロック向け放送」または「県域放送」においては、大資本側の出資に対して何らかの制限を	マルチメディア放送は、新たな放送として制度化するものであり、当該放送についても、放送局に係る表現の自由享有基準の観点から、多元性・多様性・地域性の確保について検討されるべきと考えます。

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				行うとともに、県域ラジオ事業者が参画できる保証措置を講じることが必要と考える。 【エフエム群馬】	
4-167				ウ その他の出資規律の12行目の最後に加筆。 「但し、電波の公共性が維持され、独占禁止法の規定に反することのないよう慎重な対応が不可欠である。」 【東京都地域婦人団体連盟】	免許をする際に他法に反しないようにすることについて、あえて記述することは不要と考えます。
4-168	3(1)	番組関係	33～ 34	マルチメディア放送は、「放送」に位置づけられることから、従来の放送と同様のものを基本とすることは理解できるが、「新たな放送」であることから、あまり「従来」にこだわることなく、事業者の自由な活動、創意工夫の芽をそいでしまうことのないよう、柔軟に新たな枠組みを構築することを要望する。 【スカイパーフェクト・コミュニケーションズ】	今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。
4-169				マルチメディア放送は、「放送」に位置づけられることから、従来の放送と同様のものを基本とすることは理解できるが、「新たな放送」であることから、あまり「従来」にこだわることなく、事業者の自由な活動、創意工夫の芽をそいでしまうことのないよう、柔軟に新たな枠組みを構築することを要望する。 【マルチメディア放送企画】	
4-170	3(1)	ア 番組規律	33	本放送についても、同様の規定を設けることが適当と思われる。 【YRP研究開発推進協会】	今般の意見募集に係る報告書(案)に対する賛成意見と考えます。
4-171				本メディアは、新しいメディアであることから、「従来」に拘らず番組規律についても最小限に止めるべきである。 【伊藤忠商事】	今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。
4-172				災害放送に対する規律化について、「地方向けブロック放送」に関しましては、地域情報の発信(特にマルチメディア情報)は、災害時の活躍が期	今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>待されますので、規律を設けることに賛成します。</p> <p>一方「全国向け放送」に関しましては、既にワンセグ放送など既存のインフラが災害時に活用できます。よって、この規律を設けないことにより、設備投資の抑制、運用コスト削減が期待できますので、災害放送への規律を設けないことが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ローデ・シュワルツ・ジャパン】</p>	承ります。
4-173				<p>従来のアナログ放送事業者がネットワーク系列で地方ブロック向けに災害時の放送を行うことの方が、より詳細・正確でかつ速報性に富むと考えられ、聴取者保護の観点からも必要である。</p> <p style="text-align: right;">【九州朝日放送】</p>	今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。
4-174				<p>ブロック免許が前提ではあるが、地域放送を希望する事業者の扱いについては、今後の制度整備で十分検討して頂きたい。特に、地域放送に対しては、細分化されたより極め細かな情報提供が求められており、我々既存放送事業者も、この新免許を機会に実現すべく努力する。</p> <p style="text-align: right;">【毎日放送】</p>	制度化の理念や、事業性等を勘案すると、放送対象地域は、第4章の1の(2)のとおり、「全国」「地方ブロック」「デジタル新型コミュニティの地域」で分けることが適当であると考えています。
4-175	3(1)	イ サイマル放送の扱い	34	<p>ラジオ局の参入により現行アナログ放送のサイマル放送は、コンテンツの認知度含め聴取者にとってもラジオ事業者にとっても歓迎すべきである。馴染みのある人気コンテンツが放送されることで、マルチメディア放送への接触率も高まるものと思われる。また、付加価値として番組関連のダウンロードサービスも考えられ、サイマル放送は不可欠である。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム仙台】</p>	報告書（案）は、サイマル放送について、基本的に「特段の制約を設ける必要ない」としつつ、過度に増えることを懸念しているものです。ご指摘は、今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。
4-176				<p>現行のアナログ音声放送には、これまで培った、すぐれたコンテンツが多く、アナログ放送のサイマル放送は視聴者の確保のためにも必要である。</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				【エフエム長崎】	
4-177				<p>現行のアナログ音声放送には、すでに地域に根ざした、すぐれたコンテンツが多い。そうした人気コンテンツは、マルチメディア放送の普及にも効果があると思われる。従って、アナログ放送のサイマル放送は欠かせないものとする。</p>	
				【エフエム福岡】	
4-178				<p>地域のリッスナーに支持されている情報をサイマル放送することは端末の普及にも有効であり、制約すべきではない。</p>	
				【北海道放送】	
4-179				<p>国民のニーズを反映した自由な事業展開を可能とするため、特段の制約を設ける必要はないという考えに賛同いたします。</p> <p>既存のアナログ放送は多くの国民に支持され、地域に根ざしたものとなっております。そうした既存のコンテンツにダウンロード、データ放送サービスを付加することにより、国民への一層の浸透、新たなビジネスモデルへの発展につながるものと信じます。</p>	
				【エフエム佐賀】	
4-180				<p>「地方ブロック向け放送」においては、アナログラジオの番組も重要なコンテンツであると考えます。したがって特段の制約なくサイマル放送が実施できることを希望します。</p>	
				【FM802】	
4-181				<p>都市雑音等で年々アナログラジオの聴取環境が悪化するなか、聴取者保護の観点からも、各地域ブロックの状況に合わせて「デジタル放送ならではの高度化されたサイマル放送」の検討、実施を行うことが必要と考える。</p>	<p>報告書（案）は、サイマル放送について、基本的に「特段の制約を設ける必要ない」としつつ、過度に増えることを懸念しているものです。ご指摘は、今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承りま</p>
				【TBSラジオ&コミュニケーションズ】	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
					す。
4-182				<p>アナログラジオの受信環境は年々悪化している。とりわけAMラジオは都市雑音の影響を受けやすく、鉄筋コンクリート建造物が年々増加する状況下では、今後リスナーに充分良好なサービスを提供することが困難になってくる。マルチメディア放送におけるサイマル放送は、事業者のみならずリスナーからも歓迎されるものであることは間違いなく、端末の普及に大きく寄与するものであると思われる。したがって、この件については放送事業者の判断を優先し、制約は設けるべきではない。</p> <p style="text-align: right;">【アール・エフ・ラジオ日本】</p>	
4-183				<p>中波ラジオ放送の不感対策、及び地域のリスナーに信頼されている情報をサイマル放送することは端末の普及にも有効であり、制約すべきではない。</p> <p style="text-align: right;">【STVラジオ】</p>	
4-184				<p>サイマル放送は、アナログ放送の混信、不感対策の面からも有効であると同時に、受信端末の普及にも大きな効果があると思われる。従ってサイマル放送に対して制約は設けるべきでない。</p> <p style="text-align: right;">【大阪放送】</p>	
4-185				<p>混信や都市雑音の増加によりアナログラジオ放送の聴取環境が悪化している。聴取者保護の観点から、また受信端末の普及の観点から、各ブロックの状況に合わせてサイマル放送の検討・実施は事業者の判断を優先させ、規制は設けるべきではない。</p> <p style="text-align: right;">【熊本放送】</p>	
4-186				<p>都市雑音や混信など、アナログラジオの受信環境が悪化する中、聴取者保護の面からも、サイマル放送は有効であり、受信端末の普及にも大きな効果があると思われる。従ってサイマル放送には事業者の判断を優先させ、制約は設けるべきではないと考える。</p> <p style="text-align: right;">【中国放送】</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
4-187				<p>アナログ放送の混信、不感対策の面からも、サイマル放送は有効であると同時に、端末の普及にも効果があると思われます。従ってサイマル放送については、事業者の判断を優先させるべきで、制約は設けるべきではないものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【栃木放送】</p>	
4-188				<p>アナログ放送の混信、不感対策の面からも、サイマル放送は有効であると同時に、端末の普及にも効果があると思われる。従ってサイマル放送については、事業者の判断を優先させるべきで、制約は設けるべきではない。</p> <p style="text-align: right;">【ニッポン放送】</p>	
4-189				<p>サイマル放送に特段の制約を設けない考え方は、アナログ放送の難聴・混信対策にもなり、受信端末の普及に資すると思われ賛成である。</p> <p style="text-align: right;">【文化放送】</p>	
4-190				<p>サイマル放送は、既存アナログラジオ聴取者に対する保護とあわせて、受信端末の普及にも効果があると思われる。地域の状況に合わせてサイマル放送の実施が事業者の判断でおこなわれるよう、制約は設けるべきでない。</p> <p style="text-align: right;">【山口放送】</p>	
4-191				<p>全ての放送がデジタル化される中、ラジオのデジタル化への道筋が示されたものと期待しています。アナログラジオにおいては、都市部における難聴取など、今後益々聴取環境が悪化するなか、聴取者保護の観点からも、ブロックごとの状況に合わせたアナログラジオのサイマル放送実施が行われるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【毎日放送】</p>	
4-192				<p>都市雑音・家庭内雑音等で年々アナログラジオの聴取環境が悪化するなか、聴取者保護の観点からも各地域ブロックの状況に合わせてサイマル放送の検討、実施を行うことが望まれる。</p> <p style="text-align: right;">【山陽放送】</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
4-193				<p>難聴対策の観点からサイマル放送が効果がある場合など、各地域ごとの事情に配慮し、制約を設けるべきではないと考える。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム鹿児島】</p>	
4-194				<p>あまねくは現行ラジオ社は基幹放送として実施してきた。しかしながら、実態は都市型難聴取や家庭内の混信障害が著しくなっている。こういった場所での実質的な「あまねく」を実行するためには、難聴取対策としてのデジタル化も視野に入れる必要があり、その意味でのサイマル放送は大きな意義があると考えます。</p> <p>現行のアナログラジオ放送事業者が、これまでのノウハウを活かし、デジタル放送とのサイマル放送を行うことは、難聴取対策の意味から大きな意義があり聴取者保護の観点から重要と考えられる。</p> <p>また、アナログテレビジョン放送事業者がデジタル移行に伴い、データ放送等さまざまな施策を講じていることを考えると新規ビジネスの観点からも現行のアナログラジオ放送事業者が単なるサイマル放送や将来の移行のみの取組を行うとは到底考えられない。</p> <p style="text-align: right;">【九州朝日放送】【一部再掲】</p>	
4-195				<p>5. 上記 1 の理由により、アナログ音声放送を転用したサイマル放送は、原則として禁止して頂きたい。新しい放送サービスでなければ、意味がなく、アナログは停波しないのだから、古いサービスはアナログで継続するように規制すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【個人等（匿名）】</p>	<p>サイマル放送についても、マルチメディア放送において、国民のニーズを反映した自由な事業展開を可能とするため、特段の制約を設ける必要はないと考えます。</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
4-196				<p>(編注:「ただし、サイマル放送が過度に増えることは、マルチメディア放送の新規性の観点から好ましくないことから、例えば、事業者の比較審査の際に新規コンテンツを盛り込んだ放送を多く有するもの優遇すること等も考えられる。」という記述について) この考え方に強く賛同いたします。既存放送のサイマルは、周波数有効利用の観点にも反しており、また、新規参入を計画している事業者、コンテンツプロバイダを著しく阻害するものです。比較審査の項目に採用することに賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム東京】</p>	今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。
4-197			<p>(編注:「ただし、サイマル放送が過度に増えることは、マルチメディア放送の新規性の観点から好ましくないことから、例えば、事業者の比較審査の際に新規コンテンツを盛り込んだ放送を多く有するもの優遇すること等も考えられる。」という記述について) この考え方に強く賛同いたします。既存放送のサイマルは、周波数有効利用の観点にも反しており、また、新規参入を計画している事業者、コンテンツプロバイダを著しく阻害するものです。比較審査の項目に採用することに賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【マルチメディア放送ビジネスフォーラム】</p>		
4-198				<p>(編注:「ただし、サイマル放送が過度に増えることは、マルチメディア放送の新規性の観点から好ましくないことから、例えば、事業者の比較審査の際に新規コンテンツを盛り込んだ放送を多く有するもの優遇すること等も考えられる。」という記述について) この項目に賛同する。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム大阪】</p>	今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。
4-199			<p>ハード事業者が、まとまった周波数帯域幅を保有するソフト事業者となると、マルチメディア放送全体に対する影響力は相当に大きくなる。ハード事業者として、他のソフト事業者に対する公正な役務の提供を確保する措置を講ずることは賛成である。また、ソフト事業としても影響力が強化することが予測される。そのため、事業者の認定にあたっては、ソフト事業専業者以上に、できるだけ多様で幅広く、従来にないサービスを提供す</p>		

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>る事業者を優先すべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">【ソニー・放送メディア】</p>	
4-200				<p>「イ サイマル放送の扱い」に記載されている、事業者の比較審査の際に新規コンテンツを盛り込んだ放送を多く有する者への優遇、「ウ 公共的役割」に記載されている、コンテンツ市場の活性化に寄与する役割に対する期待、などから、テレビ番組(映像と音声)のサービスを実施するソフト事業者間の比較審査がなされる場合には、既存番組の買い付けによる放送(ソフト)事業者ではなく、オリジナル制作番組を多く保有するソフト事業者への優遇を期待します。</p> <p style="text-align: right;">【個人等(匿名)】</p>	
4-201				<p>新規コンテンツであることを比較審査の際に重視しすぎると、利用者のニーズの高い既存コンテンツが結果的に排除されることも起こりうる。これは利用者の不利益にもつながるもので、こうした優遇措置の適用は慎重に検討されるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【東京放送】</p>	<p>報告書(案)は、サイマル放送について、基本的に「特段の制約を設ける必要ない」としつつ、過度に増えることを懸念しているものです。ご指摘は、一般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。</p>
4-202				<p>ラジオ事業者の参入によりアナログ放送のサイマル放送を想定した配慮に感謝したい。</p> <p>ラジオ事業経営では基幹となるアナログ放送を継続すると同時に、新メディアであるマルチメディア放送の利用者に利便性が高い新規コンテンツ制作に力を注ぐと共に、受信機の普及に貢献するにはサイマル放送は欠かせない。</p> <p>また新規コンテンツの番組を多く盛り込むためにはそれなりの帯域幅が必要となり、これも比較審査の対象となると思われるが、しかし新規数の多さが問題ではない筈で、事業者の努力を評価するのは最終的には利用者</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				である。優遇制度は不要と考える。 【エフエム愛知】	
4-203				現行のアナログ放送では、国民のニーズにかなった形で地域に根ざした優れたコンテンツを提供しています。サイマル放送の他、新たにダウンロードなどデータ放送サービスを付加することで、アナログ放送の受信者がデジタル放送に移行するひとつの要因となりうると考えます。サイマル放送が過度に増えることは好ましくないとの考えには賛同いたしますが、事業展開初頭における比較審査において新規コンテンツを多く有するものを優遇させることは必ずしも適切はでないと考えます。 【長野エフエム放送】	
4-204				B S 放送やC S 放送等のサイマル放送について特段の制約を設ける必要がないとする本報告書の趣旨に賛同致します。 サイマル放送の是非については、本来お客様のニーズに依存する部分であり、比較審査の段階において新規コンテンツを盛り込んだ放送を多く有する者を優遇すること等の是非については慎重に検討すべきと考えます。 【メディアフロッジャパン企画】	
4-205				マルチメディア放送サービスにおいては通信サービスと連携していくことに鑑み、視聴者にとっての新規コンテンツの扱いは放送のみならず通信サービスにおけるコンテンツも考慮する必要があるが、現実的には放送サービス以外のコンテンツを既存・新規と振り分けることは困難である。既存放送と異なるコンテンツを新規コンテンツと定義し比較審査することは、視聴者視点からは新規コンテンツを誘致する効果は得られないため比較審査の対象外とし、参考情報とする等の措置を希望する。 【スカイパーフェクト・コミュニケーションズ】	
4-206				マルチメディア放送におけるビジネスモデルが明確でない以上、現時点で新規コンテンツの比率を比較審査の対象とすることには違和感を覚えます。よって、「ただし、サイマル放送が過度に（中略）優遇することも考え	報告書（案）は、サイマル放送について、基本的に「特段の制約を設ける必要ない」としつ

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				られる」は削除すべきと考えます。 【テレビ朝日】	つ、過度に増えることを懸念しているものです。ご指摘は、今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。
4-207				既存の放送事業者が、既に持つコンテンツをメディア横断的に展開していくことは、コンテンツ市場の拡大の観点から有用なものと考えます。 また、顧客管理などの有料放送のための仕組みやノウハウを持つ有料放送事業者が、マルチメディア放送において既に持つコンテンツを提供することは、マルチメディア放送の普及において、大きな牽引力を発揮すると考えております。 事業者の比較は、コンテンツの新規性ではなく、マルチメディア放送の普及や発展に資するコンテンツを提供出来る事業者であるかどうかを審査することを希望いたします。 【WOWOW】	今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。
4-208				既存の放送サービスは長年にわたって実績があり、ニーズに沿った地域情報や生活情報と、さらには災害放送などの公共的役割を担ってきている。聴取者の利益と公共的役割を考えれば、サイマル放送に関して特段の制約を設ける必要は無く、むしろサイマル放送自体必要であると言える。 従って、「ただし」以下（編注：「ただし、サイマル放送が過度に増えることは、マルチメディア放送の新規性の観点から好ましくないことから、例えば、事業者の比較審査の際に新規コンテンツを盛り込んだ放送を多く有する者を優遇すること等も考えられる。」という記述について）については削除すべきである。 【南日本放送】	報告書（案）は、サイマル放送について、基本的に「特段の制約を設ける必要ない」としつつ、過度に増えることを懸念しているものです。ご指摘は、今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。
4-209				新型端末は複数のメディア受信機能が想定されます。地域ブロック向けデジタルラジオ放送が搭載された端末にアナログラジオ受信機能が搭載さ	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>れないことが想定されるため、デジタルラジオ普及のためにも、サイマル放送は重要なコンテンツになると思われます。したがって、地上ブロック向け放送に関しては左記の項目（編注：「ただし、サイマル放送が過度に増えることは、マルチメディア放送の新規性の観点から好ましくないことから、例えば、事業者の比較審査の際に新規コンテンツを盛り込んだ放送を多く有する者を優遇すること等も考えられる。」という記述について）の削除を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【エフエムラジオ新潟】</p>	
4-210				<p>新型端末は複数のメディア受信機能が想定される。地域ブロック向けデジタルラジオ放送が搭載された端末にアナログラジオ受信機能が搭載されないことが想定されるため、デジタルラジオ普及のためにも、サイマル放送は重要なコンテンツになると思われます。したがって、地上ブロック向け放送に関しては左記の項目の削除を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【静岡エフエム放送】</p>	
4-211				<p>現行のアナログ音声放送は今まで聴取者に対して、ニーズにかなった優れたコンテンツがあり、比較審査の中で評価を与えていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム青森】</p>	<p>報告書（案）は、サイマル放送について、基本的に「特段の制約を設ける必要ない」としつつ、過度に増えることを懸念しているものです。ご指摘は、一般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
4-212				<p>現行のアナログ音声放送については、地域に根ざした人気コンテンツも多く、こういったものが、マルチメディア放送における、データサービスやダウンロードなどの工夫により、国民の利益拡大につながるものとする。この点も比較審査の際に評価されるべきであるとする。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム滋賀】</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
4-213				<p>現行のアナログ音声放送は、すでに国民のニーズにかなった形で、全国あるいは地域に根ざした優れたコンテンツが多く、そうした人気コンテンツは、ダウンロードサービスなど新たにデータ放送サービスを加えることにより、さらに国民の利益の拡大につながるものと考えます。このようにコンテンツの工夫についても、事業審査のなかで評価を与えるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム栃木】</p>	
4-214				<p>現行のアナログ音声放送には、すでに国民のニーズにかなった形で、全国あるいは地域に根ざした、すぐれたコンテンツが多く、そうした人気コンテンツは、新たにダウンロードサービスなど、データ放送サービスを加えることにより、さらに国民の利益の拡大につながるものとする。そうしたコンテンツの工夫についても、事業審査の中で評価を与えるべき。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム宮崎】</p>	
4-215				<p>現行のアナログ音声放送には、すでに国民のニーズにかなった形で、全国あるいは地域に根ざした、すぐれたコンテンツが多く、そうした人気コンテンツは、新たにダウンロードサービスなどデータ放送サービスを加えることにより、さらに国民の利益の拡大につながるものとする。そうしたコンテンツの工夫についても、事業者審査の中で評価を与えるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム山口】</p>	
4-216				<p>現行のアナログ音声放送には、すでに国民のニーズにかなった形で、全国あるいは地域に根ざした、すぐれたコンテンツが多く、そうした人気コンテンツは、新たにダウンロードサービスなどデータ放送サービスを加えることにより、さらに国民の利益の拡大につながるものとする。そうしたコンテンツの工夫についても、事業者審査の中で評価を与えるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【広島エフエム放送】</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
4-217				<p>サイマル放送の事業展開に制約を設けないことに賛成である。また、民放ラジオ事業者の中には、サイマル放送に加えて、新規のデジタル音声放送とデータ等放送の実施を希望する者が少なくないので、こうしたラジオ事業者に対して、「サイマル放送+デジタル音声1チャンネル+データ等放送」用に1セグ以上の電波帯域を用意して、マルチメディア放送に参画させるのが望ましいと考える。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム群馬】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。</p>
4-218				<p>現在のアナログ音声放送は、地域住民の生活に密着し、地域文化の向上に寄与することを前提に、生放送の実施比率が極めて高い。</p> <p>一方でインターネットのポッドキャストによるダウンロード配信等の普及により、聴きたいコンテンツを聴きたいときに聴くという聴取習慣は着実に浸透してきている。</p> <p>「新規コンテンツの盛り込み」だけではなく、デジタル放送の大きなメリットのひとつであるダウンロードサービス等の実施など「放送方法の工夫」も、事業者審査の中で評価を与えることを希望するものである。</p> <p style="text-align: right;">【福井エフエム放送】</p>	<p>マルチメディア放送は、「事業者の創意工夫を最大限に尊重しつつ、国民のニーズに的確に対応することができるようにする」ことが重要であり、そのためには、放送の「形態等」を制約するべきではないと考えます。</p>
4-219				<p>現行のアナログ放送の中には地域に根差した、需要の高いコンテンツがあり、更にデータ放送、画像コンテンツ等を付加することにより、ユーザーの要望を満たすものとなり得る。サイマル放送を含むコンテンツの工夫については事業者審査の中で評価を与えるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【岡山エフエム放送】</p>	
4-220				<p>ハード事業者が、まとまった周波数帯域幅を保有するソフト事業者となると、マルチメディア放送全体に対する影響力は相当に大きくなる。ハード事業者として、他のソフト事業者に対する公正な役務の提供を確保する措置を講ずることは賛成である。また、ソフト事業としても影響力が強化することが予測される。そのため、事業者の認定にあたっては、ソフト事業専業者以上に、できるだけ多様で幅広く、従来にないサービスを提供す</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>る事業者を優先すべきと考える。</p> <p style="text-align: center;">【ソニー・放送メディア】</p>	
4-221	3(1)	ウ 公共的 役割	34	<p>放送は、誰でも安価で簡便に、責任ある編集主体によって編集された信頼できる情報を入手できる手段であり、人々の日常生活に必要な情報が総合的に提供されることにより、基幹的なメディアとして定着し、人々の生活の向上、民主主義の発展に貢献してきました。</p> <p>今後実現される携帯端末向けマルチメディア放送サービスにおいては、デジタル技術を活用して、これまでの放送にない新しい放送サービスが創設されるとともに、非常災害時におけるきめ細かい地域情報の提供を含め、これまで放送が果たしてきた公共的役割を担う放送サービスがより多く実現し、放送が人々の生活により密着したメディアとして、さらに普及、発展するような制度的環境が整備されることを期待します。</p> <p style="text-align: center;">【日本放送協会】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見と考えます。</p>
4-222	3(2)	ア 有料放送・無料放送 の別	35	<p>マルチメディア放送においては、有料サービスを含めた様々なサービスが可能になるが、あくまでも“放送”であることを前提とするならば、サービスの信頼性ととも、国民がいつでも手軽にサービスを楽しむことのできる無料放送を確保する仕組みを作る等、事業者もきちんと信頼できる放送サービスを全うできるような制度整備をお願いしたい。</p> <p style="text-align: center;">【大阪放送】</p>	<p>報告書（案）は、有料放送・無料放送について、「原則として事業者に委ねることが適当と考えられる」としつつ、新たな放送のほとんどすべてが有料放送となることを懸念しているものです。ご指摘は、今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
4-223				<p>マルチメディア放送においては、有料サービスを含めたさまざまなサービスが可能になるが、あくまでも“放送”であることを前提とするならば、サービスの信頼性ととも、国民がいつでも手軽にサービスを楽しむことのできる無料放送を確保する仕組みを作る等、事業者もきちんと信頼できる放送サービスを全うできるような制度整備を御願いたい。</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
4-224				<p style="text-align: right;">【栃木放送】</p> <p>マルチメディア放送においては、有料サービスを含めたさまざまなサービスが可能になるが、あくまでも“放送”であることを前提とするならば、サービスの信頼性や地域への貢献を確保する観点からも、国民がいつでも手軽にサービスを楽しむことのできる無料放送を確保する仕組みを作り、事業者もきちんと信頼できる放送サービスを全うできるような制度整備を御願いたい。</p> <p style="text-align: right;">【ニッポン放送】</p>	
4-225				<p>一定量の無料放送の確保に関しては、有料放送モデルの事業性そのものに対し阻害要因とならない限りにおいて適用されることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【個人等（匿名）】</p>	今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。
4-226				<p>マルチメディア放送事業者が「無料放送」をどの程度行うかは、記載のとおり原則として事業者に委ねることが適当であることに同意する。普及促進のため、事業者選定の比較審査において「無料放送」を多く確保するものを優遇することは事業者にとって高いリスクを負うことにもなりかねないことから、審査基準の設定にあたっては十分な配慮を御願いたい。</p> <p style="text-align: right;">【スカイパーフェクト・コミュニケーションズ】</p>	今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。
4-227				<p>マルチメディア放送事業者が「無料放送」をどの程度行うかは、記載のとおり原則として事業者に委ねることが適当であることに同意する。普及促進のため、事業者選定の比較審査において「無料放送」を多く確保するものを優遇することは事業者にとって高いリスクを負うことにもなりかねないことから、審査基準の設定にあたっては十分な配慮を御願いたい。</p> <p style="text-align: right;">【マルチメディア放送企画】</p>	
4-228				<p>携帯端末向けマルチメディア放送サービスの普及・発展については、放送が有料か無料かではなく、コンテンツの内容や価格等、サービス全体としてお客様のニーズを満たすものかどうか重要であると考えます。例えば、携帯電話のインターネット接続やそれによって得られる着うたフル等</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>の各種コンテンツサービスは、有料であっても多くのお客様の支持を得ていると同時に、コンテンツ産業の発展に寄与（売上・利益とそれがあるからコンテンツ制作のインセンティブも働いているということ）している側面もあります。</p> <p>無料放送の実施については、専ら事業者が市場のニーズや事業の立ち上がり状況等によって判断すべきことであり、比較審査の際に、一定程度の無料放送を確保する者を優遇する等の仕組みが必要かについては、お客様のニーズを踏まえて慎重に検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【メディアフロージャパン企画】</p>	
4-229				<p>無料放送が普及牽引の役割を担うことは想定できるが、ワンセグ放送が既に無料放送として行われている中で、マルチメディア放送に過度の無料放送を課すことは、事業者の財務健全性や安定的なサービス発展に悪影響を及ぼす可能性があると考えます。原則として事業者に委ねることが適当であり、審査基準の設定においては、十分な配慮を希望する。</p> <p style="text-align: right;">【NTTドコモ】</p>	
4-230				<p>新しいメディアであることもあり、無料放送における事業性については、十分な検討が必要である。従って、無料放送の部分をどの程度確保するかについては、記載されている通り「事業者に委ねること」として戴きたい。</p> <p>事業選定の比較審査において「無料放送を確保する者を優遇する」ことは、事業性に大きく影響する事であり、審査基準の設定にあたっては十分な配慮を戴きたい。</p> <p style="text-align: right;">【伊藤忠商事】</p>	
4-231				<p>『一定程度の無料放送を確保する者を優遇する等の仕組みを検討することも考えられる』とありますが、参入事業者のビジネスモデルを制限することになりかねないため、不要であると考えます。競争状況の下、利用者のニーズ、サービス内容とその対価が釣り合うものであれば、ある一定以上のサービスの普及・発展が期待できると考えます。</p>	<p>報告書（案）は、有料放送・無料放送について、「原則として事業者に委ねることが適当と考えられる」としつつ、新たな放送のほとんどすべてが有料放送</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>比較審査の際、無料放送が多い者を優遇するのではなく、利用者が欲するサービスを提供し利用頻度の増加が見込める者を優遇することが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【モバイルメディア企画】</p>	<p>となることを懸念しているものです。ご指摘は、今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
4-232			<p>歴史的に、有線放送と衛星放送はこれまでずっと有料放送モデルをとっており、現在ではかなり広告モデルの要素も入ってきている。インターネットでは、両モデルにおける何年間もの試行錯誤を経たうえで、現在の無料モデルが普及している。次世代 DVD については、消費者と市場が方式を決定し、結果としてより高価なモデルが選ばれることとなった。このようにどんな場合でも、新興分野においてどの方式が最適かについては、市場原理に決定をゆだねるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【Big Picture International】</p>		
4-233			<p>マルチメディア放送におけるビジネスモデルが明確でない以上、有料放送・無料放送の程度について、「原則として事業者に委ねることが適当」としている点については高く評価いたします。一方、ビジネスモデルが明確になっていない現時点で、比較審査の際に、有料放送・無料放送の程度を審査の対象とすることについては、必要はないと考えます。よって第3段落の「しかし、新しく開始される放送（中略）検討することも考えられる。」は削除すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【テレビ朝日】</p>		
4-234			<p>「マルチメディア放送については、この「無料放送」に加え、衛星放送で行われている「有料放送」や新たなビジネスモデル（略）が考えられる。」という項について、マルチメディア放送の事業性を確保するためにも新たなビジネスモデルが必須であるという点で賛同いたします。この新たなビジネスモデルのなかには、有料放送やダウンロードコンテンツ課金に加え、端末課金（端末販売時の販売価格に利用料が含まれる課金モデル）も含まれることと理解いたします。</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
4-235				<p align="center">【マルチメディア放送ビジネスフォーラム】</p> <p>「マルチメディア放送については、この「無料放送」に加え、衛星放送で行われている「有料放送」や新たなビジネスモデル（略）が考えられる。」という項について、マルチメディア放送の事業性を確保するためにも新たなビジネスモデルが必須であるという点で賛同いたします。この新たなビジネスモデルのなかには、有料放送やダウンロードコンテンツ課金に加え、端末課金（端末販売時の販売価格に利用料が含まれる課金モデル）も含まれることと理解いたします。</p> <p align="right">【エフエム東京】</p>	
4-236				<p>ア 有料放送・無料放送の別の8行目の最後の「考えられる。」の後に加筆。</p> <p>「～が、無料放送のうち広告放送については、番組に占める割合や情報のあり方、通信サービスと連動させる購入レスポンスの防止などについて、慎重な検討が求められる。」</p> <p align="right">【東京都地域婦人団体連盟】</p>	<p>ご指摘の懸念については、p38の「利用者の保護」で留意すべき旨提言していることから、修正は不要と考えます。</p>
4-237	3(2)	イ 事業規律	35	<p>イ 事業規律の11行目の「利用者の利益が～」の利用者の前に挿入。</p> <p>「子どもを含む幅広い年代層の」</p> <p align="right">【東京都地域婦人団体連盟】</p>	<p>ご指摘の点については報告書（案）の「利用者」のすべてについて当然に同様に考えているところですが、明確化のため、「子どもを含む幅広い年代層の利用者の利益が」と修正します。</p>
4-238	3(2)	イ（ア）利用者の限定	35～ 36	<p>・マルチメディア放送は、放送の精神に則り、公共の福祉に資する「放送」メディアとして位置付けられ、発展することが肝要であり、不特定多数の受信機で放送が受信可能となるような制度整備を期待する。</p> <p align="right">【デジタルラジオ推進協会】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
4-239				<p>マルチメディア放送は、放送の精神に則り、公共の福祉に資する「放送」メディアとして位置付けられ、発展することが肝要であり、不特定多数の</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				受信機で放送が受信可能となるような制度整備を期待する。 【大阪放送】	
4-240				放送事業者がマルチメディア放送の提供相手を正当な理由なく特定の者に限定することは、報告書に記載の通り、好ましくない。放送法の規定にもあるように、あくまでも利用者利益の確保を第一として、例えば特定の携帯電話事業者の利用者に限定されないような放送サービスが行われるよう、期待する。 【東京放送】	
4-241				放送であることを考えれば、サービスエリアにおいて「あまねく受信」できるように努めることが基本であり、受信端末の普及においては、特定の携帯電話事業者の端末に限定されるサービスは、好ましいことではない。放送の“広く”“あまねく”は、キャリア・フリーであることを前提に、さらに議論を御願いたい。 【ニッポン放送】	
4-242				携帯端末向けマルチメディア放送サービスの受信を希望する携帯電話事業者に対しては、技術的困難性がある場合等の特別の事情がある場合を除き、端末普及の観点から、携帯電話事業者や端末の区別なく提供すべきと考えます。 規律の必要性については、お客様のニーズに柔軟に対応する事業者の事業の幅を狭めることのないよう、慎重に検討すべきと考えます。 【メディアフロージャパン企画】	
4-243	3(2)	イ(ア)利用者の限定	35～36	放送事業者がマルチメディア放送の提供相手に正当な理由なく特定の者に限定することは、記載の通り、好ましくなく、できる限り、すべての携帯電話サービスにおいて受信でき、各社とも同水準(キャリア・フリー)の連携した放送サービスが行われるよう強く期待する。 その観点からも、ハード事業者の数はできる限り1とし、かつ技術方式を一本化して、すべての携帯電話会社の端末において本放送を受信できる	今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>体制の構築を優先すべきである。</p> <p>また、本マルチメディア放送の特徴を最大限に発揮し、国民により豊かで多様な放送サービスを提供することに主眼をおけば、双方向の通信機能をもった端末において、受信のみの端末と比較し、より多くの放送サービスを提供可能とすることを可とする制度設計を希望する。</p> <p style="text-align: center;">【スカイパーフェクト・コミュニケーションズ】</p>	
4-244				<p>放送事業者がマルチメディア放送の提供相手に正当な理由なく特定の者に限定することは、記載の通り、好ましくなく、できる限り、すべての携帯電話サービスにおいて受信でき、各社とも同水準（キャリア・フリー）の連携した放送サービスが行われるよう強く期待する。</p> <p>複数の携帯電話事業者やその関係会社が、ハード事業者となった場合には、その携帯電話端末の販売促進が優先され、顧客囲い込みのため自社端末向けのサービスを充実していくことは避けて通れないのではないか。その観点からも、ハード事業者の数は1とし、かつ技術方式を一本化して、すべての携帯電話会社の端末において受信できる体制の構築を優先すべきである。</p> <p style="text-align: center;">【ISDB-Tマルチメディアフォーラム】</p>	
4-245				<p>放送事業者がマルチメディア放送の提供相手を正当な理由なく特定の者に限定することは、記載の通り、好ましくなく、できる限り、すべての携帯電話サービスにおいて受信でき、各社とも同水準（キャリア・フリー）の連携した放送サービスが行われるよう強く期待する。</p> <p>その観点からも、ハード事業者の数はできる限り1とし、かつ技術方式を一本化して、すべての携帯電話会社の端末において本放送を受信できる体制の構築を優先すべきである。</p> <p style="text-align: center;">【マルチメディア放送企画】</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
4-245				<p>「放送事業者がマルチメディア放送の提供相手を正当な理由なく特定の者に限定すること、例えば特定の携帯電話事業者の電話の利用者に限定すること（略）は、原則として好ましいことではない。」という記述がありますが、例えば VICS のような特定の機能を持つ受信機向けのサービスにおいては、対応する受信機のユーザのみがサービスを楽しむことができます。サービス開始当初は対応受信機に限られるため、一時的に特定の端末ユーザに限定された放送のような状態が生じますが、最終的に対応端末の拡大を想定している限りにおいては、ここで言及されている「利用者の限定」に該当しないことを明確にしていきたい。</p> <p>【マルチメディア放送ビジネスフォーラム】</p>	VICSのサービスについても、希望する者が対応する端末を販売等できる仕組みであれば、記述の対象ではなく、その旨は明らかであるため、修正は不要と考えます。
4-246				<p>「放送事業者がマルチメディア放送の提供相手を正当な理由なく特定の者に限定すること、例えば特定の携帯電話事業者の電話の利用者に限定すること（略）は、原則として好ましいことではない。」という記述がありますが、例えば VICS のような特定の機能を持つ受信機向けのサービスにおいては、対応する受信機のユーザのみがサービスを楽しむことができます。サービス開始当初は対応受信機に限られるため、一時的に特定の端末ユーザに限定された放送のような状態が生じますが、最終的に対応端末の拡大を想定している限りにおいては、ここで言及されている「利用者の限定」に該当しないことを明確にしていきたい。</p> <p>【エフエム東京】</p>	
4-247	3(2)	イ（イ）認証・課金業務の提供	36～37	<p>放送であることを踏まえて利用者の利便を第一に考え、かつソフト事業者の事業運営が円滑にいくような仕組みが導入されるよう制度整備をおこなうことが望ましい。</p> <p>【アール・エフ・ラジオ日本】</p>	今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。
4-248				<p>原則として規制強化とならないようにすることが適当と考えます。</p> <p>【メディアフロンティアジャパン企画】</p>	今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
					承ります。
4-249				<p>(編注:「こうした業務を他の事業者に委託することは、・・・この事業者が放送事業者間や利用者との間で不公正な扱いを行うことも考えられる。」という記述について) 文脈から推察すると、「不公正な扱い」よりも「不公平な扱い」の方がより適切であると考えます。</p> <p>【メディアフロージャパン企画】</p>	ご指摘の点については、「公平」だけでなく「公正」か否かも問題としていることから、例えば「不公平な扱い」と修正します。
4-250	3(2)	イ(ウ)ソフト事業者とハード事業者の間の規律	37～38	<p>ソフト事業者とハード事業者間において、現行放送法と同じような受委託制度は必要であり、両者間の部内取引の透明性確保は重要である。</p> <p>【エフエム仙台】【再掲】</p>	今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。
4-251				<p>「ブロック向け放送」に関しては、ブロック間で放送サービスについての極端な差が出ないように、あるいは、全国すべてのブロックで放送が実現できるよう、各ブロックの経済性などの実情に配慮してソフト事業者の参入を受け入れるようなハード事業者の参入を望む。</p> <p>【エフエム香川】</p>	今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。
4-252	3(2)	ウ 利用者の保護	38	<p>ウ 利用者の保護の最後から4行目「参考としつつ、」に続けて加筆。 「新たな第三者機関の設立も視野に入れて」</p> <p>【東京都地域婦人団体連盟】</p>	今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。
4-253	3(2)	エ 端末の普及の施策	39	<p>受信端末の普及は、事業者にとって必須要件であるが、それゆえに普及の施策は事業者の自主性に委ねるべきである。もし、その施策を審査項目に加えることがあった場合でも、特定の受信端末の普及のみに偏らないよう、審査基準の中で配慮されるべきである。</p> <p>【ニッポン放送】</p>	今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。
4-254				<p>本報告書にあるとおり、新たなお客様のニーズに応える新規性のあるサービスの提供を行う観点から、利用者の保護については事業者の取組みに委ね、事業者は利用者保護に十分配慮して適切に対応することが重要と考</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				えます。 【メディアフロッージャパン企画】	
4-255				端末普及の施策は、事業者の自主性に委ねることが適切である。 【日本民間放送連盟】	今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。
4-256			受信端末の普及は、事業者にとって必須要件であるが、それゆえに普及の施策は事業者の自主性に委ねるべきであります。もし、その施策を審査項目に加えることがあった場合でも、特定の受信端末の普及のみに偏らないよう、審査基準の中で配慮されるべきであります。 【栃木放送】		
4-257				受信端末の普及のための施策を審査項目とする場合において、特定の受信端末の普及のみに偏らないような審査基準となるよう配慮をお願いしたい。 【文化放送】	
4-258				受信端末の普及は、事業者にとって必須条件であるが、普及の施策は事業者の自主性にゆだねるべきである。 【東海ラジオ放送】	
4-259				受信端末の普及は、事業者にとって必須であるがゆえに、その施策を事業者の自主性に委ねるべきである。 【エフエム熊本】	
4-260				全国向けマルチメディア放送が主に携帯電話端末型の利用となり、地域ブロック向けデジタルラジオ放送はアンテナの関係で携帯電話よりやや大型な電子辞書型やPDA型端末も想定できるが、主力は車搭載型になると考えられる。 これらの端末普及実現に事業者の施策を審査項目とするなどが提案されているが、新規性のみに着目すれば、有料ではあるがあれば便利な機能を重点的に開発している事業者が優位であり、地域の情報を更に蜜にした番	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>組作りや、災害時の地域住民の安全を願ってデジタルを使って地域防災情報を無料放送で取組む事業者は評価されない事になる。</p> <p>事業者選定に当たって新規性ばかりに重点を置くのではなく、利用者の選択に任せた方が良く考える。</p> <p>よって審査項目に入れるのは再考願いたい。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム愛知】</p>	
4-261				<p>・地方向けブロック放送と整合性のとりやすい方式が、全国向け放送でも採用されることを期待する。</p> <p style="text-align: right;">【デジタルラジオ推進協会】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見と考えます。</p>
4-262			<p>マルチメディア放送成功の最大の鍵は視聴者の数である。受信端末の低廉化を図り受信者の利便性を高めるために、「地方ブロック向け放送」について1の技術方式とするとともに「全国向け放送」においても同一の方式を採用し、受信環境整備を容易にすべき。</p> <p style="text-align: right;">【山口放送】</p>		
4-263			<p>利用者の利便性を優先することが重要です。「全国向け放送」、「地方ブロック向け放送」の両方が一つの端末で受信できることは利用者の利便性に繋がり、また、低廉化は端末の普及にも影響があるものと考えます。</p> <p>したがって、技術方式は同一の方が望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【エフエムラジオ新潟】</p>		
4-264			<p>利用者の利便性を優先することが重要。</p> <p>「全国向け放送」、「地方ブロック向け放送」の両方が一つの端末で受信できることは利用者の利便性に繋がり、また、低廉化は端末の普及にも影響があるものと考えます。したがって、技術方式は同一の方が望ましい。</p> <p style="text-align: right;">【静岡エフエム放送】</p>		

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
4-265				<p>「全国向け放送」と「地方ブロック向け放送」が同じマルチメディア放送として、相互に連携しながら、同レベルで普及発展することが望ましく、そのためには、記載の通り、それらの間で、同一の技術方式を用いることが極めて効果的と考えられる。</p> <p>【ISDB-Tマルチメディアフォーラム】</p>	
4-266			<p>受信機普及の観点から、技術方式を1つとした上で、最終的にはキャリア・フリーとなる事が重要と考える。</p> <p>【伊藤忠商事】</p>		
4-267				<p>「全国向け放送」と「地方ブロック向け放送」が同じマルチメディア放送として、相互に連携しながら、同レベルで普及発展することが望ましく、そのためには、記載の通り、それらの間で、同一の技術方式としてISDB-T系を用いることが極めて有効であると考えられる。</p> <p>【スカイパーフェクト・コミュニケーションズ】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
4-268			<p>「全国向け放送」と「地方ブロック向け放送」が同じマルチメディア放送として、相互に連携しながら、同レベルで普及発展することが望ましく、そのためには、記載の通り、それらの間で、同一の技術方式としてISDB-T系を用いることが極めて有効であると考えられる。</p> <p>【マルチメディア放送企画】</p>		
4-269				<p>技術方式については、方式の同一性に重点を置くのではなく、お客様のニーズに最も適した技術方式が選択されるべきであると思われます。また、異なる技術方式であっても、お客様のニーズを正確に捉えた製品やサービスを提供することで、端末の普及は進むと思われます。</p> <p>【京セラ】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
4-270			<p>同一の技術方式を用いることが、端末の普及を進めることではないと思います。技術方式が異なっても、製品、サービスが市場ニーズに合っていれば端末の普及は進むと思われます。</p> <p>【ニューポート・メディア】</p>		

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
4-271				<p>V-Low 帯と V-High 帯の両方について同様の受信が可能なチップは存在せず、そのような技術の開発は日本のみにおいて意味があるものとなる。よって、高コストの危険と国際標準からの孤立、逆に国際的に展開可能な技術を選んだ場合のスケールメリットによる低コスト化を考えると、これは非現実的な目標であり、放棄されるべきである。もし敢行すれば、PDC の際と同様の問題を抱えることになりうる。</p> <p style="text-align: right;">【Big Picture International】</p>	
4-272				<p>技術の進歩は我々が考える以上に早く、技術方式差から来るコスト差は1~2年で見えなくなります。製品、サービス、市場ニーズに焦点を絞り、今後の道を選ばれることが端末の普及には重要と思われれます。</p> <p>よって中長期的には、技術方式の同一性は必ずしも重要ではなく、携帯電話業者や携帯端末ベンダー間の競争がより重要な要素であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【イメージネーションテクノロジーズ】</p>	
4-273				<p>全国向け放送と地方ブロック向け放送に同一の技術方式を用いることを要求することは、V-HIGH 帯で行われる全国向け放送の技術方式の選択に必要な制約を課すことになり、不適切である。また、事業者の選定にあたり受信端末の普及のための施策を審査項目とすることは、端末の普及のためには全国向け放送と地方ブロック向け放送に同一の技術方式を用いるべきとの提言と併せ読むと、「地方ブロック向け放送で採用された技術方式を全国向け放送でも採用すべき」という結論になるように読み、技術の選択の幅を不当に狭めることから不適切である。さらに、そもそも V-LOW 帯と V-HIGH 帯を同一カバーするチップは存在しない。このような状況下で両帯域対応の受信機を開発しても、日本のみの仕様となり、海外市場への進出の観点からは得策でない。日本のみの仕様となった場合、端末の価格低下は加速すると思えず、その負担は視聴者にかかることになる。</p> <p>よって、「こうした『端末の普及』を実現するための」から「効果的と考えられる」までの二つの段落は削除されたい。</p>	<p>ご指摘の記述は、「全国向け放送と地方ブロック向け放送に同一の技術方式を用いることを要求」しているものではありません。また、「地方ブロック向け放送で採用された技術方式を全国向け放送でも採用すべき」とも提言していません。そのため、修正は不要と考えます。</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
4-274				<p style="text-align: center;">【クアルコム・ジャパン】</p> <p>全国向け放送と地方ブロック向け放送に同一の技術方式を用いることを要求することは、V-HIGH 帯で行われる全国向け放送の技術方式の選択に不必要な制約を課すことになり、不適切である。また、事業者の選定にあたり受信端末の普及のための施策を審査項目とすることは、端末の普及のためには全国向け放送と地方ブロック向け放送に同一の技術方式を用いるべきとの提言と併せ読むと、「地方ブロック向け放送で採用された技術方式を全国向け放送でも採用すべき」という結論になるように読め、技術の選択の幅を不当に狭めることから不適切である。</p> <p style="text-align: center;">【FLO Forum】</p>	
4-275				<p>携帯端末向けマルチメディア放送サービスの受信端末の普及に最も重要なのは、お客様のニーズに合ったサービスが提供されることであり、端末提供者は異なる技術方式であっても、お客様のニーズがあれば、基本的にはこれに応えるべく対応すると思われるため、技術方式の同一性は必ずしも重要ではないと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【メディアフロージャパン企画】</p>	
4-276				<p>受信端末は技術方式のみならず、周波数帯の違いによっても異なります。「全国向け放送」と「地方ブロック向け放送」間で同一の技術方式を用いることが効果的であるとの記述がありますが、VHF-Low バンドでマルチメディア放送を携帯電話端末に対応させるためには、アンテナの実装など技術的に困難を極めるため、VHF-Low バンドは携帯電話端末に適していないと考えます。</p> <p>また、「地方ブロック向け放送」と「全国向け放送」はマルチメディア放送サービス開始までに技術の発展が見込まれる中、技術を1つに絞るべきではなく、選択技術にそれぞれ制限を設ける必要はないと考えます。</p> <p>よって、各放送事業者が最適と思われる技術を選択するべきであり、比較審査において「全国向け放送」と「地方ブロック向け放送」は独立して審</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				査が行なわれるべきであると考えます。 【モバイルメディア企画】	
4-277				エ 端末の普及の施策の最後に加筆。 「いずれにしても利用者の新たな負担や消費電力を考慮し、既存の施設を社会資本として最大限活用するなどCO2の排出抑制を踏まえた対応が求められる。」 【東京都地域婦人団体連盟】	ご指摘の「利用者の新たな負担」は、第5章において配慮しており、当該部分の修正は不要と考えます。
4-278	3(1)、 3(2)	(ほぼ全般)	33～ 39	8. 放送も通信も公序良俗に反しないサービスであることが求められるのは当然ですが、それ以外の部分では、可能な限り自由にサービスを組み合わせられるような制度にするべきです。具体的には、認定を受けたソフト事業者には、自らの責任の範囲でチャンネルをサブリースすることを認めることや、有料放送や無料放送を自由に組み合わせることを認めることなどがあります。規制はできるだけ事後的なものとし、事業の優劣は基本的に国民の選択に任せることが望ましいと考えます。 【個人等（匿名）】	ソフト事業者が自らの責任において他者から番組を調達することは自由です。また、p35にあるように、無料放送の部分をもの程度確保するかについても、原則として事業者に委ねることが適当と考えます。

5. 「第5章 技術方式の在り方」に対する意見

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
5-1	1(2)	諸外国の状況	40～ 41	<p>事実関係の補足（※）のため、本箇所の末尾に、以下を追加されたい。 （※参照： Council Conclusions - Strengthening the Internal Market for Mobile TV (2835th TRANSPORT, COMMUNICATIONS AND ENERGY Council meeting Brussels, 22-23 November and 3 December 2007)</p> <p>「なお欧州連合（EU）の委員会では2007年12月、技術中立性と競争原理を尊重し、域内で強制的な方式統一を行わないという結論が出されている。」</p> <p style="text-align: right;">【クアルコム・ジャパン】</p>	<p>関連の記述を参考資料に追加します。</p>
5-2	1(3)	ア 「地方ブロック向け放送」について	42	<p>「地方ブロック向け放送」において1の技術方式とすることは受信機のコスト低廉化など普及促進の観点からも望ましく、聴取者の利便性向上につながることを考える。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム鹿児島】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する賛成意見と考えます。</p>
5-3				<p>聴取者に対し混乱や無用な費用負担を強いる事をなくすためにも、「地方ブロック向け放送」について、1の技術方式を国内規格として統一する事に賛同する。</p> <p style="text-align: right;">【中国放送】</p>	
5-4				<p>受信端末の低廉化や普及の観点から、「地方ブロック向け放送」について、V l o wの技術方式を1とすることに賛同する。</p> <p style="text-align: right;">【山陽放送】</p>	
5-5				<p>「地方ブロック向け放送」についての1の技術方式の国内規格化には賛成である。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム長崎】</p>	
5-6				<p>「地方ブロック向け放送」として実現されるデジタルラジオ放送は、2003年以来、国際基準ともなっている ISDB-TSB 方式によりおよそ5年</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				にわたり、実用化試験放送を実施し、技術面やサービス面などあらゆる 検証を行ってきた。その観点から技術方式は、ISDB-TSB方式の採用を提 案する。 【デジタルラジオ推進協会】	承ります。
5-7			「地方ブロック向け放送」として実現されるデジタルラジオ放送は、2 003年以来、ISDB-TSB方式により約5年にわたり、実用化試験放 送を実施し、技術面やサービス面などの検証を行ってきました。その観点 から技術方式は、ISDB-TSB方式の採用を提案します。 【FM802】		
5-8			地方ブロック向け放送の技術方式を1とすることは賛成である。 その技術方式は東京・大阪で実用化試験局放送として実績のあるISD B-Tsbを希望する。 【エフエム愛知】		
5-9			7. 技術方式について 「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」の技術方式を1とすることは 適切であり、ISDB-T系とするのが望ましい。 【日本民間放送連盟】		
5-10	1(3)	国内規格の 統一の要否	41～ 42	V-Lowの技術方式を1とするとともに、V-Highにおいても同一の方式 とすることが、受信環境整備を容易にすると考えられる。 さらに、受信機コストの低廉化、普及促進、サービスの充実など受信者 の利便性を高めることが期待出来ると考える。 【熊本放送】	今般の意見募集に係る報告書 (案)に対する参考意見として 承ります。
5-11			「地方ブロック向け放送」について1の技術方式とするとともに、「全国 向け放送」においても、同一の方式を採用することにより受信環境の整備 が容易となることが想定できます。受信機コストの低廉化、普及促進、豊 かなサービス享受といった面からも、共通の技術方式を用いることが望ま しいのではないかと考えます。		

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				【栃木放送】	
5-12				<p>「地方ブロック向け放送」について1の技術方式とするとともに、「全国向け放送」においても、同一の方式を採用することにより受信環境の整備が容易となることが想定できる。受信機コストの低廉化、普及促進、豊かなサービス享受といった面からも、共通の技術方式を用いることが望ましい。</p>	
				【ニッポン放送】	
5-13				<p>地方ブロック向け放送について1の技術方式とすることに賛成だが、全国向け放送についても同一の方式にすることが受信環境整備を容易にし、受信機の低廉価にもつながり、受信者の利便性を高めることで普及を促進できると考える。</p>	
				【和歌山放送】	
5-14				<p>マルチメディア放送成功の最大の鍵は視聴者の数である。受信端末の低廉化を図り受信者の利便性を高めるために、「地方ブロック向け放送」について1の技術方式とするとともに「全国向け放送」においても同一の方式を採用し、受信環境整備を容易にすべき。</p>	
				【山口放送】【再掲】	
5-15				<p>「全国向け放送」においても、同一の方式（編注 「地方ブロック向け放送」と）を採用する事により受信環境の整備が容易となる事が想定できる。受信端末コストの低廉化、普及の促進等の面からも、共通の技術方式を用いる事が望ましい。</p>	
				【中国放送】	
5-16				<p>V h i g hにおいても同一方式とすることで受信環境を容易にし、受信機コストの低廉化にもつながると考えられる。受信者の利便性を高めるためにも、共通の技術方式を支持したい。</p>	
				【山陽放送】	
5-17				<p>端末普及促進のためにも、地方ブロック向け放送の技術方式と、全国向</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>け放送の技術方式を同一方式の採用により、受信端末コストの低廉化、受信環境の整備も容易となることが想定できる。</p> <p style="text-align: right;">【東海ラジオ放送】</p>	
5-18				<p>携帯端末向けマルチメディア放送が最大限に普及して、その社会的役割を効果的に果たすためには、利用者の立場からは、一つの受信端末を購入することにより、より多くの情報・サービスの選択肢を得られることが望ましいと考えます。</p> <p>他方、放送事業者の立場からは、一つの放送方式で放送することによりすべての受信端末にサービスを提供できることが望ましく、このことは周波数の有効利用にもつながります。</p> <p>このため、VHF帯の限られた放送用周波数を利用する放送の技術方式は、一つの標準方式に統一されることが望ましいと考えます。</p> <p>なお、標準方式として採用される方式は、より多くの事業者が独立した編集権を保持しつつ参入できることを含め、多様な事業形態が可能となるものが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	
5-19				<p>我が国においての今後のマルチメディアの普及・発展（特に受信機普及）の為には全国一・地方ブロックに関わらず国内規格の統一が望ましい。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム長崎】</p>	
5-20				<p>利用者の利便性を優先することが重要です。「全国向け放送」、「地方ブロック向け放送」の両方が一つの端末で受信できることは利用者の利便性に繋がり、また、低廉化は端末の普及にも影響があるものと考えます。</p> <p>したがって、技術方式は同一の方が望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【エフエムラジオ新潟】</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
5-21				<p>受信機の普及、受信者の負担軽減等から、同一の受信端末で「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」と「全国向け放送」の両方が受信できるよう技術方式を統一したほうが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">【ZIP-FM】</p>	
5-22				<p>利用者の利便性を優先することが重要。</p> <p>「全国向け放送」、「地方ブロック向け放送」の両方が一つの端末で受信できることは利用者の利便性に繋がり、また、低廉化は端末の普及にも影響があるものと考えます。したがって、技術方式は同一の方が望ましい。</p> <p style="text-align: right;">【静岡エフエム放送】【再掲】</p>	
5-23				<p>受信端末の普及に関しては、1の国内規格を決定することが望ましいと考えます。しかしながら、「携帯向けマルチメディア放送」では、固定受信に比較して受信アンテナの環境が不利な状況にあります。受信の機会が損なわれると端末の普及にも大きく影響するものと考えます。技術方式の在り方においては、実際の使用環境を踏まえた上で受信性能に優れた方式の採用を検討いただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【長野エフエム放送】</p>	
5-24				<p>一つの端末で全ての事業者の放送を受信できる事は、放送の発展にとって最も重要な要件である。規格の統一は、利用者の混乱を防ぎ、周波数の有効利用、端末の低廉化を通じて利用者の利益を増大させる大きなメリットがある。今後の審議、審査にあたって最も重要視されなければならない事項と考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【スカイパーフェクト・コミュニケーションズ】</p>	
5-25				<p>前述のハード事業者数に対する考え、受信端末の低廉化や普及等から総合的に判断すると、国内規格を統一した方が、本メディアの普及が促進されると考えられる。事業開始までの時間的猶予がないこともあり、早期に、国内規格を統一する方向で方針決定をいただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【伊藤忠商事】</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
5-26				<p>ほぼ同一のサービス内容となるにもかかわらず複数の方式による「放送」サービスが提供されることは、電波の有効利用、事業性の追求、ユーザ保護などの観点から適切ではなく、早期に一つの方式に統一すべきであり、免許審査の過程においても特に留意されるべき事項である。</p> <p>提案されている技術方式には、基本的に優劣が無く、かつ我が国のデジタル放送普及に伴う周辺産業の成熟等を併せて考えれば、メディア横断的に共通技術が使えること、一つの端末でワンセグやブロック向け放送など多様なサービスが受けられること、放送送出、コンテンツ制作、端末開発の低廉化などを勘案した検討が必要である。</p> <p style="text-align: center;">【スカイパーフェクト・コミュニケーションズ】</p>	
5-27				<p>更に全国向けのマルチメディア放送も同じISDB-T系とすれば、受信機の製造コストも下げられ利用者にとって安価な情報端末として広く普及する事になる。</p> <p style="text-align: center;">【エフエム愛知】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。</p>
5-28			<p>「全国向けマルチメディア放送」も同じ方式(編注 意見提出者が「地方ブロック向け放送」で採用すべきとするISDB-T系と)を採用することが受信機コストの低廉化など受信者の利便性を高めることになり、マルチメディア放送全体の普及を加速するものとする。</p> <p style="text-align: center;">【日本民間放送連盟】</p>		
5-29			<p>端末を安価で国民に提供するためにも、Vlowの技術方式を1とすることを支持するとともに、Vhighにおいても同一方式とすることが受信環境整備を容易にし、受信機コストの低廉化にもつながり、受信者の利便性を高めることで普及を加速することが期待できると考える。また弊社としては、省令にあるISDB-Tsbでの3セグメントOFDMフレームの記述は、技術進歩により1セグメントでの実現可能性が高くなってきており、受信端末を可能な限りワンセグと共通化し、低廉化・普及の加速等を促進するために1セグメント方式に統一することとしたい。</p>		

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
5-30				<p align="center">【TBSラジオ&コミュニケーションズ】</p> <p>マルチメディア放送が一刻も早く普及するためには、廉価な端末の実現と、共用端末の普及が不可欠である。そのためにも「全国向けマルチメディア放送」と「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」は共に、既存の「ワンセグ」との親和性も考慮し、日本の優れた技術方式であるISDB-Tで統一されることが望ましいと考えます。特に地方ブロック向け放送に割当てられるV-Lowは帯域が逼迫しており1セグメント単位で放送出来るISDB-T方式が最適と考えます。</p> <p align="right">【毎日放送】</p>	
5-31			<p>マルチメディア放送の技術方式は、ユーザーの利便性を考慮し、全国・地方ブロックを問わず、一つの受信端末で受信できるようにするべきである。さらに、受信機の普及を考慮すると、デジタルテレビの受信端末との共用化が可能なISDB-T方式を選択すべきである。</p> <p align="right">【広島エフエム放送】</p>		
5-32			<p>「地方ブロック向け放送」と「全国向け放送」の選択技術にそれぞれ制限を設ける必要はないと考えます。各放送事業者が最適と思われる技術を選択すべきであり、比較審査は「全国向け放送」と「地方ブロック向け放送」において独立して審査が行なわれるべきであると考えます。</p> <p>また、複数の技術方式が存在した場合でも、事業者間で技術やサービスの高度化等による競争が起こり、利用者の利便性向上につながると考えます。</p> <p align="right">【モバイルメディア企画】</p>		
5-33	1(3)	イ 「全国向け放送」について	42	<p>(受信端末との関係について、適用すべき技術基準及び複数方式採用の可否について) 現在すでにアナログラジオ放送事業を行っている業者は、ワンセグテレビと1セグメントによるISDB-Tsbの方式及び、ワンセグテレビと統一したISDB-Tmm方式のみでの実施を目指すようだが、地方ブロック向け、およびコミュニティ放送は良いとしても、全国ブロックでの</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。</p> <p>今般の意見募集に係る報告書(案)に対する賛成意見と考えます。</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>放送でも、その方式での放送のみというのは、現在、異なる方式で運営放送されている、モバイル放送（モバHO!）と競合しますし、この方式つぶしになってしまうのではないかと懸念します。</p> <p>また、かつてのBCLラジオブームのように、デジタルラジオ受信機を通して、各国のラジオ放送に親しみ、国際交流を展開するためにも、T-DMB、DVB-H、MediaFLO、IBOCのような異なる方式での受信も考慮して、開発を行って頂くことで、受信機の国際市場における競争力の強化にも繋げ、お互い切磋琢磨しあい、より良い視聴者へのサービスを心がけて頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【個人等（水上圭輔）】</p>	
5-34				<p>複数の技術方式の規格化について希望が出された場合には、基本的にそれらすべての技術方式を国内規格とすることを検討することに賛成致します。</p> <p style="text-align: right;">【マスプロ電工】</p>	
5-35				<p>携帯電話端末メーカーとしましては、消費電力が大きいことによる視聴時間の短さや良好に視聴できるエリアの狭さなど、現状での課題を克服できる方式を選択し、お客様の利便性を改善することによって端末そのものの魅力を向上させ、端末の普及を促進したいと考えます。そのためには、海外で採用される方式も含め、複数の技術方式を国内規格としていただき、選択の幅を残すことが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【京セラ】</p>	
5-36				<p>携帯端末向けマルチメディア放送サービスでは、各事業者が技術方式も含めて自由に創意工夫することにより付加価値のあるサービスが実現されるものと考えます。したがって、各事業者がリスクを負って自らの事業戦略に合った技術方式を選択できることが重要であり、基本的に全ての技術方式を国内規格とするという本報告書の趣旨に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【メディアフロージャパン企画】</p>	
5-37				<p>『今後のいずれかの段階で技術方式が統一されることが望ましい』とあ</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>りますが、マルチメディア放送サービス開始までに技術の発展が見込まれる中、参入事業者が最適な技術を選択できなくなるため技術を1つに絞るべきではないと考えます。</p> <p>受信端末やネットワークコストの低廉化を図るためには、2011年以降、世界市場でどの技術方式が最も多く採用され、より多くの利用者に利用されるかが、採用する技術を判断するにあたって重要であると考えます。受信端末コストのみならず、ネットワークコストにも影響を及ぼすため、事業リスクを負う事業者が十分な検討の上、最終的に技術方式を選択できるようにすることが重要であると考えます。</p> <p>世界市場の動向を見据えた技術方式の選択が、利用者負担額（受信端末購入費用やサービス利用料等）の低下につながると考えます。</p> <p>また、今後、半導体メーカーは、欧州の DVB-H、米国の MediaFLO、日本の ISDB-T の3方式をサポートするチップを提供予定であり、参入事業者の技術選択の幅を持たせるべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【モバイルメディア企画】</p>	
5-38				<p>現在の通信市場での、技術革新の早さ、事業環境の流動性を考えると、事業者がユーザ・ニーズや事業環境などを踏まえ、最適な技術方式を自由に選択出来る事が重要だと考えます。</p> <p>よって、事業者から複数の技術方式の規格化要求があった場合に、海外で採用されている方式を含め、国内規格とすることを検討することに賛成します。</p> <p style="text-align: right;">【ローデ・シュワルツ・ジャパン】</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
5-39				<p>(編注:「事業者から複数の技術方式の規格化について希望が出された場合には、・・・基本的にはそれらのすべての技術方式を国内規格とすることを検討することが適当である」という記述について) 賛成いたします。海外で採用される方式も含め、複数の技術方式を国内規格することが適当だと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【ニューポート・メディア】</p>	
5-40				<p>「我が国の ICT 分野における国際競争力向上のためには、日本国内のみならず、世界中のユーザの多様なニーズに対応できることが望ましいので、1の技術方式に絞り込む必要はない」「提供されるサービスに最も適した方式を複数技術方式の中から自由に選択できることが重要である」との意見に強く賛同する。ビジネスのグローバル化がますます進む今日、コンテンツやアプリケーション等の国際市場への輸出・輸入は促進されるべきである。日本はこの重要な産業分野において、グローバルリーダーとなるチャンスを持っている。そのためには、ビジネスのグローバル化が確保されることを保証する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">【Big Picture International】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。</p>
5-41				<p>全国向け放送を1事業者以上に認めるかどうかという問題は、割当られた周波数帯においてどのような規格を認めるかという問題に密接に関連しています。米国政府は、日本政府が、少なくとも2つの規格が共存することを推奨する形で周波数帯を割り当てることを強く求めます。そうでなければ、周波数帯の免許プロセスが最初から欠陥のあるものとなってしまいます。第4章2(1)において、懇談会は、放送事業者が1事業者である方が周波数帯はより効率的に利用されるとしています。しかし、いわゆるV-Highバンドにおいて、5MHzという過剰なガードバンドを確保した上でも、多数の事業者では周波数帯を有効利用できないという証拠は何もありません。総務省は、技術的に可能な限り、当該周波数帯において少なくとも2つの免許を付与し、そして免許を獲得した事業者が望む技術を</p>	<p>全国向け放送の国内規格の統一の要否については、報告書(案) p43のとおり「事業者から複数の技術方式の規格化について希望が出された場合には、(略) それら全ての技術方式を国内規格とすることを検討することが適当」としています。</p> <p>ご指摘のように「少なくとも2つの規格が共存することを推奨する形で周波数を割り当て</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>事業者自身が選択できるようにすべきです。この点を明確にするため、懇談会が報告書に変更を加えるよう米国政府は提言します。</p> <p>更に、懇談会は、第5章1(3)で競争の重要性を認識する一方で、「...技術方式の間に著しい差異がないとすれば、放送事業者の技術方式の選択を優先させる意義は少ない...」(同注3)と主張し、その重要性を否定しています。最も懸念されることは、懇談会が「受信端末の普及」と技術方式の統一とを危険にも結びつけることです。この仮説には根拠がありません。例えば、日本の携帯電話には多様な規格が存在しますが、そのことが携帯電話の普及を阻んではいません。実際、携帯電話の普及率は年々増え続けています。電気通信事業者協会(TCA)によると、5月31日時点で、携帯電話加入者は、1億300万人を越えています。そのうち、約6000万の加入者がW-CDMAを、3000万がCDMA2000 1xを、1200万がPDCを、そして40万がcdmaOneを利用しています。さらに、400万以上の加入者がPHSを利用しています。</p> <p style="text-align: right;">【在京米国大使館】</p>	<p>る」ことは事業者の選択の幅の制約につながるため、適当でないと考えています。したがって、修正は必要ないものと考えます。</p>
5-42				<p>また、技術方式の統一に関しましても、競争促進の観点から市場の選択に委ねることが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ローデ・シュワルツ・ジャパン】</p>	<p>全国向け放送の国内規格の統一の要否については、報告書(案)p43のとおり「事業者から複数の技術方式の規格化について希望が出された場合には、(略)それら全ての技術方式を国内規格とすることを検討することが適当」としています。</p>
5-43				<p>将来的な技術方式の統一については、市場の選択に委ねるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【メディアフロージャパン企画】</p>	
5-44				<p>全国向け放送においても技術方式を統一し、受信端末に搭載される技術</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>方式を絞り込むことが、より廉価な受信機を実現し、利用者の利便性を高め、受信端末の普及に貢献するものとする。</p> <p style="text-align: right;">【文化放送】</p>	(案) に対する参考意見として承ります。
5-45			<p>放送方式を複数で商用運用する国は極めてまれであることから、我が国においても早期に一つの方式に統一すべきであり、免許審査の過程においても特に留意されるべき事項である。</p> <p>提案されている技術方式には、基本的に優劣が無いとされているものの、日本の放送のデジタル化の筋道を考えれば、メディア横断的に共通技術が使えること、一つの端末でワンセグや全国向けおよび地方ブロック向け放送など多様なサービスが受けられること、放送送出、コンテンツ制作、端末の低廉化などを勘案した検討が必要である。その観点からも、14.5MHzの限定された帯域幅のマルチメディア放送の技術方式は、ISDB-T系で統一すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【マルチメディア放送企画】</p>		
5-46			<p>「第2章 実現する放送」で書かれているように、携帯端末向けマルチメディア放送のビジネス環境は急速に進化し、どの技術についても非常にダイナミックである。このため、帯域が商用化される2011年の技術プラットフォームの在り様を現時点で予測することは時期尚早である。</p> <p style="text-align: right;">【FLO Forum】</p>	今般の意見募集に係る報告書(案) に対する参考意見として承ります。	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
5-47				<p>① 一つの端末で全ての事業者の放送を受信できる事は、放送の発展にとって最も重要な要件である。利用者の混乱を防ぎ、周波数の有効利用、端末の低廉化を通じて利用者の利益を増大させる。今後の審議、審査にあたって最も重要視されなければならない事項と考えられる。</p> <p>② 放送に複数方式を認める事は、事業者間の競争が過度なネットワーク整備や顧客困り込みに向かい、サービスやコンテンツの発展、競争が次の優先事項となる。また、周辺産業事業者の開発も資源を集中できず、リソースが分散され発展を阻害する要因となる恐れも考えられる。</p> <p style="text-align: center;">【ISDB-Tマルチメディアフォーラム】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。</p>
5-48				<p>事業者間の競争は一般的に利用者の類似サービスへの乗り換え費用が少ない程、活発となる。複数方式となることにより、複数方式対応端末では、(注2)に記載されている通り、端末の費用が増加することは確実であり、各技術方式に特化した単一方式端末が販売されることが想定される。この結果、視聴者は他事業者間に乗り換えることが困難となり、複数方式採用の結果で期待されている競争環境を逆に阻害することが懸念される。</p> <p>さらに、放送に複数方式を認める事は、事業者間の競争が過度なネットワーク整備や顧客困り込みに向かい、サービスやコンテンツの開発や競争が劣後するおそれがある。また、周辺産業事業者の開発も資源を集中できず、リソースが分散され、新しいメディア誕生による経済波及効果が十分に得られず、競争による効果よりも、逆に産業発展を阻害する要因にもなりかねないと考えられる。</p> <p style="text-align: center;">【スカイパーフェクト・コミュニケーションズ】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。</p>
5-49				<p>一つの端末で全ての事業者の放送を受信できる事は、放送の発展にとって最も重要な要件である。規格の統一は、利用者の混乱を防ぎ、周波数の有効利用、端末の低廉化を通じて利用者の利益を増大させる大きなメリットがある。今後の審議、審査にあたって最も重要視されなければならない事項と考えられる。</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>放送に複数方式を認める事は、事業者間の競争が過度なネットワーク整備や顧客囲い込みに向かい、サービスやコンテンツの開発や競争が劣後するおそれがある。また、周辺産業事業者の開発も、資源を集中できず、リソースが分散されるなど支障をきたすことも心配され、新しいメディア誕生による経済波及効果が十分に得られないことにもなりかねないと考えられる。</p> <p style="text-align: center;">【マルチメディア放送企画】</p>	
5-50				<p>放送方式を複数で運用する国は皆無であることから、我が国においても早期に一つの方式に統一すべきであり、免許審査の過程においても特に留意されるべき事項である。</p> <p>提案されている技術方式には、基本的に優劣が無いとされているものの、日本の放送のデジタル化の筋道を考えれば、メディア横断的に共通技術が使えること、一つの端末でワンセグやブロック向け放送など多様なサービスが受けられること、放送送出、コンテンツ制作、端末の低廉化などを勘案した検討が必要である。</p> <p style="text-align: center;">【ISDB-Tマルチメディアフォーラム】</p>	
5-51				<p>「(注1)～(略)～ V-LOWに対応するアンテナを内蔵することは困難とされているため、「全国向け放送」と「地方ブロック向け放送」を一つの携帯電話端末で受信できるようにすることは難しいが、～」とありますが、①V-LOWとV-HIGHの周波数差(100MHz程度)では、アンテナ内蔵の技術的課題は然程の差がなく、②内蔵アンテナは外部アンテナ(端末外側のホイップアンテナ等)に比べて10dB程度感度が落ち現時点ではV-HIGHにおいても内蔵アンテナの実現は困難であることから、この記載は客観的事実に欠けております。V-HIGHが、今後の技術開発により内蔵可能となるのと同様にV-LOWでも技術開発による内蔵化の可能性がります。また、現時点でも内蔵以外のアンテナによる受信は十分可能なため、両バンドの受信が困難との記述は不適切と考えます。従って、「注1)全体</p>	<p>ご指摘の記述は、第3章の2(3)の注のとおり、ヒアリングの結果による事実関係を記述している部分であることから、修正は不要と考えます。</p> <p>なお、懇談会としては、今後の技術革新により携帯電話端末でV-LOWの放送の受信が可能となることを否定するものではなく、逆にそのようになることを期待しています。</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				を削除いただきたく提案します。 【エフエム東京】	
5-52				「(注1)～(略)～V-LOWに対応するアンテナを内蔵することは困難とされているため、「全国向け放送」と「地方ブロック向け放送」を一つの携帯電話端末で受信できるようにすることは難しいが、～」とありますが、①V-LOWとV-HIGHの周波数差(100MHz程度)では、アンテナ内蔵の技術的課題は然程の差がなく、②内蔵アンテナは外部アンテナ(端末外側のホイップアンテナ等)に比べて10dB程度感度が落ち現時点ではV-HIGHにおいても内蔵アンテナの実現は困難であることから、この記載は客観的事実に欠けております。V-HIGHが、今後の技術開発により内蔵可能となるのと同様にV-LOWでも技術開発による内蔵化の可能性があります。また、現時点でも内蔵以外のアンテナによる受信は十分可能なため、両バンドの受信が困難との記述は不適切と考えます。従って、「注1)全体を削除いただきたく提案します。 【マルチメディア放送ビジネスフォーラム】	
5-53				(注2)「こうした考え方に対し、・・・ロイヤルティ(特許の使用料)負担等により費用は高くなる。」という記述は、少なくともMediaFLOについては、その搭載によりロイヤリティ負担が生じるように読め、不正確かつミスリーディングである。この点はヒアリングを受けたクアルコム社より再三にわたり強調して懇談会に説明が行われている。 また、ワンチップ化は端末のマーケットを国内のみから世界へと広げることを可能とし、生産工程のスケールメリットによりむしろ製造費用の低下を招くとも考えられる。よって正確を期すため、以下のように修正されたい。 「・・・ロイヤルティ(特許権等の使用料)負担等により費用は高くなるという見方もある(ただしMediaFLOについては、これを搭載することによる追加のロイヤルティ負担はない)。一方、ワンチップ化は市場	ご指摘の記述は、「MediaFLOについてその搭載によりロイヤリティ負担が生じる」と記載しているものではなく、ヒアリングの結果による事実関係を記述している部分であることから、修正は不要と考えます。 今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>を世界に広げることにより、生産工程のスケールメリットによる価格低下につながるとの見方もある。」</p> <p style="text-align: right;">【クアルコム・ジャパン】</p>	
5-54				<p>(注2) の一つめのブレット「一般に技術方式ごとに必要となる・・・ロイヤルティ負担が必要であることは変わりがないほか、」という部分は、あたかもワンチップ化を行うと、そのために何らかのロイヤルティ負担が生じるように読め、不正確かつミスリーディングである。正確を期すため、文末を以下のように修正されたい。「・・・(いわゆるワンチップ化) が実現したとしても、各技術方式に対応するロイヤルティ負担が必要であることは変わりがない (ただしMedia FLOについては、これを搭載することによる追加のロイヤルティ負担はない) ほか、」なお、この点はヒアリングを受けたクアルコム社より再三にわたり強調して懇談会に説明が行われている。</p> <p style="text-align: right;">【クアルコム・ジャパン】</p>	
5-55				<p>「いわゆるワンチップ化」によってロイヤリティの負担が増加し、あるいは追加ロイヤリティの徴収があると考えるのは誤りである。多くの専門家は、マルチメディア放送の主要な受信端末は携帯電話となり、このようなチップは携帯電話端末の標準装備の一部となると考えている。</p> <p style="text-align: right;">【Big Picture International】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書(案) に対する参考意見として承ります。</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
5-56				<p>(注3)「こうした考え方に対し、技術方式の間に著しい差異がないとすれば・・・という意見もある。」という記述は、確かにそのような意見が1名の委員より表明されたことは事実であるが、技術方式の間には実際に顕著な差があるという意味で、その意見の内容が誤りである。技術方式間の差は様々であるが、もっとも大きな点は以下の二つ：①ISDB-T系のマルチメディア放送技術であるISDB-Tmmはまだ実用化段階にない一方、MediaFLOやDVB-Hは既に商用化されている。この発展段階の時間的差異が埋まる積極的理由は現在特になく、ISDB-Tmmが商用化された段階では、MediaFLOやDVB-Hはさらに進化している可能性が高い。この意味で、「現在のMediaFLO/DVB-H」と「将来商用化されたあかつきのISDB-Tmm」を同列に比較するのはおかしい。②ワンセグは毎秒15フレームの画質で13チャンネルだが、MediaFLOは毎秒最大30フレームと、倍の画質で、22チャンネル(番組)を擁することが可能である(ワンセグと同様のISDB-Tmmは、未開発であるためチャンネル数不明)。よって、(注4)として、以下を追加されたい。</p> <p>(注4)一方、以下のような理由から技術方式間の差は大きいとの考え方もある。①商用段階にあるMediaFLO、DVB-Hと異なりISDB-Tmmは実用段階にすらなく、発展スピードの時間的差異が大きい、②チャンネル数については、ISDB-T(ワンセグ)は毎秒15フレームの画質で13チャンネルであるところ、MediaFLOは毎秒最大30フレームと、倍の画質でありながらチャンネル数も22チャンネルと約1.7倍の番組数を確保することが可能である。</p> <p style="text-align: right;">【クアルコム・ジャパン】</p>	<p>ご指摘の記述は、一つの意見として、「技術方式の間に著しい差異がないとすれば」と仮定形で記載している部分であり、修正は不要と考えます。</p> <p>ご指摘は、今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。</p>
5-57				<p>4つ目の段落「他方、現在検討対象となっている技術方式については、基本的に技術的な優劣はなく、これにより実現できる放送に差はないと考えられ」という記述は誤りである。技術方式間の差は様々であるが、もっとも大きな点は以下の二つ：①ISDB-T系のマルチメディア放送技術であ</p>	<p>本懇談会では技術的な検証により技術方式間の比較を行ったものではありませんが、参考資料5-4にあるように、主要な</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>る ISDB-Tmm はまだ実用化段階にない一方、MediaFLO や DVB-H は既に商用化されている。この発展段階の時間的差異が埋まる積極的理由は現在特になく、ISDB-Tmm が商用化された段階では、MediaFLO や DVB-H はさらに進化している可能性が高い。この意味で、「現在の MediaFLO/DVB-H」と「将来商用化されたあかつきの ISDB-Tmm」を同列に比較するのはおかしい。②ワンセグは毎秒15フレームの画質で13チャンネルだが、MediaFLO は毎秒最大30フレームと、倍の画質で、22チャンネル(番組)を擁することが可能である(ワンセグと同様の ISDB-Tmm は、未開発であるためチャンネル数不明)。さらに、携帯端末向けマルチメディア放送の分野は技術革新が非常に早く、これが商用化される 2011 年の技術状況を現時点で予測することはそもそも時期尚早である。よって、同部分を削除し、同段落を以下のように変更されたい。「他方、上記(2)のとおり、諸外国でも基本的に複数方式を導入している例は少ない等の事情もある。」</p> <p style="text-align: right;">【クアルコム・ジャパン】</p>	<p>スペックを比較した結果、「基本的に技術的な優劣はなく」と考えたものです。したがって、修正は必要ないものと考えます。</p>
5-58				<p>既に商用展開している MediaFLO と DVB-H が、ISDB-Tmm との間で著しい差異がないと考えるのは誤りである。</p> <p style="text-align: right;">【Big Picture International】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。</p>
5-59				<p>「現在検討対象となっている技術方式」の例として、(注)において、ISDB-T「系」となっているのは、ISDB-T(ワンセグ)、ISDB-Tsb、ISDB-Tmmのいずれを指すのかが不明である。</p> <p>よって、(注)においては、検討対象となっている技術の名称を具体的に記述されたい。</p> <p style="text-align: right;">【クアルコム・ジャパン】</p>	<p>現時点において第1章の2にあるように、ISDB-Tsb、同mmが考えられますが、当該章との関係等で明確であることから、修正は必要ないものと考えます。</p>
5-60				<p>マルチメディア放送の定義として、従来のような放送の形態等に応じた</p>	<p>現在の技術基準を前提とすれ</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>規定をやめ、事業者の創意工夫に最大限に配慮した柔軟な定義とする姿勢は、非常に正しい発想であり、大いに賛同できるところである。ただし、これを真に実現するには、放送方式を1にするか複数にするか、といった伝送レイヤでの方式議論以上に、コンテンツ製作者にとってハードルの低い(コストが低く自由度が高い)製作環境を実現するためのコンテンツ方式のあり方や、従来の放送で言われてきた放送の一意性からの脱却、例えば受信デバイス能力に応じた表示の自由度、といった新しい発想を許容するのか、といったコンテンツ面での議論が十分に尽くされなくてはならない。</p> <p>これについて我々は、既にネットの世界で実現されているIPをベースとした様々なコンテンツ技術(例えばFlashやhtmlなど)を放送に持ち込むことで、従来の発想に囚われない世界に先進性をアピールできるマルチメディア放送の実現が可能であると確信しており、そのためのベースとなる「データ放送のIP化(IPデータキャストと呼ぶ)」はマルチメディア放送にとって必須条件であると考えている。また、このデータ放送のIP化は、どのような放送方式が選択されようと(複数方式が並立しよう)、いずれの方式の上であっても実現可能な技術であり、また放送方式に依存しないコンテンツ流通環境を構築するという意味合いも有している。最終的にはネットとの製作面での共通化が図られ、コンテンツ制作のコストダウンや相互流通の促進、さらにはコンテンツ製作者の参入の自由度拡大や受信デバイスのコストダウンなど、中長期的な観点での産業面への貢献も非常に大きなものがあると考えられる。</p> <p>については、如何なる放送方式が選択されようとも、マルチメディア放送の実現に向けて、データ放送のIP化(IPデータキャスト)の導入を、技術要件のひとつとして採用いただくことを強く要望する次第である。</p> <p>また、慶應義塾大学では、過去においてIPデータキャストの実証実験や各種調査活動などに積極的に取り組んできた蓄積があり、こうした技術ノウハウの蓄積を積極的に公開していく準備もあることを申し添えておくこと</p>	<p>ば、マルチメディア放送についてのデータ放送のIP化(IPデータキャスト)の導入は、事業者による技術規格の問題であり、懇談会での検討がそれを阻害するものではありません。</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				としたい 【中村修（慶應義塾大学環境情報学部教授）】【一部再掲】	
5-61				最後の行の冒頭に挿入 「社会的コストと利用者負担の軽減を重視し」 【東京都地域婦人団体連盟】	ご指摘のとおりであると考えていますが、その趣旨は「受信端末の一層の普及による利用者利益の確保」に反映されていることから、修正は必要ないものと考えます。
5-62	2	国内規格の決め方	44～45	国内規格の定め方に当たっては、他のメディアサービスとシームレスな利用を確保することも重要である。また、端末の裾野の広がりを考慮した技術規格が求められる。記載された他の要件は全て妥当と考えられ、どれ一つ欠けてはならぬものとする。 【スカイパーフェクト・コミュニケーションズ】	今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。
5-63				国内規格の定め方に当たっては、他のメディアサービスとシームレスな利用を確保することも重要である。 また、端末の裾野の広がりを考慮した技術規格が求められる。 他の要件は全て妥当と考えられ、どれ一つ欠けてはならぬものとする。 また、「わが国の ICT 産業の国際競争力の強化に資すること」という意見は妥当であり、国内メーカーが、特許など知的財産を多く所有する方式を優先的に採用すべきである。 放送方式はその国、地域に特有のものであり、言語やコンテンツが違う放送は通信と違って端末の国際的な共通性はそれほど重要な事項ではない。 【ISDB-Tマルチメディアフォーラム】	
5-64				国内規格の定め方に当たっては、他のメディアサービスとシームレスな利用を確保することも重要である。また、端末の裾野の広がりを考慮した技術規格が求められる。記載された他の要件は全て妥当と考えられ、どれ	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>一つ欠けてはならぬものとする。</p> <p>また、「わが国の ICT 産業の国際競争力の強化に資すること」という意見は妥当であり、規格化にあたり、国内メーカーが特許など知的財産を多く所有する方式である ISDB-T系が優先されることは、「産業の振興」にも資することになると思われる。</p> <p>放送方式はその国、地域に特有のものであり、言語やコンテンツが違う放送は、通信と違って端末の国際的な共通性はそれほど重要な事項ではないと考えられる。</p> <p style="text-align: right;">【マルチメディア放送企画】</p>	
5-65				<p>情報通信審議会に検討を委ねる事に異論は無いが、あくまで「1つの国内規格の決定」を前提として、①～④の条件を元にどの技術方式にするかを審議すべきである。又、他メディアとのシームレスな利用を確保することも重要な要素である。尚、複数の技術方式を容認する事は、既に③ア、④に合致せず、又③イ・ウもその進展を鈍化させている事と考える。</p> <p style="text-align: right;">【伊藤忠商事】</p>	
5-66				<p>V-LOW と V-HIGH の両方式については、方式の整合性に重点を置くのではなく、お客様のニーズに最も適した技術方式が選択されるべきであると思われま。また、携帯電話端末メーカーとしましては、消費電力が大きいことによる視聴時間の短さや良好に視聴できるエリアの狭さなど、現状での課題を克服できる方式を選択し、お客様の利便性を改善することによって端末そのものの魅力を向上させ、端末の普及を促進したいと考えます。従いまして、端末普及の観点からは両方式の整合性を確保する必要はないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【京セラ】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
5-67				<p>（編注：「利用者の利益の確保」等に関係して、次により受信端末の1層の普及が実現するとの考え方がある。</p> <p>ー 携帯電話端末へのコストインパクトができる限り軽減できること。</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>－ V-L O WとV-H I G Hの技術方式の整合性が確保されること。」 という記述について)</p> <p>1 項目目の「コストを軽減」することで、受信端末の一層の普及が実現する可能性があることは賛成いたします。</p> <p>2 項目目の「V-LOW と V-HIGH の技術方式の整合性が確保されること」は受信端末の一層の普及が実現することに寄与することにはならないと思います。利用者利益は提供されるサービスによって得られるものであり、V-LOW と V-HIGH の技術方式の整合性の確保が必要な要件ではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ニューポート・メディア】</p>	
5-68				<p>市場競争環境下における一競争要因としてコストがありますが、コストはグローバルな市場規模、技術的实现可能性、性能等いろいろな要素が関係しますので、ロイヤリティの面のみを殊更取り上げる必要はないと考えます。</p> <p>また、携帯端末向けマルチメディア放送の受信端末の普及に最も重要なのは、お客様のニーズに合ったサービスが提供されることであり、端末提供者は異なる技術方式であっても、お客様のニーズがあれば、基本的にはこれに応えるべく対応すると思われるため、V-L O WとV-H I G Hの技術方式の整合性は必ずしも重要ではないと考えます。</p> <p>なお、比較審査の項目としては、周波数効率（同一周波数幅での同時送信チャンネル数）や技術的完成度、エリア整備の考え方、投資額、端末普及計画などを検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【メディアフロージャパン企画】</p>	<p>国内規格の決定については、利用者の費用負担は一つの指標となるものと考えており、「ロイヤリティ負担」は一つの例として掲げているものです。</p> <p>その他の点については、今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
5-69				<p>第5章1(3)において、国内規格を統一する根拠は、受信端末を低廉化し利用者利益に資することとの見解について懇談会は議論しています。しかし、低価格の受信端末を押し進める政策が、必ずしも、高いお金を払ってでも、より先端の技術やサービスを得たいという消費者の利益につながるとは言えません。またそのような政策は、技術の選択肢の多様性からも利益を得ることができないでしょう。更に、製造者が市場の需要を満たそうと取り組む前に、受信端末のコストを予測することは投機的な予測のように思われます。また、懇談会は、受信端末が高額となる主な理由は、「ロイヤルティの負担」(特許権等の使用料)としています。しかし、一方で、世界で通用する技術がより優れたスケールメリットを享受することも議論することができるでしょう。米国政府は、この点について政府が配慮することが適切と考えられることを問題視します。周波数帯での混信が問題とならない限り、ロイヤルティの支払いが必要となる国際標準を採用するかどうかは、完全にビジネス上の判断とすべきです。第5章2において、懇談会は、マルチメディア放送サービスの規格を定めるにあたり、勘案すべき5つの要素の1つとして、総務省が「低廉」な(送信ネットワークおよび受信端末)を採用することを提言しています。米国政府は懇談会がこの不適切な提言を削除することを求めます。</p> <p style="text-align: right;">【在京米国大使館】</p>	<p>国内規格の決定について「費用が低廉であること」を勘案要素の1つとすることは適切と考えます。その要素を他の勘案要素との関係でどの程度重視するかについては、今後の検討課題と考えています。</p> <p>報告書(案)では、「「全国向け放送」について、事業者から複数の技術方式の規格化について希望が出された場合には、(略)基本的にはそれらのすべての技術方式を国内規格とすることを検討することが適当である。」と提言しております。</p> <p>ご指摘は、今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。</p>
5-70				<p>第5章2(注1)において、日本のICT推進者が、海外で日本の技術方式を普及させ、日本の国際競争力を強化したいと公言していることを懇談会は認識しています。この目的を達成するための方法として、マルチメディア放送向けの唯一の国内規格としてISDB-Tを採用するよう提唱する人たちがいます。米国政府は、他国においても同様な偏見があることを否定しません。しかし、そのような戦略はイノベーションを阻害し、そして、おそらく日本に最大に利益をもたらさないでしょう。更に、その他の国際標準を採用するという選択肢を否定してまでも、国内規格を採用するため</p>	<p>ご指摘の部分は、「国際競争力の強化」についての複数の考え方を示している部分であり、「国内規格の定め方」について、そのいずれかのみ立場に立って提言しているものではありません。</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>には、確固たる技術的根拠が必要です。そうでなければ、周波数帯の割当の際に最も一般的に適用される解釈である「客観性」を確保することはできないでしょう。</p> <p style="text-align: right;">【在京米国大使館】</p>	
5-71				<p>①及び②は当然であるが、過去の携帯電話方式の事例からも慎重であつて、且つ大胆なる判断も必要かと想定されるが、是非サービス・ニーズの多様性、利用者の利便性、そして事業運営の自由度を一番に、そしてこれらに如何に柔軟に、低廉に、国際協調も図れる方式規格化とすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人等（藤原功三）】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
5-72				<p>マルチメディア放送サービスの国内規格の検討にあたっては、 「情報通信審議会情報通信技術分科会 電波有効利用方策委員会報告書概要」（平成 19 年 6 月 27 日）に示す 「第 5 章 VHF/UHF 帯の電波の有効利用のための技術的条件 5.3 VHF 帯の電波の有効利用のための技術的条件」の規定事項を反映する形で検討されることを希望する。 すなわち、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・170-222MHz における「自営通信」と「放送」の境界領域については、GB として 5MHz 幅を想定し、相互の領域における相手からの被干渉電力は環境雑音レベル程度 ・上記条件下において、それぞれ境界から最大 2.5MHz 幅まで使用可能 <p>の条件を満たす形で策定すべき。</p> <p style="text-align: right;">【情報通信研究機構】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
5-73				<p>6. ARIB で標準規格をガチガチに決めるのは、新しいサービスの開発を阻害する要素が含まれることでもあります。ARIB がある故に、テレビやラジオは、今日の十年一日の如き停滞を招いた部分も否めません。規格を</p>	<p>ARIB における検討は民間事業者による任意のものであり、その活動は自由であるべき</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>決める範囲は可能な限り限定し、多くの部分を事業者の自主規格に任せる制度とすべきです。ARIBは民間の規格ではありますが、そういう制限自体を許してはいけない規律を、行政が確立すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【個人等（匿名）】</p>	と考えます。
5-74		(全般)		<p>「第5章 技術方式の在り方」において、国際規格との一致性や何種類の技術方式を認めるか等について詳細な議論が行われている。これに関連して、本意見書は、国際的に利用されている技術方式を採用すべきであると主張するものである。</p> <p>携帯電話サービスにおいて国際ローミングはすでに必須となっている。利用者が「日本国内で使っている携帯電話を海外でも用いたい」という強いニーズを持っているためである。「日本国内と同じようにメールを送受信したい」「日本国内と同じようにウェブをブラウジングしたい」というように、利用者の要求に限りはない。それと同じように「母国で使っている携帯電話を日本でも用いたい」「母国と同じように日本国内でもメールやウェブを利用したい」というニーズを外国人（旅行者や居住者）は持っている。</p> <p>今後ますます国際ローミングの必要性は高まっていく。携帯端末向けマルチメディア放送サービスについても、将来的には「日本と同じように利用したい」という要求が出てくるに違いない。また日本を訪問する外国人にとっても「母国と同じように携帯端末向けマルチメディア放送サービスを利用したい」というニーズが生まれてくる¹。</p> <p>これらのニーズに応えていくためには、わが国で採用する携帯端末向けマルチメディア放送サービスのための技術方式は「国際的に利用されている」方式を採用すべきである。国際標準化団体で認められているかも重要であるが、利用されているかのほうがより重要である。利用できる地域に限られれば、利用者の国際ローミングニーズに応えるのはむずかしいからである。</p> <p>第三代携帯電話が世界に普及する間に自然にローミングが実現してい</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>くだろうという楽観論が第三世代標準化の時期にあった。しかし実際には GSM 方式が依然として世界の主流である。GSM 方式が国際的に広く利用されているからこそ、国内の携帯電話事業者は GSM 方式もサポートする端末を発売し、世界各国の同業者とローミング契約を結ぶにいたっている。</p> <p>この技術方式は国際的に利用されている方式であると認めるのはだれか。本意見書の提出者は、それは市場に委ねるべきだと主張する。携帯電話事業者は市場の動向をにらみつつ技術方式を決定する。個々の利用者は各自のニーズに基づいてどの技術方式の携帯端末向けマルチメディア放送サービス（つまり、どの携帯電話事業者のサービス）を利用するかを決める。その集合的な結果として、市場で主流となる技術方式が定まっていくというのが自然の姿と考える。</p> <p>電波は希少資源であり有効利用を図るべきである。本意見書の提出者は、この思想の元で展開される電波政策に賛成する。この有効利用は、携帯端末向けマルチメディア放送サービスの場合には、その携帯端末が市場で受け入れられてはじめて実現する。逆に、新しい放送サービスを始めてもそれを受信する利用者がいなければ、有効利用したとはいえない。政府（審議会）が一技術方式を先見的に選択しても、それが市場で受け入れられなければ、選択は失敗だったと批判されるだろう。しかし報告書（案）にもあるように、携帯端末向けマルチメディア放送サービスの場合には、複数の技術方式が市場で並存し競争していくことについて支障は少ない。今、一技術方式を先見的に選択する理由は乏しいのだ。</p> <p>以上に説明してきたように、利用者が持つ国際ローミングのニーズを重視し、国際的に利用されている技術方式が採用されるように、技術方式の選択については自由度を残すべきであると、本意見書は主張するものである²。</p> <p>1 携帯端末向けマルチメディア放送サービスでは、技術的に放送可能なチャンネル数が</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>多く取れるので、外国人向けのチャンネルを設けることについても支障が少ない。災害時に緊急外国語放送として利用できるなどの可能性もあり、外国人のニーズについても真剣に検討すべきである。</p> <p>2 「標準を制したものが市場を制する」のではなく「市場を制したものが標準と呼ばれる」のだということについては、拙書『標準化戦争への理論武装』（税務経理協会、2007年）で詳しく説明したので参照されたい。</p> <p style="text-align: right;">【山田肇（東洋大学経済学部教授）】</p>	

6. 「第6章 今後のスケジュール」に対する意見

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
6-1	1	全体	46	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2011年以降の早期サービス開始には、2011年以前の技術規格策定が必須であり、併せて、2011年までの「デジタルラジオ」受信者が、スムーズに「マルチメディア放送」を受信できるような配慮も必要と考える。 ・ 東京、大阪で実施している実用化試験放送の受信者保護のため、2011年7月から本放送の開始が可能となるよう、早期の制度整備が望ましい。 ・ なお、制度整備その他に事情により本放送開始時期が延びるようであれば、それに応じ、7chの実用化試験放送の期間を延長するなど、受信者保護に十分配慮した施策を望む。 <p style="text-align: right;">【デジタルラジオ推進協会】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。</p>
6-2				<p>8. 今後のスケジュールについて</p> <p>実サービスの開始に向けた準備期間を考慮すると、サービス提供事業者の決定を早めることが適切であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本民間放送連盟】</p>	<p>ご指摘のとおり、できる限り早いことが望まれるものであり、今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。</p> <p>なお、記述しているスケジュール案は、制度的・技術的検討の期間について、可能な限り短縮して提示しているものです。</p>
6-3				<p>「地方ブロック向け放送」の周波数の割当方法については、参入希望事業者の意見を尊重し、地域間格差や不公平感が大きくなるよう配慮しつつ、早急にその区分わけ・それぞれの地方ブロックごとのチャンネル利用条件(予備用のチャンネルを含む)を、決定する機関(国、放送事業者、学識経験者などで構成された組織)を立ち上げるなどして、2011年7月からの本放送開始が可能となるよう早期の対応を希望します。</p>	<p>ご指摘のとおり、できる限り早いことが望まれるものであり、今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				【朝日放送】	
6-4				V-Low帯での本放送開始にあたっては、現在、東京・大阪においてVHF7chで行っているデジタルラジオ実用化試験放送のユーザーの混乱を招くことなく、速やかに移行できるように制度整備、周波数利用計画の策定を行っていただくことを要望します。	ご指摘のとおり、できる限り早いことが望まれるものであり、今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。
6-5			サービス提供事業者の確定を大幅に早め、その事業者間で、技術面・標準規格などの策定を行うべきである。	【毎日放送】	
6-6			事業者の確定を出来る限り早め、その事業者による技術基準、標準規格の策定が行われることを希望します。	【エフエム大阪】	
6-7			懇談会における事業者のヒアリングでは、遅くともサービス開始の2年前には、サービス提供事業者、サービス内容、技術方式等が全て決定されていることを希望する旨の意見が提出されている。端末メーカーにおける端末開発のリードタイムを確保するために、サービスを提供する事業者の確定を2010年半ばとするのではなく、可能な限りスケジュールを前倒ししていただきたい。	【エフエム東京】	
6-8			制度面・技術面の十分な検討が必要であることは理解しますが、周波数の効率的利用の観点からも、可能な限り早期（2009年度中）に事業者選定を行って頂くことを希望します。特に我が国のICT競争力確保の観点でも、他国のサービス導入に出遅れることは望ましくないと考えます。	【クアルコム・ジャパン】	
				【メディアフロージャパン企画】	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
6-9				<p>本報告書（案）47頁にある今後のスケジュール線表によると2011年7月以降に『本格的サービス開始』とされており、2011年7月時点で部分的なサービス開始を可能とすることを前提としているように読み取れますが、この場合、事業者決定からサービス開始まで、1年程度の期間となります。しかしながら、携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会ヒアリングにおいても、複数の事業者が事業者決定からサービス開始までに2年の期間が必要であるとコメントしたことを重視し、事業者決定時期を見直すべきであると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【モバイルメディア企画】</p>	
6-10				<p>2010年半ばにサービス提供事業者が確定し、そのサービス提供事業者によって技術方式が選択されることとなれば、2011年7月以降のサービス開始までに1年強の日程となります。携帯電話端末メーカーとして新規の技術方式を商用化するためには、多くの開発費用と検討期間を必要とします。1年強という短期間で端末を開発することはできないため、サービス業者確定前に何れかの技術方式に特化して開発を行うこととなり、大きなリスクを抱えることとなります。携帯端末向けマルチメディア放送サービスの早期導入のためには、サービス提供業者の確定時期をできる限り早期に実施する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【京セラ】</p>	
6-11				<p>（編注：「日本で採用すべき技術方式の決定をできる限り早くする必要があり」という記述について）賛成いたします。国際競争力確保の観点から、携帯端末向けマルチメディア放送サービスが可能な限り早期に導入されることが望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ニューポート・メディア】</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
6-12				<p>他国では既に同様のサービスが開始されており、実用段階の技術方式も存在します。</p> <p>日本の国際競争力確保の観点からも、本サービスが可能な限り早期に導入されることが望ましいと考えます。</p> <p>【ローデ・シュワルツ・ジャパン】</p>	
6-13				<p>2011年7月以降速やかにマルチメディア放送が開始できるよう、サービス事業者の確定は2010年半ばではなく、ビジネス的あるいは技術的な準備調整期間を考慮し、可能な限り早めるべきと考えます。</p> <p>【伊藤忠テクノソリューションズ】</p>	
6-14				<p>関係法令との整合性の検討や制度整備等の為にある程度の時間を有する事は理解するが、2010年半ばの事業者選定となると、2011年のサービス開始までの準備期間が1年に満たない事を意味する。選定前に先行負担できる範囲は限られており、可能な限り前倒して進めて戴く事を強く希望する。</p> <p>【伊藤忠商事】</p>	
6-15	3	技術面	46～ 47	<p>制度整備、技術検討や機器開発期間などを考慮すると、サービス開始までのスケジュールはかなり厳しいものであることが推察される。</p> <p>【アール・エフ・ラジオ日本】</p>	
6-16				<p>受信機の開発・製造・発売には、制度整備に加え ARIB 標準規格や運用規程が整備されてから18カ月を要するというのが一般的であります。したがって、報告書に示されたスケジュールでは2011年7月の(試験)放送開始時に受信機が発売されるには時間的猶予が少なすぎると思われます。したがって、情報通信審議会での検討において、技術方式の確定が容易な分野においては暫時答申していくことを考慮すべきであると考えます。</p> <p>【栃木放送】</p>	
6-17				<p>技術面について、早急に国内規格とする技術方式の公募等を行い、2008年中に技術的検討を開始し、2009年中に関係省令を定めること、それと並行して ARIB において標準規格や運用規定の早期とりまとめが行われること</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>に賛成致します。2011年以降から本格的サービス開始を実現するためには、関連機器の設計および評価期間が必要であり、その観点からも早期の制度整備が有効であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【マスプロ電工】</p>	
6-18				<p>標準規格（STD）や運用規定（TR）の検討には、2003年以来およそ5年間にわたり実績を積み重ねてきている「デジタルラジオ」実用化試験放送の蓄積、ノウハウ等も十分活用すべきだと考える。</p> <p style="text-align: right;">【デジタルラジオ推進協会】</p>	<p>ARIBにおける検討に関しては、事業者間で決定すべきものであると考えます。</p>
6-19			<p>ARIB運用規定（TR）などの検討については、例えばデジタルラジオ推進協会（DRP）を検討主体とするなどして対応していく必要があるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【アール・エフ・ラジオ日本】</p>		
6-20			<p>また、免許を受ける事業者が確定する前に運用規定（TR）の検討開始をすることが有効とあるが、その検討主体となる枠組みについては、例えば公益法人であるデジタルラジオ推進協会とするなど明確にしていく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【栃木放送】</p>		
6-21			<p>サービス開始に向けた準備期間を考慮すると、サービス事業者の決定を早めることが適切である。また免許事業者が確定する以前に運用規程の検討が開始されることに賛成するが、その検討に当たっては、例えば公益法人であるデジタルラジオ推進協会を主体とするなど、検討母体を明確化する必要があると考える。</p> <p style="text-align: right;">【ニッポン放送】</p>		
6-22			<p>（編注：「運用規定については、一般的には免許等を受ける者の確定後に検討が開始されるが、マルチメディア放送の早期の開始のためには、その確定前に検討を開始する事が有効である。」という記述について）という項に賛同します。運用規定はARIBの著作物ではあるものの、検討は各放送</p>		

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>事業者団体が関連団体と共に検討するものです。当フォーラムも、放送事業者、コンテンツプロバイダ、受信機メーカー、携帯キャリア、自動車メーカー、などのべ120社が参加しており、誰でも入会出来るオープンな組織です。当フォーラムが提唱する「ISDB-Tsb 3セグメント方式」を軸とした運用規定の検討を早期に着手いたします。</p> <p style="text-align: center;">【マルチメディア放送ビジネスフォーラム】</p>	

7. 全体に対する意見

No	項	項 目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
7-1				<p>報告書案に示された、「マルチメディア放送」を広く国民が享受しうる「放送」サービスとして位置づけるとともに、できる限り事業者の創意工夫を生かす制度設計をめざすとの方向性は適切である。</p> <p style="text-align: right;">【静岡放送】</p>	<p>基本的に、今般の意見募集に係る報告書（案）に対する賛成意見と考えます。</p>
7-2			<p>今回の報告書（案）について、地方ブロック向けデジタルラジオ放送への参入を希望している当社は基本的に賛成である。</p> <p style="text-align: right;">【中国放送】</p>		
7-3			<p>放送業界が実現に向けて取り組んでいるデジタル放送についてマルチメディア放送の一形態として周波数割り当てを含め具体的に記述されたことを評価し、既存ラジオ局のノウハウの活用等を上げている点など、賛同できる内容となっている。</p> <p style="text-align: right;">【東海ラジオ放送】</p>		
7-4			<p>報告書（案）については、特に異論はありません。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>		
7-5			<p>報告書案の内容について、開催直後からパブリックコメントを行うなど多角的な視点から捉えられており基本的には賛成である。</p> <p style="text-align: right;">【ZIP-FM】</p>		
7-6			<p>この度の懇談会報告書案は、放送や通信など関係する方面の様々な提案や意見が幅広く取り入れられ、また、跡地の有効利用策として、事業者の創意工夫が最大限に生かされることが一貫して述べられており、概ね適切であると思われます。</p> <p style="text-align: right;">【マルチメディア放送企画】</p>		
7-7			<p>携帯端末向けマルチメディア放送サービスは、国民の新たな情報ニーズに応える新たなメディアとして、今後普及、発展が期待されております。本報告書は、当該サービスが急速な技術革新や流動的な事業環境下で実現</p>		

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>されることを考慮し、事業運営上の自由度の確保や競争環境の整備等、これまでにない柔軟な制度整備について提言されており、非常に意義深いものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【メディアフロージャパン企画】</p>	
7-8				<p>マルチメディア放送の実現に向けて、携帯電話端末メーカーとしてお客様へ新たな価値を提供する環境づくりができるものと期待しております。本報告書では、複数の技術方式を国内規格とすることや競争環境の整備に配慮されており、基本的に賛成致します。</p> <p style="text-align: right;">【京セラ】</p>	
7-9				<p>本報告書は、事業運営上の自由確保や競争環境の整備、国際競争力の増進、利用者のニーズに基づいた新サービスの提供に配慮されており、基本的に賛成いたします。</p> <p style="text-align: right;">【ニューポート・メディア】</p>	
7-10				<p>携帯端末向けマルチメディア放送は、放送と通信の融合により、今までに無い新しいビジネス分野の開拓が期待されます。但し、通信市場と同様に、技術革新が早く、ダイナミックに変化する事業環境を考えると、現時点で本サービスを予測することは大変難しいことと思います。事業者が、大きなリスクを背負いながら、新たなビジネスを創出し、ユーザ・ニーズに即したサービスを迅速に提供し続ける為には、事業者に対し、事業運営上の自由度があり、競争を促進するような制度、環境を提供することが重要だと考えます。</p> <p>本報告書は、携帯端末向けマルチメディア放送を、今までに無い新しいビジネス分野として位置付け、事業運営上の自由度を持たせ、競争環境の構築にも配慮されてものであり、基本的に賛成します。</p> <p style="text-align: right;">【ローデ・シュワルツ・ジャパン】</p>	
7-11				<p>携帯端末向けマルチメディア放送事業を成功させるためには、現在の放送事業の延長上にあるサービスに限定するのではなく、情報通信法案を考</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>慮しつつ、インフラ（ハード事業）からサービス（ソフト事業）まで健全な競争原理が働く形でのしくみ作りが必須であると考え、その点を踏まえて検討を進めていただくことを前提として、賛成いたします。</p> <p style="text-align: center;">【伊藤忠テクノソリューションズ】</p>	
7-12				<p>通信と放送が連携した携帯端末向けマルチメディア放送の実現は、携帯端末によって、いつでもどこでも多様なコンテンツを楽しむことが可能となるもので、お客様がこれまで体験したことのない放送サービスの提供や新たなビジネス分野の開拓が期待されます。このような背景を踏まえ、懇談会を開催し、お客様のニーズに立った競争環境の整備等、多角的な議論がなされ、事業者の選定にあたっては認定計画制度を参考とした新たな参入規律の仕組みや国民のニーズに適う放送対象地域の制度等の提言をとりまとめた「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等に関する在り方に関する懇談会報告書」（案）は、新たな放送サービスの道を開くものとして大変に意義あるものと考えます。</p> <p>携帯端末向けマルチメディア放送サービスは主に携帯電話のお客様を想定したサービスであることから、サービスの提供形態の在り方、エリア設計、周波数共用等を具体的に検討し、法制化するにあたっては、携帯電話を利用するお客様の利用シーンやニーズをも前提に整理を行う必要があると考えます。</p> <p>今後、携帯端末向けマルチメディア放送サービスの健全な発展、ひいてはコンテンツ分野をはじめとする新たなビジネス領域の拡大を推進するためには、変化の激しい市場のニーズを的確に把握し、本サービスの提供事業者が自らの創意工夫により新たなサービスを安定的に提供することが必要不可欠です。そのためには、自社のサービスに最も適した方式を自由に選択できる仕組み等、事業運営上の自由度の確保、及び複数のハード・ソフト事業者による競争環境の整備が重要と考えており、また、お客様の新たな放送サービスへの高まる期待に応えるためにも早期の制度整備を希望</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				いたします。 【KDDI】	
7-13				<p>【本件報告書の前提】</p> <p>弊社は、携帯端末向けマルチメディア放送について、以下の点を重視し、制度・参入・比較審査などの枠組みを決定していくべきであると考えます。</p> <p>(1) 競争の促進</p> <p>利用者の選択の幅を広げ、画期的な新サービスや新技術の導入を促すためには、既存事業者と新規事業者の力が拮抗して、真の競争が行われる状況を創り出していくことこそが望ましく、既得権者の力が自己増殖していくようなことがないよう、特別の配慮がなされるべきです。</p> <p>(具体的な例として、240MHzにもおよぶUHF帯を実質的にコントロールする立場にある既存の放送事業者が、VHF帯までにもプレゼンスを拡大しようとするのは、健全ではないと考えます。)</p> <p>(2) 世界的な視野</p> <p>国は「技術的中立性」を堅持し、国内外のあらゆる技術に対して門戸を開放すべきです。「技術方式の統一」は、世界が一つの技術にまとまるなら望ましいことですが、日本だけが統一をはかって、世界から孤立することはあってはなりません。世界が最終的に3-4の技術標準に集約されるなら、日本においてもこの3-4の技術標準が並列するのが望ましいと考えます。</p> <p>(「国産技術」と「国内における方式の統一」にこだわって、日本メーカーの国際競争力を著しく害する結果を招いた「第二世代携帯電話(PDC)の過ち」を再び繰り返してはなりません。)</p> <p>(3) 周波数の利用効率向上</p> <p>日本ではこれまで全ての放送をMFNでまかなってきており、SFNに対するチャレンジは十分になされておりましたが、周波数が逼迫する一方で、ロングテール分野までもカバーする「多チャンネルのニーズ」が拡大している現在、SFNによるサービスエリアの構築は必須であると</p>	今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>考えます。</p> <p>技術の優劣の査定においては、「ユーザーの利便性向上」と共に、「総合的な周波数利用効率（日本全国を通しての使用周波数あたりのコンテンツの総量）」が厳しく問われるべきは当然ですが、そうなると、周波数の利用効率を上げるための個々の技術と並んで、「SFNによるサービスエリアの構築」に高い評価が与えられるべきと考えます。</p> <p>（４）放送と通信の融合</p> <p>放送と通信の境界線にある、「視聴者特定」のサービスや「一斉ダウンロード+キャッシング」のサービスこそが、既存の放送と一線を画する「マルチメディア放送」の最大の眼目であると考えます。また、一方では、「携帯電話機」という共通のデバイスが、放送サービスと通信サービスをインテグレートして、ユーザーに多様なサービスをシームレスに提供することも重要な課題です。従って、事業計画や採用技術の優劣の査定においても、この点が重視されて然るべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【モバイルメディア企画】</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
7-14				<p>放送は公衆によって直接受信されることを目的とされるものですが、今回のマルチメディア放送は、本報告書（案）で定義されているように『放送しなければならない「形態等」を定めることなく、携帯端末での受信を前提として、「映像・音響・データ」、「リアルタイム・ダウンロード」といったサービスを自由に組み合わせることを可能とするよう定義づける』ことや、『マルチメディア放送は、その放送番組について、ニュースや音楽等のクリップ、地図等のデータ、ゲーム等のソフト等、通信による情報配信サービスと類似するものを放送することが想定され、その認証について、携帯電話端末を利用することが想定される等、携帯電話サービスとの強い関連性を有している』とされたように、従来の放送とは異なる放送と通信の中間的なサービスが存在すると考えます。</p> <p>よって、今後具体化するサービスイメージや利用者の捉え方等も踏まえつつ、現在行なわれている通信・放送法制全体の見直しの枠組みの中で検討を行なうことが適当であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【モバイルメディア企画】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する賛成意見と考えます。</p>
7-15				<p>希少資源である周波数帯の配分や割当は国家の主権の権利です。しかし、懇談会が当該報告書（案）に対する変更を検討し、総務省や電波監理審議会が当該懇談会の最終報告書の提言に配慮することを踏まえ、米国政府は、当該関係者が、自由市場の原理ならびに技術の中立性の原則を重んじ支持することを要望します。これらの原理原則が、イノベーションや周波数帯の有効利用を促進するのです。</p> <p style="text-align: right;">【在京米国大使館】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
7-16				<p>本報告書はユビキタス時代を迎え従来の受信固定の放送方式から、移動する携帯端末向けの新しいマルチメディア放送へと発展するものであり当該報告書のお考え方に賛同いたします。</p> <p>我国における放送にはラジオでは約 80 年、テレビでは約 55 年の歴史の中で制度、技術、運用等体制が築き上げられ大きな礎となっております。</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する賛成意見と考えます。</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>今回これらの上に、場合によれば新しい考え方をも合わせてこれらを基にマルチメディア放送の導入、普及、発展を願っております。</p> <p>当該放送はこれまでの家庭向け受信機固定形から、携帯端末向け移動体形のサービスにと大きく変化しており、これらの背景となるサービス形態、国民の安心、安全確保への役割等を円滑・効率的に果たすため利用者に喜ばれるサービスの提供を一番に、事業運営の自由度、国際的協調に留意しての制度、技術方式の整備が必要であるとする。</p> <p style="text-align: right;">【個人等（藤原功三）】</p>	
7-17				<p>アナログ放送の跡地としては 120MHz の帯域があるが、そのうち「放送」に割り当てられたのは 32.5MHz であり、しかもそれが「自営通信」により分断された結果、「全国向け放送」には 14.5MHz という決して広いとはいえない帯域幅の割り当てとなった。今後の制度設計にあたっては、マルチメディア放送が、「新たな放送の実現」として、参入を希望する事業者が既存の地上放送、衛星放送、ケーブル、あるいはインターネットに伍して事業性を確保できるよう、この少ない帯域幅を有効活用するため、事業者の創意工夫が最大限に生かされることを念頭において検討が行われるよう希望する。</p> <p style="text-align: right;">【スカイパーフェクト・コミュニケーションズ】</p>	
7-18				<p>アナログ放送の跡地としては 120MHz の帯域があるが、そのうち「放送」に割り当てられたのは 32.5MHz であり、しかもそれが「自営通信」により分断された結果、「全国向け放送」には 14.5MHz という決して広いとはいえない帯域幅の割り当てとなった。今後の制度設計にあたっては、マルチメディア放送が、「新たな放送の実現」として、参入を希望する事業者が既存の地上放送、衛星放送、ケーブル、あるいはインターネットに伍して事業性を確保できるよう、この少ない帯域幅を有効活用するため、事業者の創意工夫が最大限に生かされることを念頭において検討が行われるよう希望する。</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				【マルチメディア放送企画】	
7-19				<p>サービス事業者の確定にあたっては、その基準を審査前に明確にすべきと考えます。</p> <p>尚、次世代マルチメディア放送上でサービスを行う事業者（ソフト事業者は現在の放送事業者とは限らないと考えられるため）の意見（コンテンツ流通の視点）も取り入れる方が、次世代型にふさわしい放送ができると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【伊藤忠テクノソリューションズ】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>
7-20		総論		<p>報告書案に示された、「マルチメディア放送」を広く国民が享受しうる「放送」サービスとして位置づけるとともに、できるかぎり事業者の創意工夫を生かす制度設計を目指すとの方向性は、概ね適切であると考えます。</p> <p>放送業界が実現に向けて取り組んでいるデジタルラジオ放送について、マルチメディア放送の一形態として周波数割り当てを含め具体的に記述されたことを評価する。</p> <p>民放ラジオは半世紀を超える歴史のなかで、地域に根ざし、生活を豊かにする番組や情報を届けるとともに、非常災害時には安心・安全に資する放送を行い、地域メディアとして国民・聴取者から厚い信頼を得ていると自負している。マルチメディア放送においてデジタルラジオ放送が行われ、国民・聴取者のために民放ラジオ事業者がその経験と信頼を十分生かせるような制度を希望する。</p> <p style="text-align: right;">【日本民間放送連盟】</p>	<p>基本的に、今般の意見募集に係る報告書（案）に対する賛成意見と考えます。</p> <p>なお、マルチメディア放送は、新たな放送として制度化するものです。</p>
7-21				<p>音声メディアのデジタル化（デジタルラジオ）に参入を希望する弊社は、基本的には「懇談会報告書(案)」に賛成します。ただ、半世紀以上にわたるラジオ放送のノウハウを最大限に活用し、地域情報・地域サービスを従来以上に活性化させ、地域住民・聴取者の利益保護をはかる方向で、ラジオのデジタル化への道筋をより一層明確にする制度整備を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送】</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
7-22				<p>今回の報告書（案）に於いて、地域情報の重要性、又既存ラジオ局のノウハウの活用等を配慮し、V-L O Wを「地域ブロック向けデジタルラジオ放送」に割当てた事に対し評価したい。</p> <p style="text-align: right;">【STVラジオ】</p>	
7-23				<p>懇談会の検討に当たって国民のニーズや関係事業者の考え方を踏まえることや地域情報の確保を考慮して検討されたものであることに賛同する。当社は、「地方ブロック向け放送」に積極的に参加したいと考えており、マルチメディア放送実現のための周波数割当について、今後、できるだけ速やかに決定されることを希望する。また、今後検討される諸制度についても音声中心のデジタルラジオ放送が基幹的メディアとしての役割を果たせるよう、また、その重要性を十分配慮した進め方を希望する。</p> <p style="text-align: right;">【大阪放送】</p>	
7-24				<p>今回の報告書（案）に基本的に賛成である。</p> <p>地方ブロック向けデジタルラジオ放送においては、「地域振興」「地域情報の確保」の理念が的確に確保され、放送メディアとしての精神が尊重された制度整備を行っていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【熊本放送】</p>	
7-25				<p>報告書案に示された、「マルチメディア放送」を広く国民が享受しうる「放送」サービスとして位置づけるとともに、できる限り事業者の創意工夫を生かす制度設計をめざすとの方向性は適切である。</p> <p>また、V l o wの地方ブロック向けデジタルラジオの実現に向けて取り組んでいる弊社にとって、マルチメディア放送の一形態として周波数割り当てを含め具体的に記述されたことを評価する。今後、マルチメディア放送はあくまで「放送メディア」としての精神を尊重し、新規性を重視することと合わせて、放送メディアとしての信頼性確保、誰でも・いつでも・安価にサービスを受けられることを前提としての制度整備等を希望する。このことから、限られたユーザーに向けたデータ送信のためのインフラとし</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				て放送波を利用する事業は付帯的サービスとして位置づけることもあわせて希望する。 【TBSラジオ&コミュニケーションズ】	
7-26				今回の懇談会による報告書については全体として、地域情報の重要性に配慮し地方ブロック向けデジタルラジオ放送に広帯域を割当てたこと。また、既存ラジオ局のノウハウの活用等を制度化の理念として取り上げていることなど、基本的な点において賛同できる内容となっています。今後とも、放送メディアとしての精神を尊重した上での制度の整備を進めていただきたい。 特に今回の報告書によると当社のようなローカル局が参画できる余地を残しているのは「地方ブロック向け放送」であろうと推測しています。しかし報告書ではまだ、具体的な地方ブロックの大きさや区分の仕方、周波数帯の割り当て方法など、今後の検討事項も多いと考えています。 【栃木放送】	
7-27				当社は V-LOW 帯域を使用したデジタルラジオ放送の実現を目指しており、報告書案において「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」のための使用帯域がきちんと明示されている点、歓迎したい。今後、マルチメディア放送はあくまで放送メディアであるとの観点から、情報の信頼性やユーザーにとっての利便性を含め、放送メディアの精神を尊重した制度整備等がおこなわれることを、強く要望する。 【ニッポン放送】	
7-28				全体として、地域情報の重要性に配慮し地方ブロック向け放送に広帯域を割当て、また、既存ラジオ局のノウハウ活用等を制度化の理念としてあげているなど賛同できる内容となっている。今後は、放送メディアとしての信頼性確保や国民が安定的にサービスを享受できることなど、放送の精神に則し多様化する国民のニーズを満たす制度整備を希望する。 【文化放送】	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
7-29				<p>報告書（案）に対して、地方ブロック向けデジタルラジオ放送に参入を希望する弊社としては基本的に賛成である。地上放送である「マルチメディア放送」はあくまでも放送メディアとしての公共性が求められ、すべての国民に対しての信頼性を確保するとともに、無料、または安価なサービスが享受されることを前提として検討していただきたい。特にラジオ放送は、これまで国民の安心安全を守るメディアとして絶大な信頼性を確保してきており、デジタルラジオも地域に根差した放送として、災害時等は報道機関としての公共的役割も期待されていると考える。今後、制度整備にあたっては、国民に信頼されるメディアという観点からの検討を望みます。</p> <p style="text-align: right;">【毎日放送】</p>	
7-30				<p>地方ブロック向けデジタルラジオ放送に広域帯を割り当てるなど地域情報の重要性に配慮しており、総じて評価できる内容である。</p> <p style="text-align: right;">【和歌山放送】</p>	
7-31				<p>今回の報告書（案）について、Viewの地方ブロック向けデジタルラジオに参入を希望している弊社は基本的に賛成する。今後、地域情報の重要性に配慮した制度整備等を行っていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【山陽放送】</p>	
7-32				<p>地域情報の重要性と既存ラジオ局のノウハウの活用等が配慮され、「地域ブロック向けデジタルラジオ放送」に帯域を割当てられた事を評価したい。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送】</p>	
7-33				<p>全体として、「地方ブロック向け放送」について、地域振興、地域情報の重要性に配慮して広帯域が割当てられていることや、既存ラジオ局のノウハウの活用等を制度化の理念としてあげているなど賛同できる内容となっている。</p> <p style="text-align: right;">【山口放送】</p>	
7-34				<p>「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」は、従来の音声放送とは異なる新たなマルチメディア放送と認識するが、視聴者サービス及び地域振興、</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				地域情報確保の観点から蓄積された既存放送事業者のノウハウの活用など十分配慮願いたい。 【エフエム長崎】	
7-35				「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」と、その帯域を確保していることに賛同する。加えて「既存ラジオ放送のノウハウの活用」の記述も高く評価したい。今後は、「マルチメディア放送」サービスの実現を目指すため、現行のFM放送の実績やノウハウの活用を望みたい。 【エフエム福岡】	
7-36				「地方ブロック向けデジタルラジオ放送」は、既存ラジオ放送とは異なる新規サービスである。しかし、民放ラジオ放送は、全体として半世紀を越える歴史の中で、地域に根ざし、生活を豊かにする番組や情報を届け、非常災害時への対応など、地域メディアとしての役割を担ってきている。この長い間に培ってきたノウハウが、新サービスでも生かされるような、放送メディアとしての制度とすることを要望する。 【エフエム熊本】	
7-37				ISDB-T マルチメディアフォーラムは、日本を代表する放送局やコンテンツプロバイダー、通信事業者、製造事業者などの企業が5月30日現在80社が参加している。これら多数の企業が、日本で開発された国際標準規格であり、メディア横断的に用いることのできるISDB-T方式を基本に、新しいマルチメディア放送サービスと、既に実用化されているサービスとの共用や両立性、共用端末の製造技術などを幅広く検討している。 本周波数の有効利用にあたっては、我が国が開発した技術、知的財産を活かし、将来も日本の技術開発能力を活かして円滑にサービスが開始できることを希望する。 【ISDB-Tマルチメディアフォーラム】	今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。
7-38				①今後、世の中は挙げて受信機のデジタル化、マルチメディア化が進むと予想されます。こうした状況下で国がアナログラジオを存続させるとい	今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>う方針であったとしても、アナログTV終了により変化していく放送メディアに対し、ユーザである国民の選択肢から次第にアナログはなくなっていくのではないかと考えられます。特に想定されるマルチメディア端末は機能向上が著しく、受信機の買い替えサイクルも従来の受信機に較べ頻繁になると考えられ、音声放送だけの継続的なサービス提供に不安が残ります。</p> <p>②一方、長い期間聴取されてきたラジオ放送は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方ラジオ局のローカル放送時間はTVに比べ圧倒的に長時間であり、地域密着の情報が多く地域の文化の発展に寄与してきた。 ・高い携帯性能により非常時の情報収集ツールとなっている。特に県や市など自治体と防災協定を締結し、また、緊急地震速報など緊急時対応進め非常災害時の情報収集メディアとして定着している。 ・非健全者（特に目の不自由な方々）に対しては重要な情報源となっている。 ・TVメディアに比べ制作が比較的簡易にできることにより安価な地域広告が可能である。 <p>等、音声メディアならではの文化を築いてきました。これは、デジタル放送に変わっても不変であり、「地域ブロック向けデジタルラジオ放送」が地上アナログラジオ放送の緩やかなデジタル移行先と考えます。</p> <p>以上により、地域ブロック向けデジタルラジオ放送という呼称並びにその放送帯域にV-LOWを割り当てる報告書案に賛成します。なお、今後はラジオ放送が培ってきた放送メディアとしての精神を尊重し早期の制度整備を期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【エフエムラジオ新潟】</p>	<p>承ります。</p> <p>なお、13ページでは、「地方ブロック向けデジタルラジオ」と表記していますが、サービスの内容等は「マルチメディア放送」であることを前提とし、「全国向け放送」と差異を設けていません。</p>
7-39				<p>受信機のデジタル化、マルチメディア化が猛烈なスピードで進む中、国のアナログラジオを存続させるという方針があったとしても、アナログTV終了により変化していく放送メディアに対し、ユーザである国民の選択肢</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>から次第にアナログがなくなると考えられます。</p> <p>また、想定されるマルチメディア端末は機能向上が著しく、受信機の買い替えサイクルも従来の受信機に比べ頻繁になると考えられ、レガシーメディアである音声放送の継続的なサービス提供に不安が残ります。</p> <p>一方、長い期間聴取されてきたラジオ放送は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・映像サービスでは不可能な「ながら聴取」が可能 ・地方ラジオ局のローカル放送時間はTVに比べ圧倒的に長時間であり、地域密着の情報が多く地域の文化の発展に寄与してきた ・高い携帯性能により非常時の情報収集ツールとなっている県や市など自治体と防災協定を締結し、また、緊急地震速報など緊急時対応進め非常災害時の情報収集メディアとして定着している ・特に非健常者（目の不自由な方々）に対しては重要な情報源となってきた ・TVメディアに比べ広報番組の制作が比較的簡易にできることにより安価な地域広告が可能 <p>等、音声メディアならではの文化を築いてきました。これは、デジタル放送に変わっても不変であり、「地域ブロック向けデジタルラジオ放送」が地上アナログラジオ放送の緩やかなデジタル移行先と考えます。</p> <p>以上より、地域ブロック向けデジタルラジオ放送という呼称並びにその放送帯域にV-L O Wを割り当てていただいた報告書案に賛成します。尚、今後はラジオ放送が培ってきた放送メディアとしての精神を尊重し早期の制度整備を期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【静岡エフエム放送】</p>	
7-40				<p>今後の時代環境を考えると、全ての機器・メディア・コンテンツがデジタル化されていく中で、AM・FMラジオだけがアナログ放送を続けていけるのか極めて疑問です。しかし音声メディア（ラジオ）の役割は、その特性からアイズフリーのメディアとして、また災害時の地域情報発信メデ</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p> <p>なお、マルチメディア放送は、</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>ィアとして、誰でも何時でも情報や娯楽を安価に受けられるメディアとして、その社会的な役割を継続させていくべきものです。「アナログの終焉からデジタルへ」を前提としたスキーム作りを、ラジオ放送事業者として強く希望します。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送】</p>	<p>アナログラジオをデジタル化するためのものではなく、新たな放送サービスとして期待されるものです。</p>
7-41				<p>全国に100社以上ある民間（アナログ）ラジオ事業者は、自らの事業が今後どうなるかについて大きな懸念を持っています。ラジオ放送（アナログ）の制度はそのままであっても、社会の趨勢によりアナログラジオはいつしか消滅することも考えられます。ラジオ市場規模が変化しないと仮定すると、デジタルラジオの進展により、アナログラジオの市場規模が減少することは明らかです。地方では職場でも家庭でも、携帯電話による移動受信ではなく、固定受信または自動車内の移動受信が定着しており、今後もその形態は大きく変化するとは思えません。戦後約60年間に渡り培われてきた地域密着メディアとしてのラジオ文化が、デジタル時代においても継承されるよう、アナログラジオのデジタル化を含め今後のありかたを議論する場が設けられることを切望します。</p> <p style="text-align: right;">【ベイエフエム】</p>	<p>本懇談会は、90-108MHz 及び 207.5-222MHz の周波数帯域を用いる放送について検討を行ったものです。</p>
7-42				<p>意見の対象となる箇所「第2章 実現する放送」、「第3章 周波数の割当て」に対して、全国のコミュニティ放送局の団体としての意見は、現在200局を超え、毎年10数局以上の新規開局が見られる現状では今回の意見書にあるデジタル新型コミュニティ放送局を検討することは難しいと考える。今回のVHF Low（90～108MHz）にコミュニティ放送と地方ブロック向けのデジタル放送を想定しているが、受信端末の普及の目処がたたない今、検討するには困難な状況である。現在のアナログ周波数帯域（76～90MHz）の周波数の不足こそ問題と考える。本来、有限な資源である電波を有効利用するためには、VHF Low（90～108MHz）のみならず現行のアナログ放送（76～90MHz）も含めた周波数の配置を再検討し、次世代のデジタル化の議</p>	<p>報告書（案）は、既存のコミュニティ放送をデジタル新型コミュニティ放送に移行させることを提言しているものではありません。</p> <p>ご指摘は、今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>論を十分に行った後に実現することが望ましい。コミュニティ放送局は全国に217局（平成20年6月現在）開局しているが、北海道、東北などの地方では町村合併等による面積の拡大のために、十分な放送エリアが確保できない地域も多い。また、首都圏（関東、近畿、東海）地方では旺盛な開局希望の自治体が多く存在する。これらの地域に電波を割り当てると、テレビのデジタル化で生じる、空き周波数は直ぐに不足に陥ることは必須である。結果、それ以外の地域では永久に放送局を開局することは不可能になる。これらの問題を解決するには、現行の放送法、特にコミュニティ放送に係わる法律の抜本的な改正の議論が必要になる。</p> <p>また、これまで超短波放送（FM）からの電波によって、アナログテレビが混信することを避けるため、多くの地域で、ガードバンドとして85MHz～90MHzの割当が行われておらず、テレビを優先とする電波政策が行われてきました。</p> <p>テレビのデジタル化に伴い、この周波数帯が開放されることを期待しておりますが、マルチメディア放送の置局に関する技術基準の策定の際には先発メディアの超短波放送（FM）が優先されるよう、配慮をお願いしたい。</p> <p>コミュニティ放送の制度の創設より、15年が経過し、当初想定されたコミュニティ放送局の役割は大きく変わり、新たなコミュニティ放送の役割は国民の社会生活において不可欠なものとなりつつある。特に災害大国であるわが国ではコミュニティ放送局の必要性は大きい。安心安全な社会を作るには全国的なメディアと地方のメディア、そして地域メディアの融合があつてこそ、国民生活の安全は守られると考える。</p> <p>ラジオのデジタル化の推進は必要と考えるが、現行のアナログ超短波放送は高齢化社会を迎える社会ではあと10～20年は必要となる。</p> <p>結論として、コミュニティ放送局は早急なデジタル化を望まない。現行のアナログ放送の再編を含めた議論を開始し、コミュニティ放送、地域放送局などの業界、そして国民的な議論の後に十分な準備期間を経た後にデ</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>デジタル化を推進することが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">【日本コミュニティ放送協会】</p>	
7-43				<p>既存の放送とは違ったビジネスモデルが予測されるため、設備投資以外にも想定しえない事態が予測される。このため、税制上などの優遇措置の制度整備を強く望む。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム熊本】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。</p>
7-44				<p>(編注：車載向けサービスについて) 携帯電話以外の端末の実現性も加えられることを望む。</p> <p style="text-align: right;">【エフエム大阪】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。</p>
7-45				<p>本メディアは、有料・無料、ストリーム型・ファイル型等、サービス形態が複合化する。ユーザーにはサービスやコンテンツそのものが重要であり、新しいサービスが柔軟に展開できる様、特に著作権上の整備等を希望する。</p> <p style="text-align: right;">【伊藤忠商事】</p>	<p>本懇談会は、90-108MHz 及び 207.5-222MHz の周波数帯域を用いる放送の在り方について検討を行ったものです。</p>
7-46				<p>・また、2011年以降の早期サービス開始には、2011年以前の技術規格策定が必須であり、併せて、2011年までの「デジタルラジオ」受信者が、スムーズに「マルチメディア放送」を受信できるような配慮も必要と考える。</p> <p style="text-align: right;">【デジタルラジオ推進協会】【再掲】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。</p>
7-47				<p>現在、東阪で行っている実用化試験放送をスムーズにV low帯の本放送に移行できるよう制度整備、周波数利用計画を策定するよう希望する。</p> <p style="text-align: right;">【TBSラジオ&コミュニケーションズ】</p>	
7-48				<p>当社はDRP中核メンバーの一社として、実用化試験放送に参加するとともに、理事長社として実用化試験放送の運用に大きく寄与してきたと自負している。総務省の指導の下、2001年にDRPが設立され、免許を受けて実用化試験放送がおこなわれてきていることに鑑み、技術基準や多様なサービスの開発、実験等で積み重ねてきた実績をきちんとふまえた対応を</p>	

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				<p>御願いたい。</p> <p>上記、実用化試験放送にあつては、すでに約 190 万台の受信端末が、ユーザーに利用されている。2011 年以降、現在アナログ・テレビの 7ch 帯域を使っておこなわれている実用化試験放送から、スムーズに本放送に移行できるよう、制度整備、周波数利用計画の策定を御願いたい。</p> <p style="text-align: right;">【ニッポン放送】</p>	
7-49				<p>実用化試験放送においては、すでに約 190 万台の受信端末が発売され、ユーザーが存在する。シームレスに 2011 年以降のデジタルラジオ本放送プログラムを享受できることが視聴者保護の観点から必要と考える。したがって、実用化試験放送からスムーズに本放送に移行できるような制度整備、周波数利用計画の策定を御願いたい。</p> <p style="text-align: right;">【文化放送】</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として承ります。</p> <p>なお、マルチメディア放送は、新たな放送として制度化するものです。</p>
7-50				<p>（使用する周波数帯について）使用周波数帯が、平成 23 年停波予定のアナログテレビの部分とのことだが、現在試験放送で使用している端末利用者へのフォローは考えているのか？</p> <p style="text-align: right;">【個人等（水上圭輔）】</p>	<p>実用化試験放送は平成 23 年までのものであることを明確にして開始したものです。そのためその対応については事業者において適切に行われることが期待されるものと考えられます。なお、現在試験放送で使用している端末は、新たに割り当てる周波数には対応していないものと考えています。</p>
7-51				<p>・なお、制度整備その他に事情により、本放送開始時期が延びるようであれば、それに応じ、7ch の実用化試験放送の期間を延長するなど、受信</p>	<p>今般の意見募集に係る報告書（案）に対する参考意見として</p>

No	項	項目	頁	提出意見【提出者名】	懇談会の考え方
				者保護に十分配慮した施策を望む。 【デジタルラジオ推進協会】	承ります。
7-52				置局計画を策定する際に必要となる送り回線についての検討を始めていただきたい。 【TBSラジオ&コミュニケーションズ】	今般の意見募集に係る報告書(案)に対する参考意見として承ります。
7-53				放送の国内規格の検討と並行して、放送ネットワークの構築に必要なSTL・TTL等の伝送系についても周波数の確保や技術規格の検討を行うことが必要と考えます。 【栃木放送】	
7-54				放送の国内規格の検討と並行して、放送ネットワークの構築に必要なSTL・TTL等の伝送系についても周波数の確保や技術規格の検討を行なうことが必要と考える。 【文化放送】	
7-55				置局計画を策定するにあたって、必要となる送り回線のための周波数確保について検討をお願いします。 【毎日放送】	
7-56				放送ネットワークの置局計画策定の際に必要なSTL・TTL等の伝送系についても周波数の確保や技術規格の検討を行うことが必要と考えられる。 【エフエム熊本】	
7-57				アナログFMラジオ用として周波数が割当てられながら、現実にはTV1ch、TV4ch、TV5chが置局されている地域において混信防止のために使用が制限されている周波数帯域(85~90Mhz)におけるFMラジオ放送での活用方針については今回見直しが必要であり、当該周波数を活用するサービスの全体像を、早期に検討されることを希望いたします。 【デジタル放送研究会】	本懇談会は、90-108MHz及び207.5-222MHzの周波数帯域を用いる放送について検討を行ったものです。